



発行 平成 20 年 1 月  
発行者 下妻市 企画財務部企画課  
〒304-8501 茨城県下妻市本城町 2 丁目 22 番地  
TEL. 0296-43-2111(代) FAX. 0296-43-4214  
URL. <http://www.city.shimotsuma.lg.jp/>

第5次下妻市総合計画

輝く自然・あふれるやさしさ・活力みなぎるまち しもつま

下妻市

## 第5次下妻市総合計画

# 輝く自然・あふれるやさしさ・活力みなぎるまち しもつま

～人がいきいきかがやくまち～



下妻市

# 第5次下妻市総合計画

下 妻 市

# 第5次下妻市総合計画の 策定にあたって



本市では、平成18年1月1日の千代川村との市村合併を経て、市民の皆さまとともに、新市建設計画に基づく新たなまちづくりに取り組んでまいりました。

この度、両市村が培ってきた市域の魅力を高め、県西地域の中心都市としてより一層の発展を目指すため、今後10年間の下妻市の進むべき方向を位置づけた第5次総合計画を策定いたしました。

地方自治を取り巻く状況は、少子高齢化の急速な進行、高度情報化、国際化の進展、地球規模での環境問題の顕在化、経済成長の低迷など社会経済状況が大きく変動しています。これに伴い、地方自治体のあり方も見直しを行い、複雑かつ多様化する市民ニーズに的確に対応するため、市民参加と協働による新たな施策が求められています。

本市では、地方分権の進展や行財政改革において、行政運営が大変厳しい状況に直面しており、限られた財源の中で地域資源の有効活用やまちの潜在能力を引き出し、質の高い魅力あふれるまちづくりを展開していかなければなりません。

第5次総合計画では、美しく輝く自然の中で、人々の心にやさしさがあふれ、集い楽しめる場や働く場がある活力みなぎるまちを目指し、また、大切な人の個性を磨き、互いに支え助けあうことで、人がいきいきかがやくまちを目標とし、市の将来像を「輝く自然・あふれるやさしさ・活力みなぎるまち しもつま」と設定いたしました。

今後は、この計画に基づき、市民と行政が一体となり、協働して取り組んでいきたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたって、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただいた、市民の皆さまをはじめ、下妻市総合計画審議会委員並びに市議会議員各位に心から感謝を申し上げます。

平成20年1月

下妻市長 **小倉敏雄**

# 総合計画目次

<b>第1編 総論</b>	<b>1</b>
第1章 総合計画策定の主旨	1
第2章 総合計画策定の視点	1
1 計画の実行性の確保	1
2 新市の一体性の確立	2
3 地域特性の活用	2
4 計画策定への市民の参画	2
第3章 総合計画の構成と期間	2
1 計画の構成	2
2 計画の内容と期間	3
第4章 下妻市の新たな挑戦	4
1 私たちの下妻市・・・まちの現況	4
2 社会・経済の大きな変動と地方をめぐる環境変化	6
3 国や県の計画における下妻市の位置づけ	9
4 市民等が描く将来の下妻市	10
5 新しいまちづくりへの挑戦・・・まちづくりの課題	15
<b>第2編 基本構想</b>	<b>17</b>
第1章 基本理念	17
第2章 将来像の設定	18
第3章 人口フレームの設定	19
第4章 都市づくりの目標と施策の方向	20
1 地域で支えあいやさしく暮らせる安全安心都市を目指して	20
2 豊かな自然に囲まれた生活環境都市を目指して	21
3 人が生き生きと心豊かに暮らす文化創造都市を目指して	22
4 快適に働く場がととのった産業活力都市を目指して	22
5 とともに力をあわせてすすむ自立協働都市を目指して	23
第5章 土地利用構想	24
1 土地利用構想	24
2 土地利用構想実現の方策	28
第6章 施策の大綱	29

## 第3編 基本計画

31

### 第1章 地域で支えあいやさしく暮らせる安全安心都市

- |   |   |    |
|---|---|----|
| 1 | 利用者本位の福祉サービスの実現を図ります                        | 32 |
|   | (1) 福祉に対する理解を広め、地域活動への参加を促進します（地域福祉）        | 34 |
|   | (2) 生活に困った人や親を支え、自立を促進します（母子父子、低所得者福祉）      | 36 |
|   | (3) 元気で生きがいに満ちた高齢期を創造します（高齢者福祉）             | 38 |
|   | (4) 高齢者が地域で暮らし続けるための介護環境をつくります（介護保険）        | 40 |
|   | (5) 安心して子育てができるしくみをつくります（児童福祉、子育て）          | 42 |
|   | (6) 障害のある人にやさしいまちをつくります（障害者福祉）              | 44 |
| 2 | いのちを守り健康の維持と増進を図ります                         | 46 |
|   | (1) 生涯にわたり、健康に暮らせるしくみをつくります（保健）             | 46 |
|   | (2) 安心して医療が受けられるよう、医療体制の充実を図ります（医療）         | 48 |
| 3 | 安全安心な地域社会をつくります                             | 50 |
|   | (1) 災害から身を守り、安心して暮らせるまちをつくります（防災、国民保護）      | 50 |
|   | (2) 犯罪や事故から身を守り、安心して暮らせるまちをつくります（交通安全、防犯対策） | 52 |
|   | (3) 社会保障制度の周知に努め、安定した生活を支えます（国保、後期高齢者医療、年金） | 54 |
|   | (4) 消費生活の安定・向上のための支援をします（消費者支援）             | 56 |
|   | (5) 大切ないのちを守る消防救急体制を整えます（消防、救急）             | 58 |
| 4 | 交流と参加により豊かなコミュニティをつくります                     | 60 |
|   | (1) 人を活かしたまちづくりを進めます（住民自治、まちづくり）            | 60 |
|   | (2) 地域の輪を広げ、交流をとおしてまちの活性化を図ります（地域間交流、国際交流）  | 62 |
|   | (3) 情報を公開することにより参加型の社会をつくります（広報広聴、情報公開、情報化） | 64 |

### 第2章 豊かな自然に囲まれた生活環境都市

- |   |   |     |
|---|---|-----|
| 1 | 地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めます                           | 66  |
|   | (1) 自然と共存する土地利用の形成に努めます（土地利用）                     | 68  |
|   | (2) 地域個性を活かした魅力ある都市計画を進めます（都市計画）                  | 70  |
|   | (3) コンパクトな市街地整備を推進します（市街地）                        | 72  |
|   | (4) 自然を活かした公園緑地の整備と管理を行います（公園、緑化）                 | 74  |
|   | (5) 自然に親しみ快適に住むことができる住宅、宅地を確保します（住宅、宅地）           | 76  |
|   | (6) いつまでも住み続けたい魅力ある住環境をつくります（景観、住環境）              | 78  |
|   | (7) 自然を守り、住み良い生活環境を確保します（公害）                      | 80  |
|   | (8) 自然の中にこころのよりどころを求めます（墓地、葬斎場）                   | 82  |
| 2 | 便利で快適に移動できるような交通環境の形成を図ります                        | 84  |
|   | (1) ひとやものの移動の軸となる車の利用が便利な幹線道路の整備を図ります（国道、県道）      | 84  |
|   | (2) 市内の各地をきめ細かく結ぶ生活道路の整備を図ります（市道）                 | 86  |
|   | (3) 市民生活の利便性を図るため公共交通の充実に努めます（公共交通）               | 88  |
| 3 | 快適な暮らしを支える生活環境づくりを進めます                            | 90  |
|   | (1) 安全で安心して飲める水を確保し安定的に供給します（上水道）                 | 90  |
|   | (2) より清潔で快適な生活が送れるよう、衛生的な下水道の整備に努めます（下水道）         | 92  |
|   | (3) 清らかな水と豊かな流れをもつ河川の整備と保全を図ります（河川）               | 94  |
|   | (4) 水害を防止する都市下水路・排水路の整備を図ります（排水路）                 | 96  |
|   | (5) かけがえのない環境を守り、次の世代に引き継ぎます（環境）                  | 98  |
|   | (6) ごみの減量を図り、限りある資源を大切にすリサイクル社会をつくります（ごみ対策、リサイクル） | 100 |

<b>第3章 人が生き活きと心豊かに暮らす文化創造都市</b>	102
1 学校教育を充実させ、豊かな人間性をもつ子どもの育成を図ります	104
(1) 新時代をたくましく生きる知・徳・体の調和のとれた子どもを育てます（義務教育、高等教育）	104
(2) 生きる力の基礎を育み、幼児の健やかな成長を促します（幼児教育）	106
2 地域の文化を育みスポーツの輪を広げます	108
(1) 文化活動の振興と図書館の充実を図ります（芸術・文化、図書館）	108
(2) 文化財の保護と活用を図ります（文化財、博物館）	110
(3) 健康で活力に満ち、生涯にわたりスポーツが楽しめるまちづくりを推進します（スポーツ）	112
3 家庭や地域の人材の育成を図ります	114
(1) 地域と社会で生涯にわたり学習・教育ができる機会を提供します（生涯学習）	114
(2) 家庭や地域で子どもたちの育成を見守ります（青少年育成）	116
<b>第4章 快適に働く場がととのった産業活力都市</b>	118
1 産業を活性化させるとともに雇用の創出を図ります	120
(1) 持続性のある営農環境をつくります（農業）	120
(2) 農地の確保と整備を図ります（農業基盤整備）	122
(3) 活気と魅力ある商業の再生を目指します（商業）	124
(4) 企業誘致を推進するとともに、柔軟で創造性のある工業の振興を目指します（工業、企業誘致）	126
(5) 地域の特性を活かした魅力ある観光資源を活用し、まちの目玉にします（観光）	128
(6) 既存の産業を育成しながら、地域の資源を活用した新しい産業を創造します（地域資源活用、産業創造）	130
<b>第5章 ともに力をあわせてすすむ自立協働都市</b>	132
1 市民と市が互いに信頼しあい、それぞれの役割を果たしながらまちをつくります	134
(1) 男女共同参画の推進を図ります（男女共同参画）	134
(2) 人権を守り、自立を目指します（人権、同和対策）	136
(3) 新しい時代にふさわしい行政機構をつくるために、行政改革を推進します（行政改革）	138
(4) 将来に向けたまちづくりの基礎を築くために、財政の健全化を目指します（財政）	140
(5) 市税等の公平な負担を求めます（税政）	142
(6) 成果を重視した行政運営のために、行政評価を導入します（行政評価）	144
(7) 自治体間の連携を図る広域行政を推進します（広域行政）	146
(8) まちの個性を活かしながら魅力を高め各地に発信します（地域C I）	148
(9) 行政組織や機構を改善し、質の高いサービスを提供します（行政）	150
<b>第4編 リーディングプロジェクト</b>	<b>153</b>
リーディングプロジェクト-1 生き活きとかがやく人づくりプロジェクト	154
リーディングプロジェクト-2 地球にやさしく豊かな自然をまもるプロジェクト	156
リーディングプロジェクト-3 市民との協働による自立したまちづくりプロジェクト	158
リーディングプロジェクト-4 魅力を発信するにぎわいと活力づくりプロジェクト	160



# 第1編 総論

## 第1章 総合計画策定の主旨

この総合計画は、合併後の下妻市におけるはじめての行政運営の指針です。

合併のメリットを活かし、市は、厳しい財政状況を乗り越えて、市民に対する行政サービスの内容と質をより高めていくことが求められています。一方、市民は、これからのまちづくりの主人公として、自分たちのまちを自ら考え、行動していくことが求められています。そのためにも、市は市民との協働をさらに進め、それぞれの役割に応じ、これからの下妻市のまちづくりを担っていくことが重要になっています。

総合計画は、平成29年度までの10年間を見据え、目指すべき下妻市の“将来の姿”とまちづくりの“みちすじ”を示すものであり、計画的な市政運営を進めていくための指針となるものです。今後、この総合計画をもとに、市民と市が協働して、輝かしい未来、そして、魅力や活力あふれる下妻市をつくり上げていくこととします。

## 第2章 総合計画策定の視点

総合計画は、新しい都市像を実現するための総合的かつ計画的な行政運営の指針であり、施策の方向性を体系的に表し、市政全般にわたる政策を統合した計画です。

また、長期的な視点に立って、社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化などに的確に対応し、地域の課題や問題を解決する実行性のある計画です。

こうしたことを踏まえ、総合計画策定にあたって、次の視点を重視しました。

### 1 計画の実行性の確保

新市建設計画を計画から実行へと展開していくため、財政計画との整合性を重視し、行政運営の指針となる総合計画とします。

市の現状と課題解決の方法を明確化するため、施策、事業の目標については可能な限り数値化及び具体化を図るとともに、手段となる主要な施策、事業の実施計画を明らかにします。

生活者の視点や市民と行政との協働、経営的視点を重視し、行財政改革大綱や財政計画との整合性を踏まえた総合計画とします。

## 2 新市の一体性の確立

新市の一体性の確立と地域の均衡ある発展を実現していくために、新市建設計画を踏まえた総合計画を策定します。

新市建設計画は、2市村の総合計画を踏まえ、合併後の新しいまちづくりの基本指針を示すものであり、合併に伴う財政支援を受ける際の根拠となるものです。総合計画の策定にあたっては、この新市建設計画を踏まえ、新しいまちの行政運営のためのプランを策定します。

また、部門相互の連携による実行性のある行政運営を展開するため、各種分野別計画の指針となる総合計画とします。

## 3 地域特性の活用

地域の歴史や文化、産業、人材などの多彩な特性を活かした個性ある地域づくりと市民生活の向上を促進する総合計画とします。

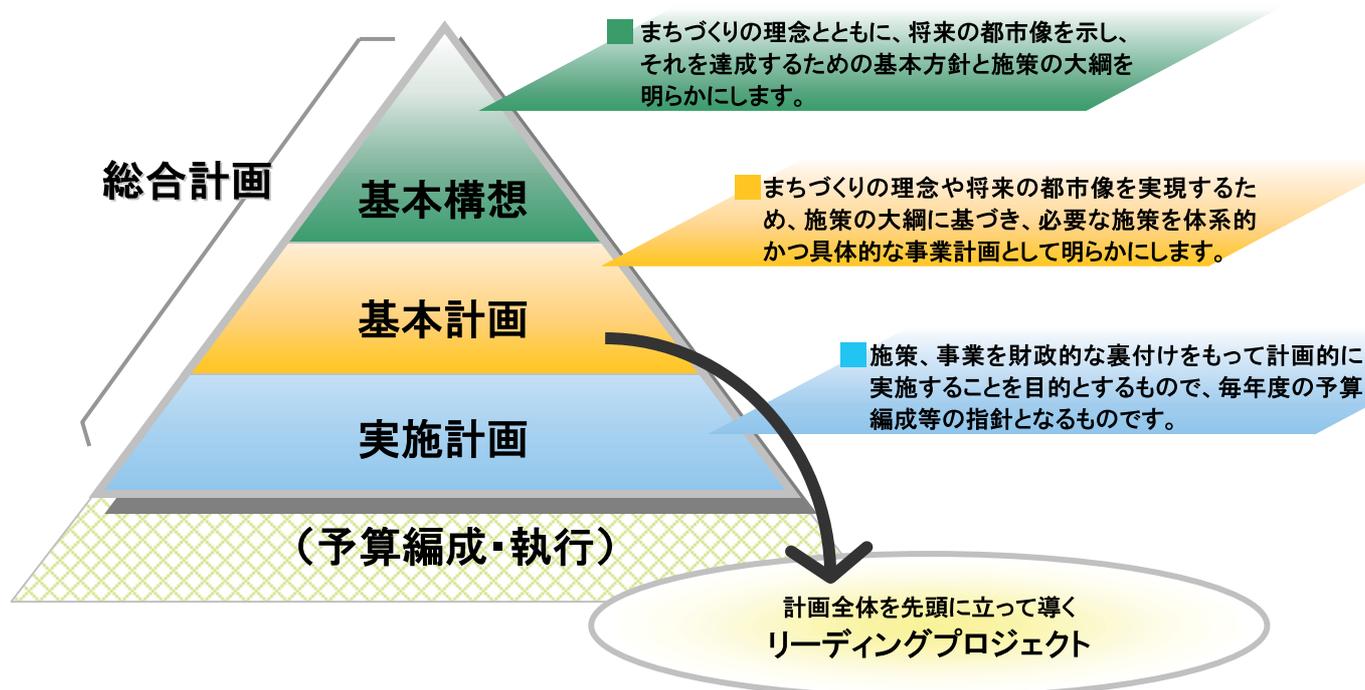
## 4 計画策定への市民の参画

市民が計画策定に参画できる方法を取り入れるとともに、市民にとって身近な計画とするため、簡潔で分かりやすい表現とします。

# 第3章 総合計画の構成と期間

## 1 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3階層で構成します。また、計画全体を先頭に立って導くリーディングプロジェクトを掲げます。



## 2 計画の内容と期間

基本構想の期間は、平成20年度から平成29年度までの10カ年計画とし、基本計画は、社会経済情勢の変化に対応するため、前期・後期ごとの5カ年計画とします。また、実施計画は、基本計画との一体化を図るため、毎年度ローリングによる3カ年計画とします。

### (1) 基本構想「10カ年計画」平成20年度～平成29年度

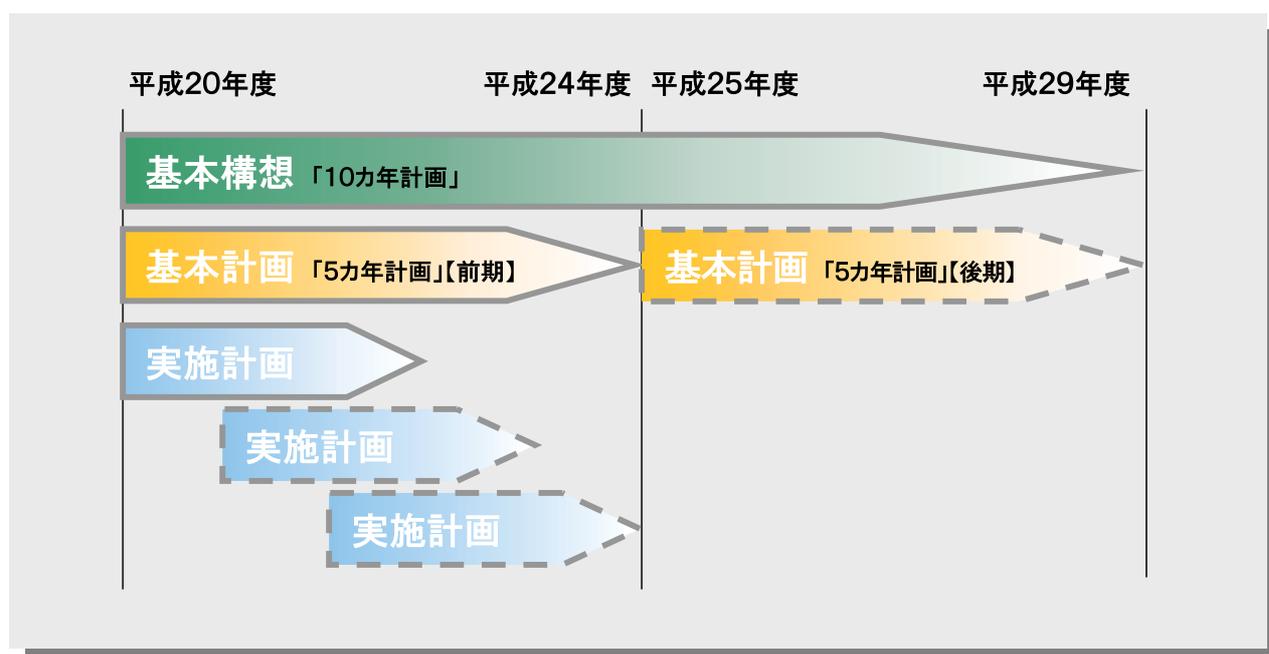
基本構想は、長期的な展望に立って総合的かつ計画的な行政運営を行うための指針であり、まちづくりの理念と将来の都市像を示すとともに、それを達成するための基本方針と施策の大綱を明らかにするものです。

### (2) 基本計画「5カ年計画」【前期】平成20年度～平成24年度、【後期】平成25年度～平成29年度

基本計画は、基本構想で定めたまちづくりの理念や将来の都市像を実現するため、施策の大綱に基づき、必要な施策を体系的かつ具体的な事業計画として明らかにするものです。

### (3) 実施計画「3カ年計画」毎年度ローリング

実施計画は、基本計画に定めた施策、事業を財政的な裏付けをもって、計画的に実施することを目的とするもので、毎年度の予算編成等の指針となるものです。





# 第4章 下妻市の新たな挑戦

## 1 私たちの下妻市・・・まちの現況

私たちの下妻市は、実りある農地や平地林などの緑が豊かで、東を小貝川、西を鬼怒川の清流が流れ、まちの中央には、桜の名所となる砂沼があり、美しい自然に恵まれています。また、広大な田園風景の中にそびえる「筑波山」の景観は魅力の一つとなっています。

人々は、古くからこれらの自然を愛で、保全するとともに、農業にも活かしてきました。その農業は、広い大地のもとに、県内有数の農産物産出地域を形成しています。

つくばエクスプレスの開通に伴い便利になった鉄道や、進捗する首都圏中央連絡自動車道の整備など、交通網の改善に伴い、東京などの大都市にも近いという利便性が高まっています。

長い歴史と文化に育まれた市は、多くの人材を輩出しています。行政においても、学校教育や生涯学習に力を入れてきました。「ひと」を育て、大切にす風土と行政が根づいています。

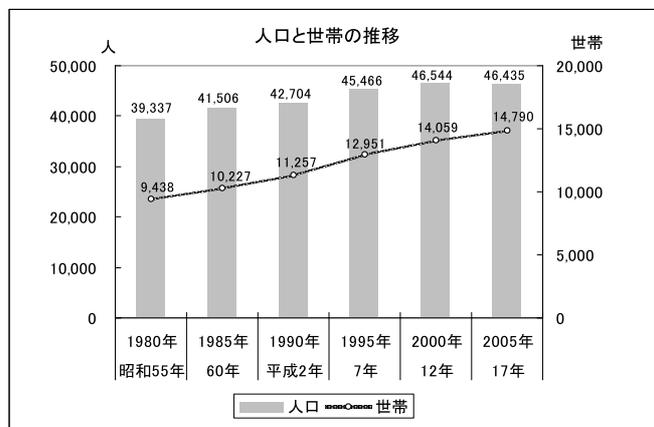
このように、河川や緑地などの豊かな自然や美しい景観、実りある農業、利便性が高まった交通条件、そして人を大切にすあたたかみを併せもっているという点で、立地条件や資源・風土に恵まれています。

その一方で、人口の減少と少子高齢化の進展、減少傾向にある工業、低落傾向が見られる商業、そして苦しい状況にある財政事情など、厳しい現実にも直面しています。

### ◇人口、世帯

市の人口は、昭和 43 年まで減少した後増加を続け、平成 12 年(2000 年)には、46,544 人となりました。しかし、平成 12 年から平成 17 年にかけて、人口は減少しました。

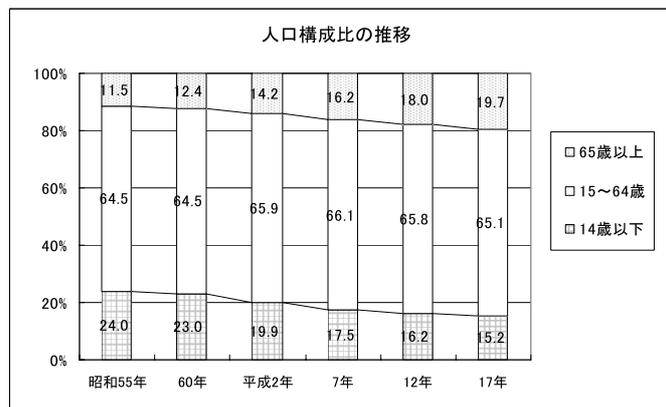
世帯数は、核家族化の進行などにより一貫して増加を続け、平成 17 年には 14,790 世帯で、昭和 55 年の約 1.5 倍強に達しています。



資料：国勢調査

### ◇人口構造

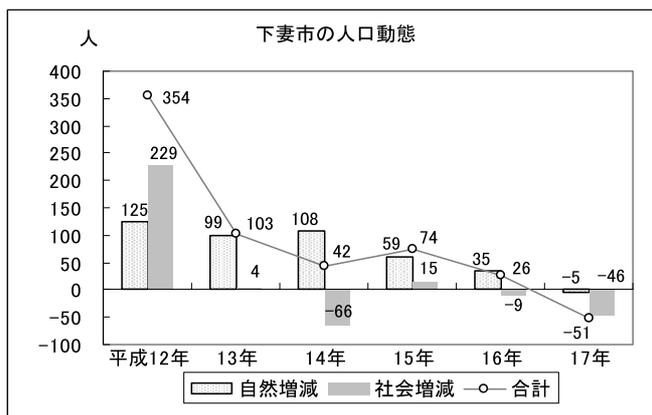
65 歳以上の人口比率は昭和 55 年に 11.5%であったものが、平成 17 年には 19.7%となっています。これに対して、14 歳以下の人口比率は、昭和 55 年の 24.0%であったものが、平成 17 年には 15.2%となっており、少子高齢化が進んでいます。



資料：国勢調査

◇人口動態

平成12年には、自然増が125人、社会増が229人でしたが、平成17年には自然減が5人、社会減が46人となっています。

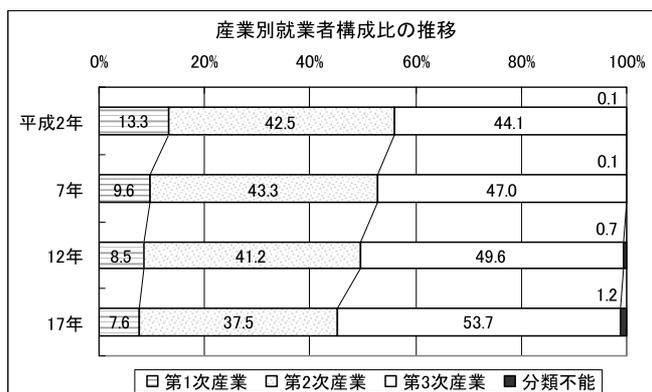


資料：茨城県常住人口調査

◇就業人口

平成17年の国勢調査によると、下妻市の就業人口は24,072人となっており、平成12年の24,615人に比べると543人(2.2%)減少しています。

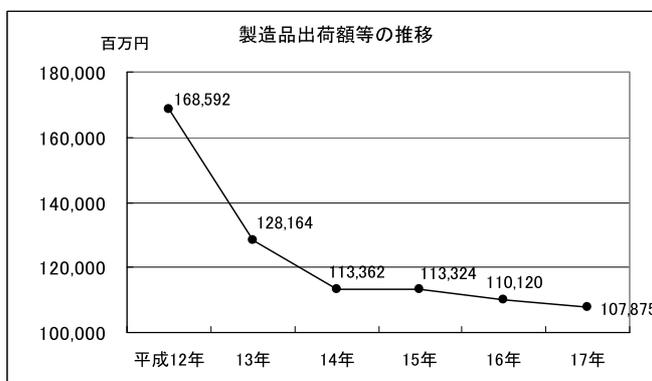
産業別割合で見ると平成17年では、第1次産業7.6%、第2次産業37.5%、第3次産業53.7%となっており、第1・2次産業が減少し、第3次産業が増加しています。



資料：国勢調査

◇工業

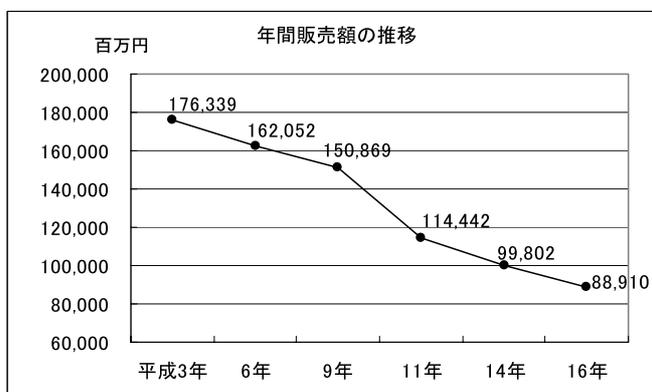
製造品出荷額等は、平成12年以降減少傾向を示し、平成17年には約1,079億円となり、平成12年の出荷額等の65%まで落ち込んでいます。



資料：茨城の工業

◇商業

長期の景気低迷による消費の冷え込みや、近隣大型商業施設への購買流出などが見られ、年間販売額は減少し、平成16年には約889億円となり、平成3年の年間販売額の約半分にまで落ち込んでいます。



資料：茨城の商業

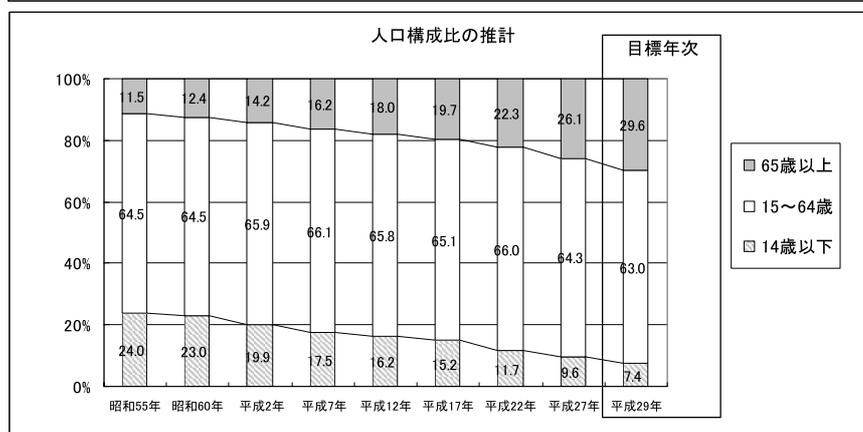
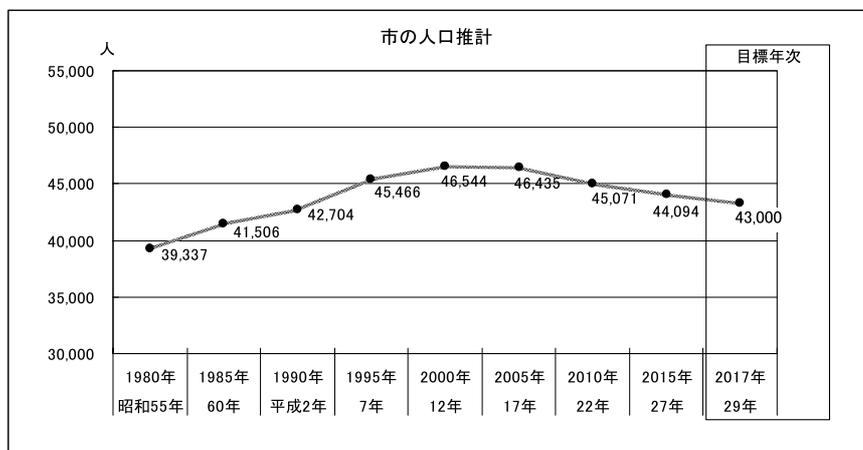
## 2 社会・経済の大きな変動と地方をめぐる環境変化

### (1) 少子高齢化、人口減少社会

- ・少子化によって、現行の社会保障制度が維持できなくなり、労働力の低下により地域の産業経済が低迷する恐れがあります。少子化対策として、子どもを産み安心して育てられる環境整備が求められています。
- ・高齢化の急速な進展によって、介護が必要な高齢者が増え、家族の負担や医療・介護などの社会保険制度を圧迫します。また、災害時の避難が困難になるなど安全な暮らしが維持できない世帯が増えていきます。高齢化対策としては、地域で支えあいながら、健康で生きがいをもって暮らせる長寿社会が求められています。
- ・出生率の低下による人口減少期を迎え、これまでの発展・成長型社会から、成熟型社会に移行することにより、市街地拡大の抑制とコンパクトなまちづくりが求められています。

#### (下妻市の動向)

- ・下妻市の人口は、平成 12 年をピークに平成 17 年には減少を示しました。コーホート推計※によれば今後も市の人口は減少が予想されます。
- ・高齢者人口比率は、平成 17 年の 19.7%から平成 29 年では 29.6%に増加することが予測されます。
- ・市外から若年層の人口の流入を確保し、人口の減少を最小限にとどめるとともに、人口の高齢化を少しでも低減するために、行ってみたくなる、住んでみたくなる、魅力あるまちづくりを進める必要があります。



※コーホート推計：年齢別（5歳階級）人口をもとに、各年齢層ごとに生存率と出生率を乗じ、自然増減のみを見込んで推計する方法。ここでは、平成17年国勢調査の年齢別（5歳階級）人口をもとにした。

## (2) 持続可能な循環型社会

- ・地球温暖化や酸性雨など地球環境問題への対応として、地域社会においては自然環境の保全とエネルギー対策が求められています。
- ・市民生活においては、消費型から省資源・リサイクル型の生活様式への転換が求められています。

### (下妻市の動向)

- ・市民から排出されるゴミの分別収集に取り組み、ゴミの減量化や資源ゴミの有効利用を進めてきました。
- ・今後は、よりよい環境を創造する観点から、市民、事業者、市がそれぞれの役割に基づいて環境に取り組むための環境基本計画や地球温暖化対策地域推進計画を策定します。

## (3) 安全・安心社会

- ・阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、新潟県中越沖地震などを契機として、防災や安全なまちづくりに対する意識が高まっています。
- ・小学生を対象とする凶悪な犯罪が増大する中、市民の防犯意識も高まっており、安全で安心に暮らせる社会づくりが求められています。

### (下妻市の動向)

- ・過去に小貝川の決壊など、大きな水害に見舞われたことがあります。
- ・災害の未然防止のために、防災行政無線の整備や茨城県防災情報ネットワークシステムの整備などを行ってきました。
- ・災害が生じた場合の被害を最小限に抑えるために、市の防災に関する基本的な計画である地域防災計画の見直しを行いました。
- ・市民、事業者、市が協力して、防犯に対応したまちづくりを進めています。
- ・下妻地区被害者支援連絡協議会を発足し、犯罪被害者及びその遺族に対する支援活動を推進しています。

## (4) 高度情報化社会

- ・インターネットや携帯電話等の急速な普及に伴って、行政サービスにおいても情報通信手段の多様化や情報入手の迅速化が求められており、情報通信基盤の整備や情報通信手段の活用を図る必要があります。

### (下妻市の動向)

- ・情報通信技術を活用した行政サービスや行政情報の発信のために、行政情報システムの構築に取り組んできました。
- ・高度情報通信社会に向けて、効果的・戦略的な情報化施策を推進していくために、地域情報化推進計画を策定します。

## (5) 地方分権社会

- ・平成 12 年に施行された地方分権一括法により、分権型の行政システムに移行し、税財源の移譲と補助金等の削減による三位一体の改革により、地方自治体の自己決定と自己責任が強く求められています。
- ・安定的な財政運営のための財政再建、行政運営コストの縮減などの行財政改革が求められています。

### (下妻市の動向)

- ・合併に伴い、これまで以上に行政事務の効率化、職員の意識改革、市民と行政の役割分担の見直しなどが求められています。このため、市では、行財政改革を進めるための指針となる「第 3 次下妻市行財政改革大綱」、及び行財政改革大綱に掲げた基本項目・改革の具体的方針について計画的に実現していくための「実施計画」を策定しました。
- ・また、具体的な取り組み目標を定めた「集中改革プラン」を策定し、住民福祉の向上のために行政基盤の強化と効率的な行財政運営を図り、行財政改革を推進していきます。

## (6) 参画と協働の社会

- ・市民の行政に対するニーズが多様化・高度化する中であって、行政主体のまちづくりに限界がきており、市民が主体的に行政運営に参画したり、自分たちのことは自分たちで行う住民自治を基本とする傾向が高まっています。
- ・市民と行政が共通理解と信頼関係を築きながら、市民の主体的な参画と相互の役割分担による協働のまちづくりが求められています。
- ・男女共同参画社会基本法の施行を契機に、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野でともに参画できる社会づくりが求められています。

### (下妻市の動向)

- ・時代は参画と協働の社会に向かっているものの、市においては、まだ、市民と協働のまちづくりが進んでいるとは言えません。
- ・計画段階からの情報公開や審議会等への市民参加により、市民と市が協働でまちづくりを進めていくための条件整備を行います。
- ・市では、男女共同参画の促進とともに、各種セミナー等の開催により、男女共同意識の啓発に努めます。

### 3 国や県の計画における下妻市の位置づけ

国や県の計画によれば、下妻市は次のように位置づけられています。

計画	下妻市の位置づけ等
<p>第5次全国総合開発計画 (21世紀の国土のグラ ンドデザイン) 平成10年3月</p> <p>目標年次：平成22年度 ～27年度頃</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21世紀の国土について、地球時代、人口減・高齢化、高度情報化時代の到来を予測し、四つの国土軸（北東、日本海、太平洋新、西日本）をもつ多軸型国土軸の形成を図ることとしています。</li> <li>・東京圏については、「21世紀にふさわしい業務、生活、自然のバランスのとれた世界を代表する大都市圏域」として位置づけた上で、北関東地域及び東総地域においては、北関東、東関東自動車道の整備、常陸那珂港等や高度な情報通信基盤の整備を進めること等により、地域相互間の連携を強化し、新たな物流体系の構築、国際交流機能の強化等を図ることとしています。</li> <li>・また、宇都宮等における産業基盤や筑波研究学園都市における研究開発機能の集積を活用することにより、製造業等の集積を活かした先端技術産業の育成、研究開発機能の充実を図ることとしています。</li> <li>・下妻市は、この北関東地域及び東総地域に位置し、首都圏中央自動車道の整備促進などにより、地域連携軸の形成を図り、首都圏の一翼を担う地域として位置づけられています。</li> </ul>
<p>第5次首都圏基本計画 平成11年3月</p> <p>目標年次：平成27年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京中心部への一極依存構造から、首都圏内の各地域が、拠点的な都市を中心に自立性の高い地域を形成し、相互の機能分担と連携・交流を行う、「分散型ネットワーク構造」の構築を目指しています。</li> <li>・下妻市は、「東京都市圏（近郊地域）」と「関東北部地域」の両域に挟まれた地域に位置し、地域の拠点的な都市として、産業の高度化・商業・業務機能の集積を進めるとともに、産業・文化・レクリエーション等が調和した潤いと活力ある、自立性の高い地域の形成を図ることとしています。</li> </ul>
<p>新茨城県総合計画 (元気いばらき戦略プラ ン) 平成18年3月</p> <p>目標年次：平成37年度 ～42年度頃（基本構想） 平成22年度（基本計画）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画では、県内を北部と南部の2つの広域連携圏に分けていますが、下妻市が位置する南部広域連携圏については、次の4つの広域連携施策の展開方向を掲げています。</li> <li>①東京圏との交流拡大等を通じた躍動する都市軸の形成</li> <li>②最先端の科学技術や素材の集積を活かした我が国を代表する産業地域の形成</li> <li>③新鮮・安全で、多彩な消費者ニーズに応え、日本食を支える食料供給基地の形成</li> <li>④筑波山や霞ヶ浦、伝統、スポーツ等の恵まれた地域資源を活かした首都圏を代表する観光・交流空間の形成</li> </ul>

## 4 市民等が描く将来の下妻市

総合計画策定にあたり、市では無作為に抽出した市内在住で満20歳以上の2,020人の方及び市内の小中学生・高校生の代表562人に意向を伺いました。

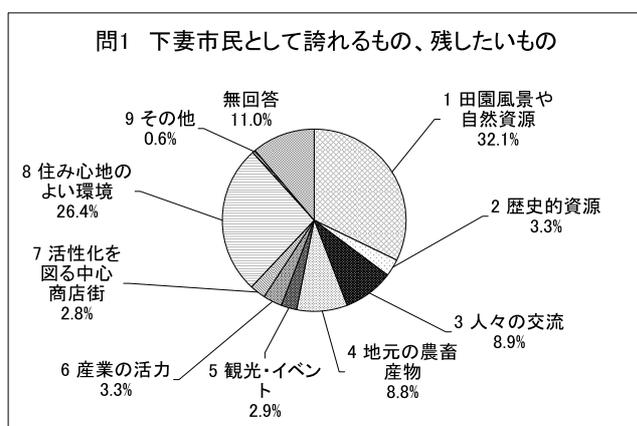
これによると、市民の方々や小中・高校生は、次のような下妻市の将来像を描いています。

### (1) 市民の意向

#### ① 「田園風景や自然資源」や「住み心地のよい環境」を誇りに思い、将来に残したい

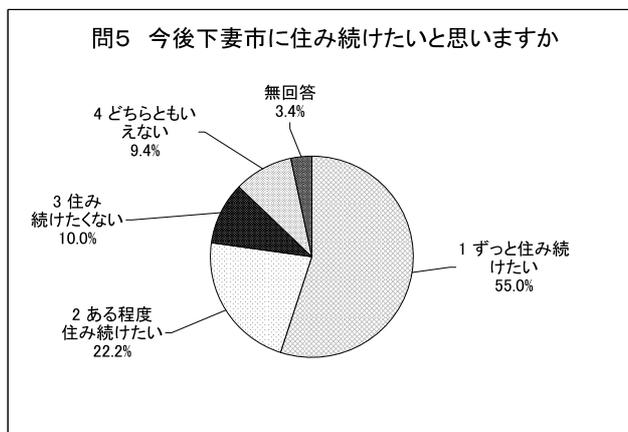
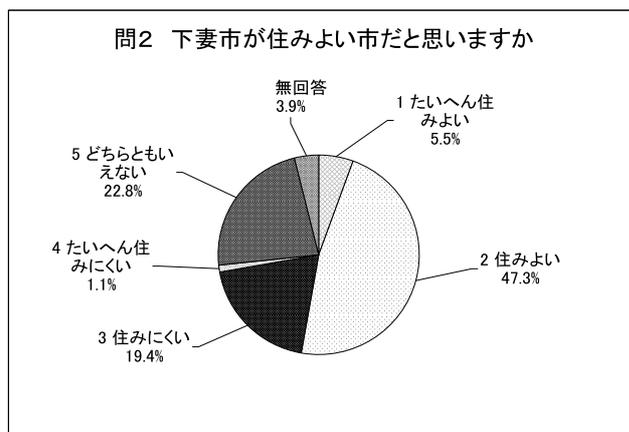
“下妻市民として誇れるもの、残したいもの”の問については、最も多かったのは、「田園風景や自然資源」でした。「住み心地のよい環境」がそれに続いています。

今の下妻市が誇れる環境を、将来とも残していきたいという意識が強く伺えます。



#### ② 下妻市は「住みよい市」で、将来も「住み続けたい」

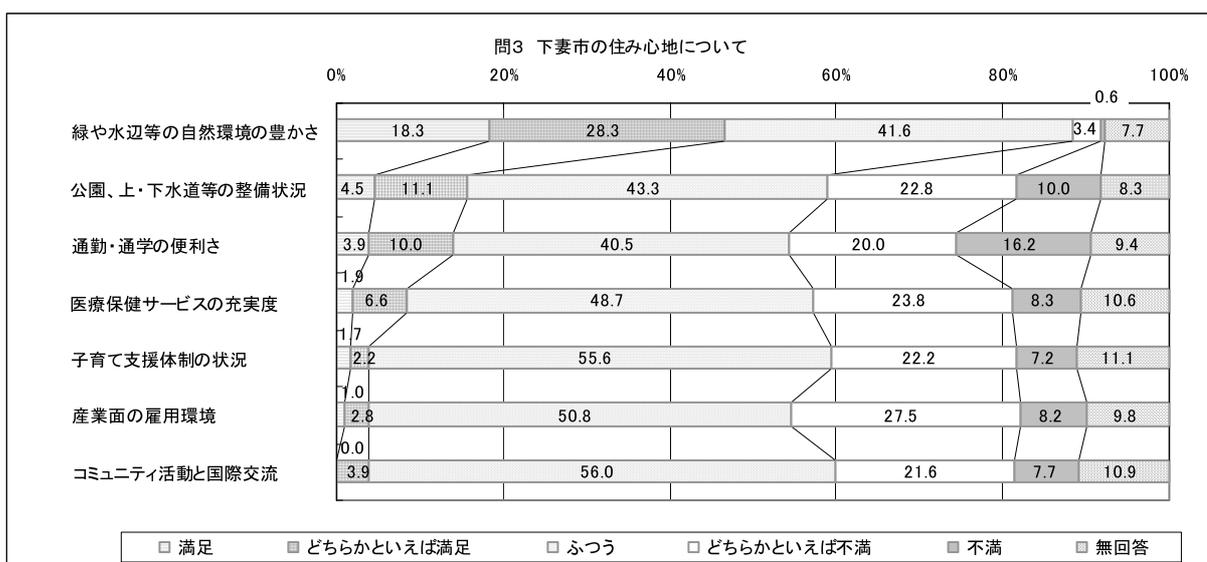
“下妻市が住みよい市だと思う”（「たいへん住みよい」と「住みよい」をあわせた）は、過半数を占めました。また、今後下妻市に住み続けたい（「ずっと住み続けたい」と「ある程度住み続けたい」をあわせた）とする回答は7割を超えました。



### ③ 課題は「交通、雇用、都市基盤、医療・保健サービスの充実」など

“下妻市の住み心地”については、満足度（「満足」と「どちらかといえば満足」をあわせた）が高かったのは「緑や水辺等の自然環境の豊かさ」でした。

一方、不満度（「どちらかといえば不満」と「不満」をあわせた）が高かったのは「通勤・通学の便利さ」、「産業（商・工・農業）基盤の整備による雇用環境」、「公園、上・下水道等の都市基盤の整備状況」、「医療サービス、保健サービスの充実度」などでした。

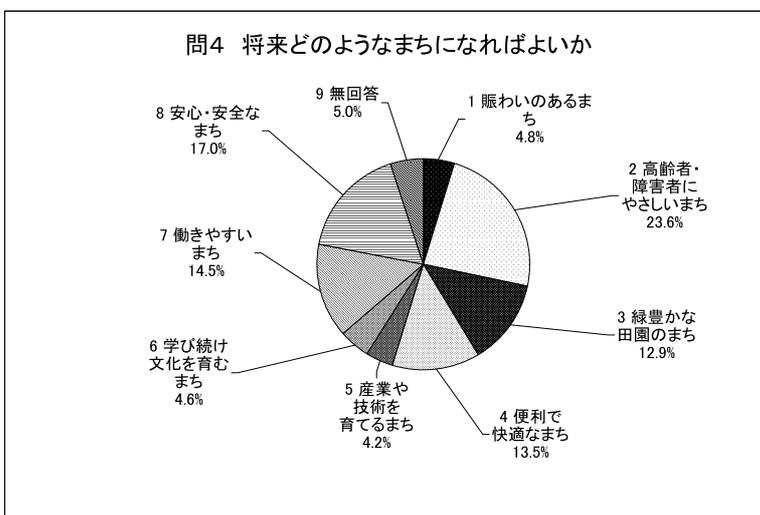


### ④ 課題を克服するまちづくりを望む

こうした課題に対し、“将来どのようなまちになればよいか”に関するベスト3は、「医療・福祉が充実した高齢者・障害者にやさしいまち」、「災害や犯罪に強い安心・安全なまち」、「身近に職場があり誰もが働きやすいまち」の順でした。

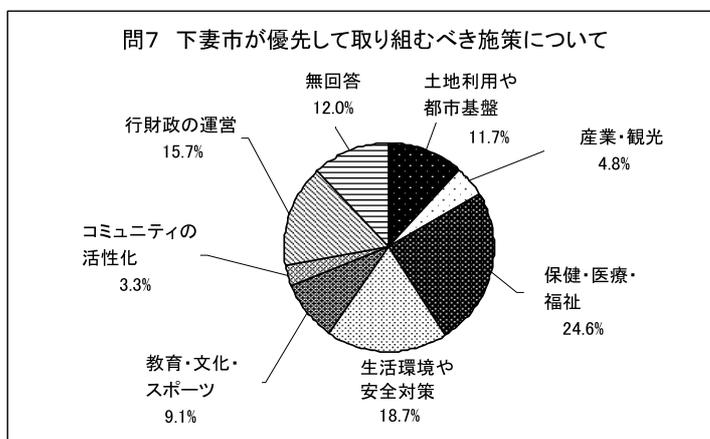
「高齢者・障害者にやさしいまち」「安心・安全なまち」「働きやすいまち」が高い割合を示していることは、不満度を解消するまちづくりを望んでいることが分かります。

同時に、「緑豊かな田園のまち」の割合もこれに次いで高く、現在の優れた面を活かしていくまちづくりも望んでいます。



## ⑤ 「保健・医療・福祉」や「生活環境や安全対策」の施策を優先に

“下妻市が優先して取り組むべき施策について”は、「保健・医療・福祉」や「生活環境や安全対策」が上位を占めました。“将来どのようなまちになればよいか”で示した回答よりも、さらに絞りを入れたかたちで、「保健・医療・福祉」や「生活環境や安全対策」に対する施策の優先的な実施を求めています。

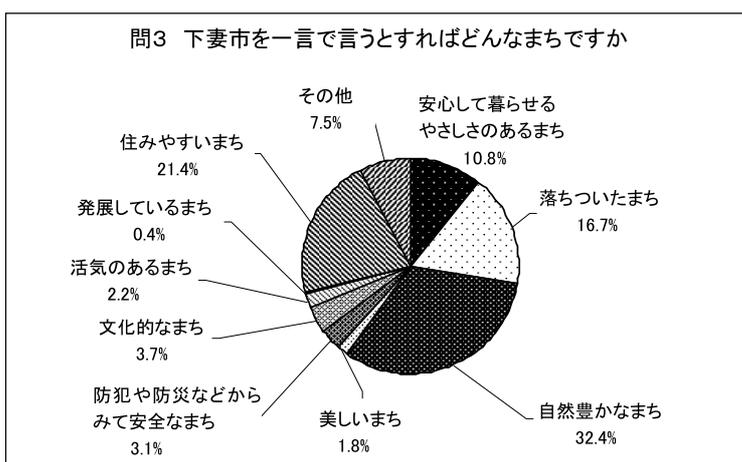


## (2) 小中学生・高校生の意向

### ① 下妻市は「自然豊かで住みやすいまち」

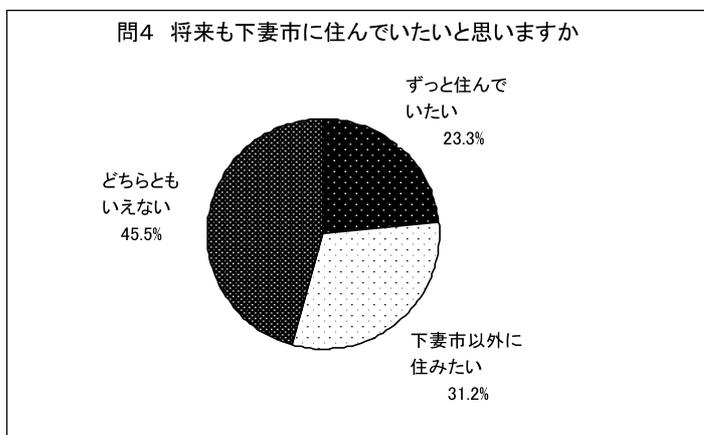
“下妻市を一言で言うとすればどんなまちですか”における回答のベスト3は「自然豊かなまち」、「住みやすいまち」、「落ちついたまち」でした。小中学生・高校生も、市民の意向と同様に、自然の豊かさや住みやすさを上位に上げています。

その一方で、「発展しているまち」、「美しいまち」、「活気のあるまち」がワースト3となり、現在の下妻市に欠けている点を指摘しています。



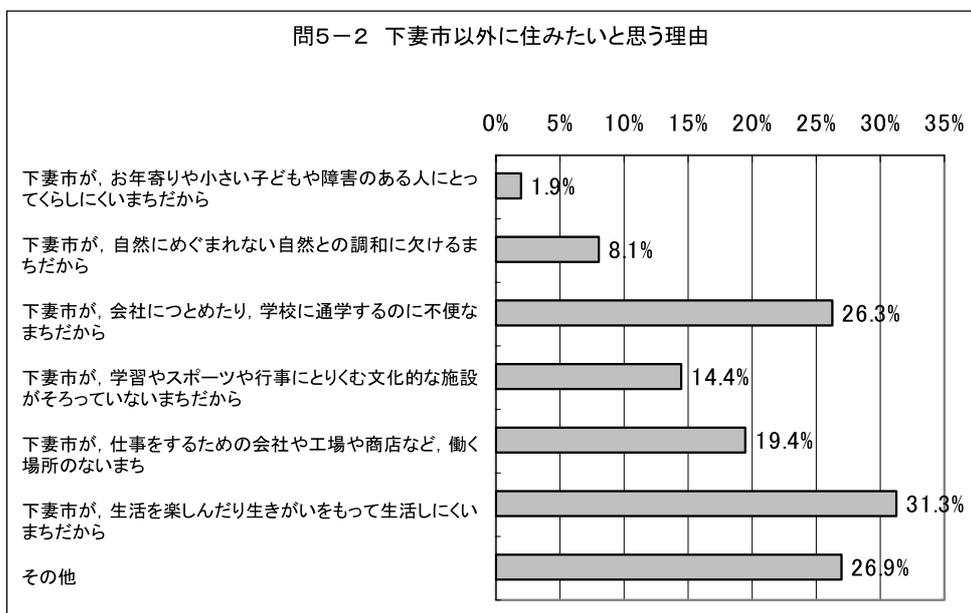
## ② 「下妻市以外に住みたい」が「ずっと住んでいたい」を上回る

“将来も下妻市に住んでいたいと思いますか”の間では、「下妻市以外に住みたい」が「ずっと住んでいたい」を上回りました。「どちらともいえない」も、約半数弱ありました。このように、小中学生・高校生の結果は、市民が示した積極的な定住志向とは異なるものとなりました。



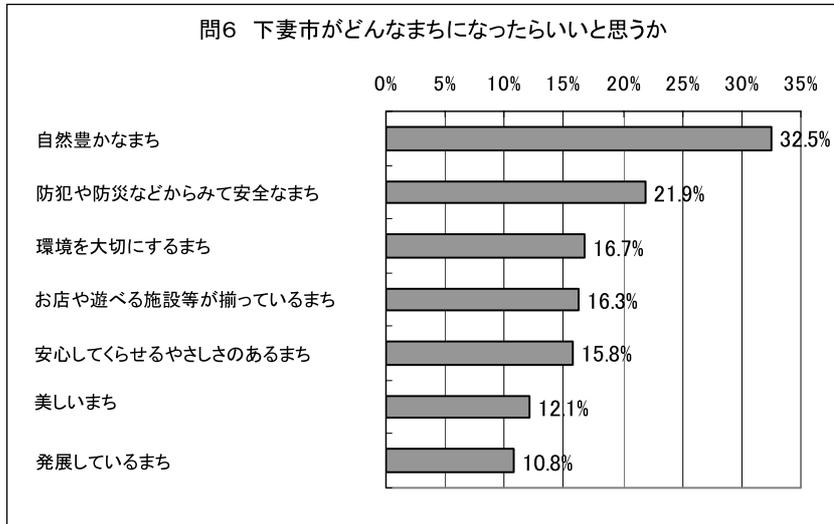
## ③ 下妻市以外に住みたいと思う理由

“下妻市以外に住みたいと思う理由”としては、「生活を楽しんだり生きがいをもって生活しにくい」、「会社につとめたり、学校に通学するのに不便」、「下妻市が、仕事をするための会社や工場や商店など、働く場所のないまち」などを上げています。



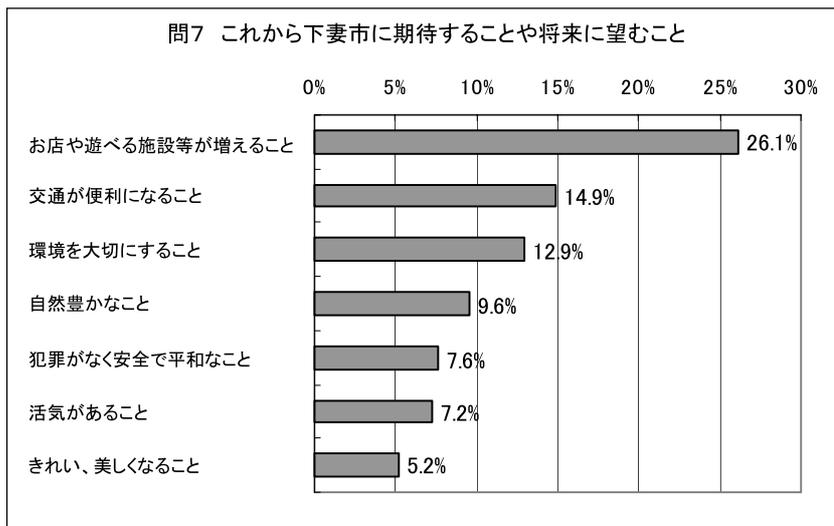
④ 「自然の豊かさや安全なまちづくり」とともに、「若者が楽しみ便利で活気あるまちづくり」を望む

“下妻市がどんなまちになったらいいと思うか”については、「自然豊かなまち」、「防犯や防災などからみて安全なまち」、「環境を大切にするまち」に次いで、「お店や遊べる施設等が揃っているまち」、「美しいまち」、「発展しているまち」などを上げ、若者が楽しみ便利で活気あるまちづくりを望んでいるようすが伺われます。



⑤ 欠けている点を克服し、優れた面を活かしていくまちづくりを望む

“これからの下妻市に期待すること”については、「お店や遊べる施設等が増えること」、「交通が便利になること」が1、2位を占め、若者の視点から、今の下妻市に欠けている点を克服するまちづくりを望んでいることが伺えます。また、「環境を大切にすること」、「自然豊かなこと」、「犯罪がなく安全で平和なこと」がこれに続き、現在の優れた面を活かしていくまちづくりも望んでいます。



## 5 新しいまちづくりへの挑戦・・・まちづくりの課題

社会潮流と市民等の意識調査結果を踏まえると、次のようなまちづくりの方向が見えてきます。

### (1) 安全・安心なまちづくり

急速な高齢社会に対応して、地域で高齢者や障害者が安心して生活ができ、円滑に移動ができるような、高齢者や障害者にやさしいまちづくりが望まれます。

また、医療サービスの充実を求めるニーズが高いことから、地域医療体制の確立が望まれます。

近年急増している凶悪な犯罪から、子どもや高齢者などを守るため、防犯パトロールの強化、犯罪情報の提供など、犯罪が発生しにくいまちづくりが望まれます。

水害や地震などの自然災害から市民の生命と財産を守るために、地域防災体制の整備や総合的な治水対策など、災害に強い安全なまちづくりが望まれます。

### (2) 地域で支えあうまちづくり

子育てや子どもの育成、高齢者・障害者の生活支援、防災・防犯対策、環境美化、健康づくりなどの生活課題を地域で解決できるように、行政施策の推進を図るとともに、地域で支えあうことができるまちづくりが望まれます。

### (3) 環境と共生した持続可能なまちづくり

市民が誇れる自然環境を後世に引き継いでいくために、環境の保全を図るとともに、環境と共生したまちづくりが望まれます。

また、地球温暖化など地球環境問題に対応して、省資源・リサイクル型のライフスタイルへの転換を促進するため、市民の環境教育とともに、自然環境の保全、省エネルギー化や新エネルギーの活用、資源のリサイクルなど、環境に負荷をかけない環境と共生した持続可能なまちづくりが望まれます。

### (4) 個性を磨き、文化を発信する誇りあるまちづくり

これまで進めてきた、ひとを育て大切にする教育や、ひとがもつ魅力を活かす生涯学習などをさらに推進し、個性を伸ばすことが望まれます。

また、自然環境に恵まれた風土を背景に発展してきた、歴史・文化資源を活かし、地域情報化の推進を図り、新しい文化を創造し発信することにより、下妻らしい特性をもち、人にやさしく、美しさや魅力を備えた、誇りあるまちづくりが望まれます。

### (5) 産業の活性化

下妻市の農業は、県下でも高い生産力を有し、品質が良いことが誇りです。この農業にさらに磨きをかけ、安全で、安心な食料を供給する下妻ブランドの確立が望まれます。

また、自然や歴史文化資源を活かした観光振興や地域密着型産業の育成、新産業の誘致、商業・サービス業・交流産業の活性化などにより、地域の産業が活性化し、若者も定着できるまちづくりが望まれます。

## **(6) 参画と協働のまちづくり**

これまでの市民のまちづくり活動や市政運営への参画を発展させながら、地域のまちづくり課題の解決やまちづくり目標の達成に取り組んでいくため、情報の公開等により透明性の確保を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりの推進体制づくりや仕組みづくりが望まれます。

また、子育てと仕事の両立をはじめとして、男女があらゆる分野に対等に参画できるように、性別による差別なく、男女が共同して参画し、自己実現できる社会の構築が望まれます。

## **(7) 自立した行財政運営**

総人口減少化社会の進展や情報化の波が急速に進行する一方、市民の価値観もさらに多様化してきています。

また、近年の厳しい経済状況による税収の低迷は、市財政運営に多大な影響を及ぼし、また国による「三位一体の改革」の影響を受け、地方交付税等の大幅な減額により、ますます財政基盤は脆弱化しています。

この状況に対応していくためには、市民との協働や男女共同参画社会の推進、地球環境問題への取り組み等、様々な問題に対応できる組織や財政基盤の確立が急務となっています。

また、多様化・高度化する行政需要に対応するため、自主財源の確保や国・県等の補助制度等の積極的な導入を図るとともに、行政評価による事務事業の見直し、簡素で効率的な行財政システムの確立、徹底した行財政改革を推進した健全な行財政運営が望まれます。

# 第2編 基本構想

## 第1章 基本理念

下妻市は美しい自然に恵まれ、歴史と伝統に育まれた風土と温かい人情に満ちた、住みやすい条件がそろったまちです。

一方で、人口減少や少子高齢化、商業などの産業の低迷、安全・安心面への不安、厳しい財政事情などの不安要素を抱え、解決しなければならない多くの課題があります。

下妻市はその利点を活かしながら、市が抱える課題に挑戦していかねばなりません。

前項の「新しいまちづくりへの挑戦・・・まちづくりの課題」を踏まえ、基本構想における基本理念を次のように定めます。

### 【基本理念】

#### いつまでも住みやすく安全で快適なまちづくり

生涯にわたり安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

#### 豊かでかけがえのない自然と共生するまちづくり

自然を大切にし、人と自然の共生によるまちづくりを進めます。

#### 人を活かし大切にするやさしさとふれあいのまちづくり

豊かな心を育み、互いに支え助けあうまちづくりを進めます。

## 第2章 将来像の設定

基本理念に基づき、市が目指す将来像を次のとおり設定します。

＜市が目指す将来像＞

輝く自然・あふれるやさしさ・活力みなぎるまち しもつま

～ 人がいきいきかがやくまち ～

美しく輝く自然の中で、人々の心にやさしさがあふれ、身近に集い楽しめる場や働く場がある活力みなぎるまちづくりを目指します。

また、大切な人の個性を磨き、互いに支え助けあうことで、人がいきいきかがやくまちづくりを目指します。

## 第3章 人口フレームの設定

平成17年国勢調査によれば、市の人口は46,435人です。平成12年まで増加してきた人口は、平成17年に減少を示しました。

将来の市の人口については、少子高齢化の影響を受け、現状のまま（自然増減のみ）で推移した場合、目標年次の平成29年度には、43,000人に減少することになります。

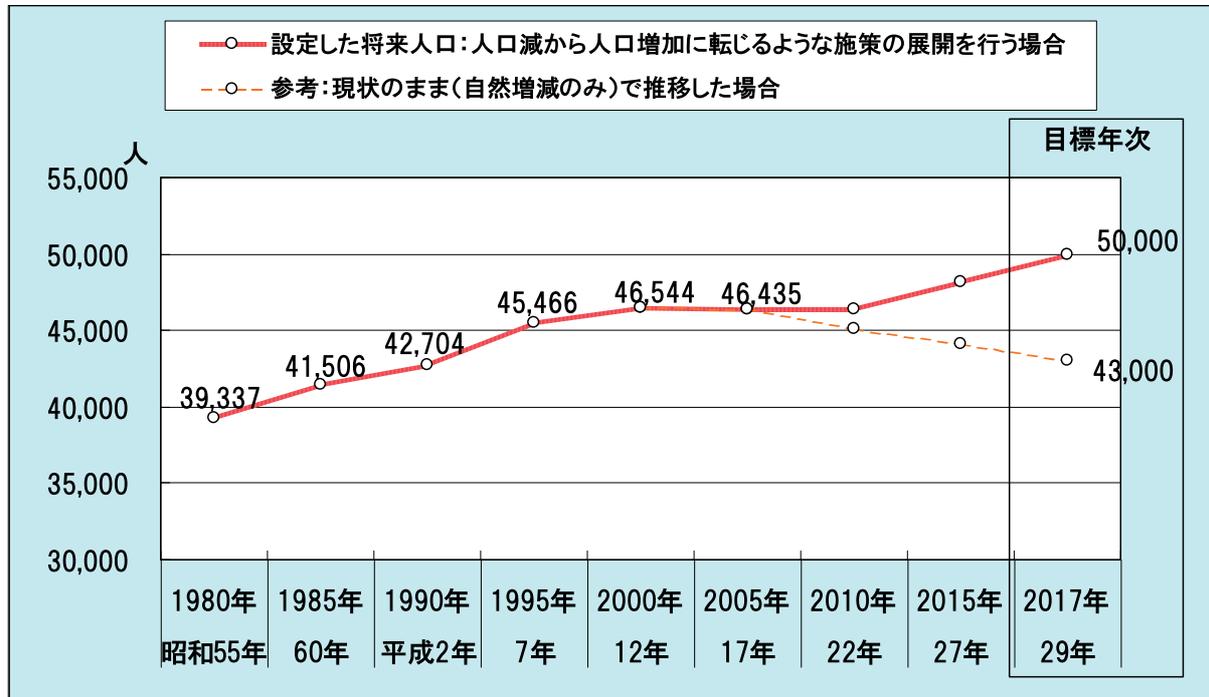
このため、今後10年間の計画期間内に、人口の減少を防止し、増加に転じるような施策の展開を図ります。

当面の間は、整備を進めている工業団地への企業誘致、常総線及びつくばエクスプレスの利便性の向上による通勤者の増加（Uターン）、区画整理事業地や「やすらぎの里しもつま」への住宅建設促進などの定住施策の実施により、現在の人口46,000人の維持を図ります。

その後は、これらの諸施策に加え、新たな工業団地の計画的な整備と優良企業の誘致、さらには用途地域内の未利用地の有効活用を図るなど、下妻市の魅力を総合的に向上させることにより、定住人口の拡大と交流人口の増加を目指し、平成29年の将来人口を50,000人と想定します。

### 市の将来人口：平成29年度、50,000人

#### 将来人口の設定





## 第4章 都市づくりの目標と施策の方向

市の将来像を実現していくために、5つの都市づくりの目標を掲げ、目標達成に向けた施策の方向を次のとおりとします。

都市づくりの目標1：地域で支えあいやさしく暮らせる安全安心都市

都市づくりの目標2：豊かな自然に囲まれた生活環境都市

都市づくりの目標3：人が生き活きと心豊かに暮らす文化創造都市

都市づくりの目標4：快適に働く場がととのった産業活力都市

都市づくりの目標5：ともに力をあわせてすすむ自立協働都市

### 1 地域で支えあいやさしく暮らせる安全安心都市を目指して

地域で安心して生活を送り、やさしい暮らしができる社会を実現するために、互いに助けあい、支えあうことにより、高齢者・障害者も暮らしやすい、身近な福祉が行き届いたまちづくりを進めます。

また、災害に強く、防犯も備えたまちとなるよう、都市の安全・危機管理を念頭に置いたまちづくりを行い、“地域で支えあいやさしく暮らせる安全安心都市”を目指します。

#### 1-1 利用者本位の福祉サービスの実現を図ります

1. 福祉に対する理解を広め、地域活動への参加を促進します
2. 生活に困った人や親を支え、自立を促進します
3. 元気で生きがいに満ちた高齢期を創造します
4. 高齢者が地域で暮らし続けるための介護環境をつくります
5. 安心して子育てができるしくみをつくります
6. 障害のある人にやさしいまちをつくります

#### 1-2 いのちを守り健康の維持と増進を図ります

1. 生涯にわたり、健康に暮らせるしくみをつくります
2. 安心して医療が受けられるよう、医療体制の充実を図ります

#### 1-3 安全安心な地域社会をつくります

1. 災害から身を守り、安心して暮らせるまちをつくります

2. 犯罪や事故から身を守り、安心して暮らせるまちをつくります
3. 社会保障制度の周知に努め、安定した生活を支えます
4. 消費生活の安定・向上のための支援をします
5. 大切ないのちを守る消防救急体制を整えます

#### 1-4 交流と参加により豊かなコミュニティをつくります

1. 人を活かしたまちづくりを進めます
2. 地域の輪を広げ、交流をとおしてまちの活性化を図ります
3. 情報を公開することにより参加型の社会をつくります

## 2 豊かな自然に囲まれた生活環境都市を目指して

水と緑に恵まれた自然環境を大切にし、東京などの大都市への便利な交通条件や、個性豊かな歴史と文化を活かすことで、だれもが、いつまでも住んでいたい、住んでよかったと思えるような“豊かな自然に囲まれた生活環境都市”を目指します。

#### 2-1 地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めます

1. 自然と共存する土地利用の形成に努めます
2. 地域個性を活かした魅力ある都市計画を進めます
3. コンパクトな市街地整備を推進します
4. 自然を活かした公園緑地の整備と管理を行います
5. 自然に親しみ快適に住むことができる住宅、宅地を確保します
6. いつまでも住み続けたい魅力ある住環境をつくります
7. 自然を守り、住み良い生活環境を確保します
8. 自然の中にこころのよりどころを求めます

#### 2-2 便利で快適に移動できるような交通環境の形成を図ります

1. ひとやものの移動の軸となる車の利用が便利な幹線道路の整備を図ります
2. 市内の各地をきめ細かく結ぶ生活道路の整備を図ります
3. 市民生活の利便性を図るため公共交通の充実に努めます

#### 2-3 快適な暮らしを支える生活環境づくりを進めます

1. 安全で安心して飲める水を確保し安定的に供給します
2. より清潔で快適な生活が送れるよう、衛生的な下水道の整備に努めます
3. 清らかな水と豊かな流れをもつ河川の整備と保全を図ります
4. 水害を防止する都市下水路・排水路の整備を図ります
5. かけがえのない環境を守り、次の世代に引き継ぎます
6. ごみの減量を図り、限りある資源を大切にすリサイクル社会をつくります

### 3 人が生き活きと心豊かに暮らす文化創造都市を目指して

人がもつ個性や才能を最大限に発揮できるようにするために、学校教育を充実させ、特色のある学校づくりを進め、家庭や地域における教育力と学習力を育み、新しい文化情報の発信を行い、交流を高め、生涯にわたり“人が生き活きと心豊かに暮らす文化創造都市”を目指します。

#### 3-1 学校教育を充実させ、豊かな人間性をもつ子どもの育成を図ります

1. 新時代をたくましく生きる知・徳・体の調和のとれた子どもを育てます
2. 生きる力の基礎を育み、幼児の健やかな成長を促します

#### 3-2 地域の文化を育みスポーツの輪を広げます

1. 文化活動の振興と図書館の充実を図ります
2. 文化財の保護と活用を図ります
3. 健康で活気に満ち、生涯にわたりスポーツが楽しめるまちづくりを推進します

#### 3-3 家庭や地域の人材の育成を図ります

1. 地域と社会で生涯にわたり学習・教育ができる機会を提供します
2. 家庭や地域で子どもたちの育成を見守ります

### 4 快適に働く場がととのった産業活力都市を目指して

従来の産業分野だけでなく、新たに福祉、医療、環境、文化、観光やITなど、様々な分野において産業育成を図っていくことで、地域経済の活性化を図る“快適に働く場がととのった産業活力都市”を目指します。

#### 4-1 産業を活性化させるとともに雇用の創出を図ります

1. 持続性のある営農環境をつくります
2. 農地の確保と整備を図ります
3. 活気と魅力ある商業の再生を目指します
4. 企業誘致を推進するとともに、柔軟で創造性のある工業の振興を目指します
5. 地域の特性を活かした魅力ある観光資源を活用し、まちの目玉にします
6. 既存の産業を育成しながら、地域の資源を活用した新しい産業を創造します

## 5 ともに力をあわせてすすむ自立協働都市を目指して

まちづくりは市だけで行うものではなく、市民との協働が欠かせない時代を迎えています。また、お互いの個性や権利を尊重し、地域（コミュニティ）が主体的に互助・共助していくことが、地域の自立にとって大変重要です。

このため、市民と市が互いに信頼しあい、ともに力をあわせてまちづくりを進めていくことができるように、市は様々な情報を公開し、市民が納得できる透明性が高い行政運営を進めていくとともに、行政計画づくりからその実施・運営に至るまで、市民が積極的に参加するしくみを準備し、“ともに力をあわせてすすむ自立協働都市”を目指します。

### 5-1 市民と市が互いに信頼しあい、それぞれの役割を果たしながらまちをつくります

1. 男女共同参画の推進を図ります
2. 人権を守り、自立を目指します
3. 新しい時代にふさわしい行政機構をつくるために、行政改革を推進します
4. 将来に向けたまちづくりの基礎を築くために、財政の健全化を目指します
5. 市税等の公平な負担を求めます
6. 成果を重視した行政運営のために、行政評価を導入します
7. 自治体間の連携を図る広域行政を推進します
8. まちの個性を活かしながら魅力を高め各地に発信します
9. 行政組織や機構を改善し、質の高いサービスを提供します

# 第5章 土地利用構想

市の土地利用構想を次のように定め、将来像の実現に向けて、長期的展望に基づいた適切なまちづくりの誘導に努めます。

## 1 土地利用構想

基本的な土地の利用を構成するゾーン、まちの目玉を構成する拠点、結びつきと流れを示すネットワーク軸の3つを次のとおり定めます。

### 1-1 基本的な土地の利用を構成するゾーン

#### (1) まちなか再生いきいきゾーン

既存の市街地が形成されている地域で、長い時間をかけて形成されたまちの歴史や文化を尊重し、新たな視点から魅力づけを行うことで、にぎわいや活気のある市街地の再生を図ります。こうして、住み慣れたまちなかでいきいきとした暮らしができる“まちなか再生いきいきゾーン”をつくります。

#### (2) 新たな発展ゾーン

新庁舎を中心に形成される市街地で、行政の中心となります。新庁舎から国道294号へのアクセス道路の整備など、道路網をはじめとした都市基盤の整備や生活環境施設の充実を図ります。

さらに、市のまちづくりの核として計画的な土地利用を推進し、適正な市街地の形成に努め、“新たな発展ゾーン”の構築を図ります。

#### (3) 産業創造ゾーン

これまでに立地した産業の維持と育成を図るとともに、新たな産業の創造の場ともなる“産業創造ゾーン”を形成します。

各工業団地の周辺道路の環境整備、緑化の促進などにより良好な生産環境の改善に努めるとともに、つくば下妻第二工業団地をはじめとした市内工業団地への着実な企業誘致及びしもつま桜塚工業団地の推進など、産業拠点としての機能整備と雇用の場の確保を図ります。

#### (4) 緑と水辺のゾーン

鬼怒川・小貝川・砂沼などの水辺空間や河川緑地、また、貴重な平地林を活かした公園などにより、“緑と水辺のゾーン”を形成します。質の高い緑地景観の整備・保全により、市民生活の憩いの場を確保します。

#### (5) 実りの農業ゾーン

豊富な経験と高い知識により優れた技術をもつ下妻の農業を、将来に向けて発展させていく“実りの農業ゾーン”です。

市全域に広がる優良農地や平地林の保全に努めるとともに、上下水道や集落間道路、集落

景観の形成を図り、美しく住みよい農村空間の創出に努めます。

また、担い手の育成に努めるとともに、梨やきゅうりをはじめとした農産物のブランド化を推進し、首都圏に近い立地条件を活かした生産性の高い農業を目指します。

## (6) 抑制と調和のゾーン

“まちなか再生いきいきゾーン”と“実りの農業ゾーン”の間に“抑制と調和のゾーン”を設けます。このゾーンでは、当面は市街化を抑制し、将来の市街地の発展が見込まれる際に、計画的な整備を行い、無秩序な市街地の拡大を防ぎます。

## 1-2 まちの目玉を構成する拠点

### (1) 新たなまちの魅力拠点

新しいまちづくりの手法や様々な事業主体の提案を募りながら、民間活力の導入と市民等の創意工夫により“新たなまちの魅力拠点”をつくります。

### (2) 楽しみふれあい拠点

豊かな自然や地域特性のある風土を活かして、砂沼広域公園、ピアスパークしもつま、小貝川ふれあい公園、鬼怒川水辺の楽校、やすらぎの里しもつまなどを整備してきました。また、筑波サーキットでは、数々のレースが行われ、全国からたくさんのレースファンが訪れています。

今後も公園やスポーツ関連施設などのレクリエーション拠点の整備・充実に努め、“楽しみふれあい拠点”として、市の活性化を図ります。

### (3) 情報発信と交流の拠点

国道294号は、南北を結ぶ広域幹線道路「常総・宇都宮東部連絡道路」としても機能している市の幹線道路です。この幹線道路沿いに立地する、「道の駅しもつま」及び「やすらぎの里しもつま」を市の北と南の“情報発信と交流の拠点”として、市の産業、観光、文化などの情報発信と、交流人口の拡大による活性化を図ります。

### (4) 歴史と文化の拠点

国の重要文化財にも指定され、古くからの歴史と文化が栄えたおもかげを今に伝える大宝八幡宮や大宝城跡周辺を“歴史と文化の拠点”とします。

## 1-3 結びつきと流れを示すネットワーク軸

### (1) 交通のネットワーク軸

都市間や地域間を結ぶ道路により、“交通のネットワーク軸”を形成します。

幹線道路は市内の拠点及びゾーンと市外を結び、都市間の連携を図ります。

また、地域間道路は市内の各地域を結んで都市としての一体性を確保するとともに、市内の拠点やゾーン同士の連携を強化し、市の発展に貢献します。

## **(2) 水辺のネットワーク軸**

鬼怒川・小貝川などの河川空間を活用して、“水辺のネットワーク軸”を形成します。

鬼怒川水辺の楽校やサイクリングロードの整備・充実を図るとともに、E ポート大会や自然体験学習など多様なイベントを開催し、安全で親しみのある河川空間の創造に努めます。

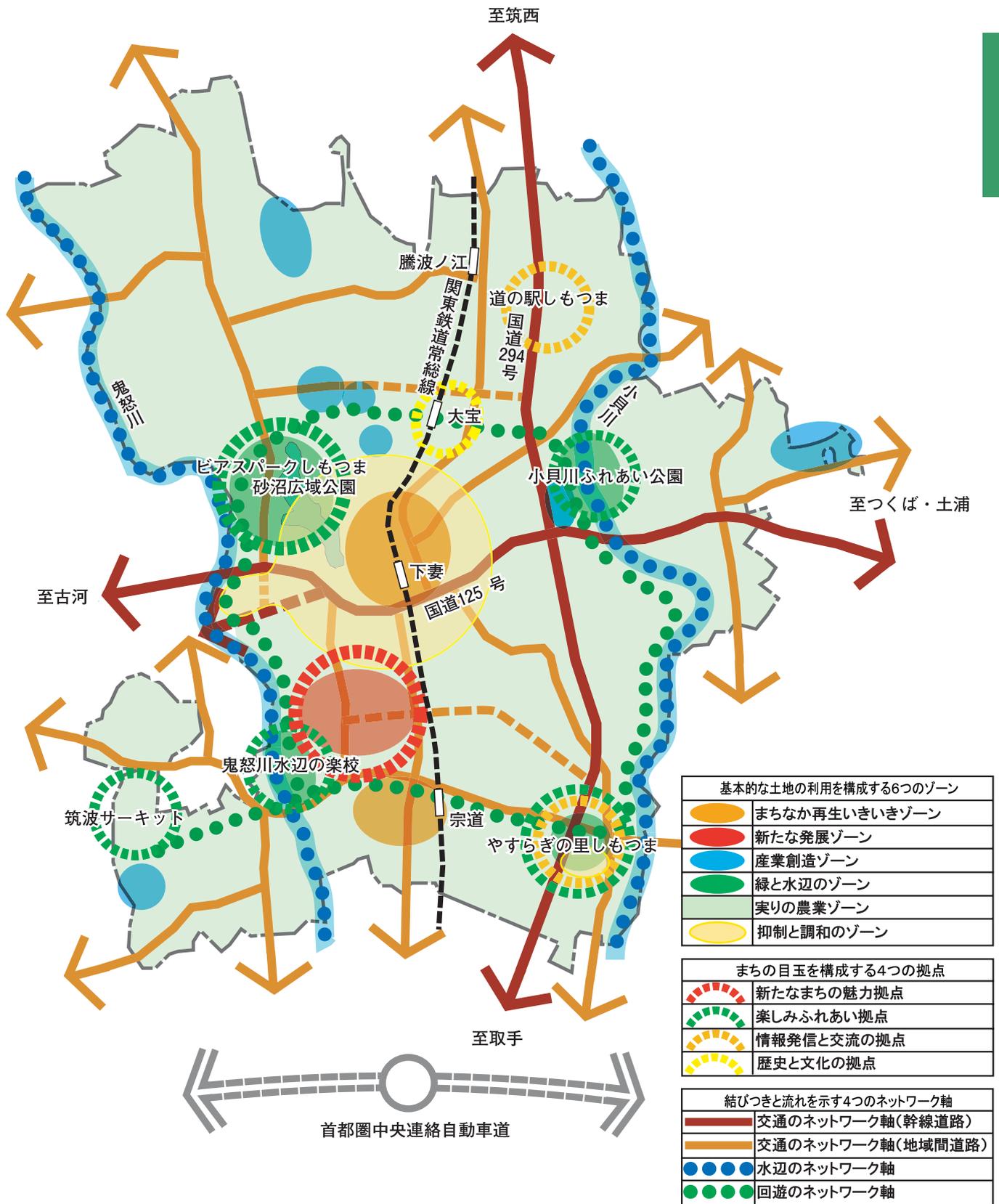
また、上流域や下流域と連携し、広域的な河川空間の利活用に努めます。

## **(3) 回遊のネットワーク軸**

鬼怒川・小貝川・砂沼などの水辺空間や各緑地景観ゾーン、レクリエーション拠点など、市のもつ豊かな水辺と緑地空間をウォーキングコースやサイクリングロード、平地林、広大な田園地帯や畑作地帯等により有機的に連携し、市内をめぐる“回遊のネットワーク軸”を形成します。

ウォーキングやサイクリングをとおして、訪れる人が快適に市の魅力に触れる機会を創出し、交流人口の拡大による市の活性化を図ります。

# 土地利用構想図



## 2 土地利用構想実現の方策

土地利用構想を実現するために、市民と市の協働によるまちづくりを積極的に推進していく方策を以下に示します。

### (1) 協働まちづくりの推進

市民、事業者、市が協働して総合的に進めるまちづくりのためのしくみを定め、まちづくりの方針や市民・事業者・市の責務など、基本事項を明らかにします。

市のまちづくりを体系的に進めるための理念と目標を定めるとともに、地域特性を踏まえたまちづくり推進のために、指導要綱や施設整備基準等による開発事業等の協議・誘導など、総合的かつ計画的なまちづくりを目指します。

そのため市民、地域まちづくり団体、事業者など、多様な主体との協働の取り組みを進めます。

### (2) 土地利用誘導方策の活用

豊かな自然と共存する快適で安全なまち、いつまでも住み続けることができるまちを形成するために、土地利用構想実現に向けた様々な整備を進めていきます。

そのため、土地利用の計画的な誘導規制を行い、民間の活力も活かしながら、住環境の向上や緑化の推進を図ります。将来を見据えたマスタープランを定め、用途地域・地区計画などの都市計画や開発諸制度の効果的な活用を図り、地域特性を活かしたまちづくりを進めます。

### (3) 都市基盤整備の推進

良好で調和のとれた都市の形成を実現するために、都市基盤の整備を計画的に進めていきます。

都市の骨格となる道路は、優先順位の高い路線から整備を進めます。土地区画整理事業や地区計画等により、市街地における公園や道路を計画的に整備します。

また、民間企業による開発事業を適正に誘導し、計画的な実施を図ります。

# 第6章 施策の大綱

輝く自然・あふれるやさしさ・活力みなぎるまちしもつま

## 都市づくりの目標 1

地域で支えあいやさしく暮らせる安全安心都市

## 都市づくりの目標 2

豊かな自然に囲まれた生活環境都市

## 都市づくりの目標 3

人が生き生きと心豊かに暮らす文化創造都市

## 都市づくりの目標 4

快適に働く場がととのった産業活力都市

## 都市づくりの目標 5

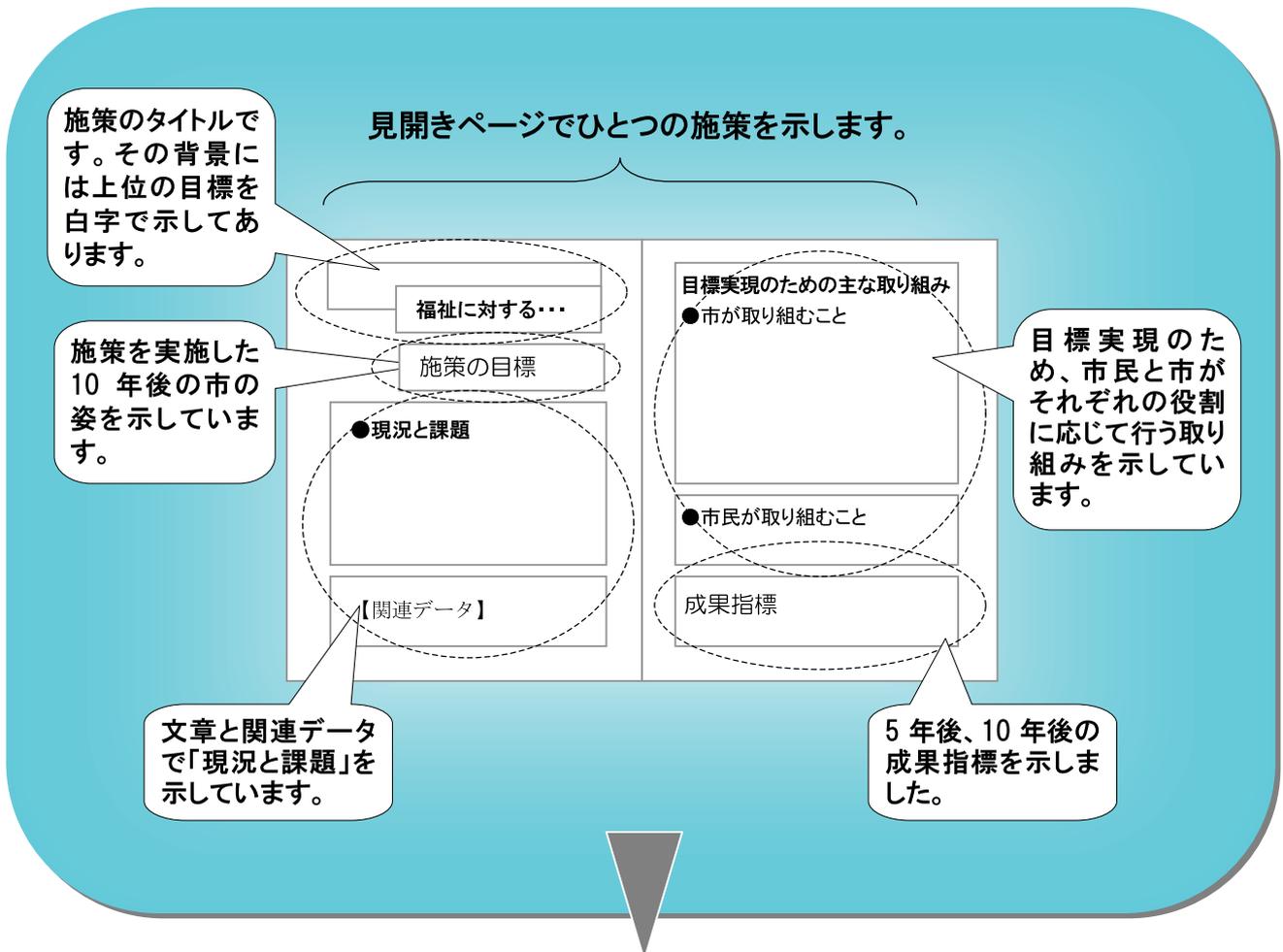
ともに力をあわせてすすむ自立協働都市

1. 利用者本位の福祉サービスの実現を図ります	1. 福祉に対する理解を広め、地域活動への参加を促進します／地域福祉 2. 生活に困った人や親を支え、自立を促進します／母子父子、低所得者福祉 3. 元気で生きがいに満ちた高齢期を創造します／高齢者福祉 4. 高齢者が地域で暮らし続けるための介護環境をつくります／介護保険 5. 安心して子育てができるしくみをつくります／児童福祉、子育て 6. 障害のある人にやさしいまちをつくります／障害者福祉
2. いのちを守り健康の維持と増進を図ります	1. 生涯にわたり、健康に暮らせるしくみをつくります／保健 2. 安心して医療が受けられるよう、医療体制の充実を図ります／医療
3. 安全安心な地域社会をつくります	1. 災害から身を守り、安心して暮らせるまちをつくります／防災、国民保護 2. 犯罪や事故から身を守り、安心して暮らせるまちをつくります／交通安全、防犯対策 3. 社会保障制度の周知に努め、安定した生活を支えます／国保、後期高齢者医療、年金 4. 消費生活の安定・向上のための支援をします／消費者支援 5. 大切ないのちを守る消防救急体制を整えます／消防、救急
4. 交流と参加により豊かなコミュニティをつくります	1. 人を活かしたまちづくりを進めます／住民自治、まちづくり 2. 地域の輪を広げ、交流をとおしてまちの活性化を図ります／地域間交流、国際交流 3. 情報を公開することにより参加型の社会をつくります／広報広聴、情報公開、情報化
1. 地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めます	1. 自然と共存する土地利用の形成に努めます／土地利用 2. 地域個性を活かした魅力ある都市計画を進めます／都市計画 3. コンパクトな市街地整備を推進します／市街地 4. 自然を活かした公園緑地の整備と管理を行います／公園、緑化 5. 自然に親しみ快適に住むことができる住宅、宅地を確保します／住宅、宅地 6. いつまでも住み続けたい魅力ある住環境をつくります／景観、住環境 7. 自然を守り、住み良い生活環境を確保します／公害 8. 自然の中にこころのよりどころを求めます／墓地、葬斎場
2. 便利で快適に移動できるような交通環境の形成を図ります	1. ひとやものの移動の軸となる車の利用が便利な幹線道路の整備を図ります／国道、県道 2. 市内の各地をきめ細かく結ぶ生活道路の整備を図ります／市道 3. 市民生活の利便性を図るため公共交通の充実に努めます／公共交通
3. 快適な暮らしを支える生活環境づくりを進めます	1. 安全で安心して飲める水を確保し安定的に供給します／上水道 2. より清潔で快適な生活を送れるよう、衛生的な下水道の整備に努めます／下水道 3. 清らかな水と豊かな流れをもつ河川の整備と保全を図ります／河川 4. 水害を防止する都市下水路・排水路の整備を図ります／排水路 5. かけがえのない環境を守り、次の世代に引き継ぎます／環境 6. ごみの減量を図り、限りある資源を大切にすリサイクル社会をつくります／ごみ対策、リサイクル
1. 学校教育を充実させ、豊かな人間性をもつ子どもの育成を図ります	1. 新時代をたくましく生きる知・徳・体の調和のとれた子どもを育てます／義務教育、高等教育 2. 生きる力の基礎を育み、幼児の健やかな成長を促します／幼児教育
2. 地域の文化を育みスポーツの輪を広げます	1. 文化活動の振興と図書館の充実を図ります／芸術・文化、図書館 2. 文化財の保護と活用を図ります／文化財、博物館 3. 健康で活力に満ち、生涯にわたりスポーツが楽しめるまちづくりを推進します／スポーツ
3. 家庭や地域の人材の育成を図ります	1. 地域と社会で生涯にわたり学習・教育ができる機会を提供します／生涯学習 2. 家庭や地域で子どもたちの育成を見守ります／青少年育成
1. 産業を活性化させるとともに雇用の創出を図ります	1. 持続性のある営農環境をつくります／農業 2. 農地の確保と整備を図ります／農業基盤整備 3. 活気と魅力ある商業の再生を目指します／商業 4. 企業誘致を推進するとともに、柔軟で創造性のある工業の振興を目指します／工業、企業誘致 5. 地域の特性を活かした魅力ある観光資源を活用し、まちの目玉にします／観光 6. 既存の産業を育成しながら、地域の資源を活用した新しい産業を創造します／地域資源活用、産業創造
1. 市民と市が互いに信頼しあい、それぞれの役割を果たしながらまちをつくります	1. 男女共同参画の推進を図ります／男女共同参画 2. 人権を守り、自立を目指します／人権、同和対策 3. 新しい時代にふさわしい行政機構をつくるために、行政改革を推進します／行政改革 4. 将来に向けたまちづくりの基礎を築くために、財政の健全化を目指します／財政 5. 市税等の公平な負担を求めます／税政 6. 成果を重視した行政運営のために、行政評価を導入します／行政評価 7. 自治体間の連携を図る広域行政を推進します／広域行政 8. まちの個性を活かしながら魅力を高め各地に発信します／地域CI 9. 行政組織や機構を改善し、質の高いサービスを提供します／行政

# 第3編 基本計画

## ● 施策ページの見方

第3編 基本計画では、都市づくりの目標 1～5 の順に分野別施策を示します。



このような形態で基本計画を示すことにより、目的を見据え、成果が伴う施策の推進を図ります。



## 第1章

# 地域で支えあいやさしく暮らせる

## 安全安心都市

### 達成後の姿

高齢者や障害者をはじめとしてすべての人が生涯健康で、ともに支えあいながら、生き生きと暮らしています。

災害や犯罪などの危険から人々の生命や財産が守られ、市民は安心して暮らしています。

ふれあいとやさしいところが満ち溢れ、人と人とのつながりが強い、豊かなコミュニティが育まれています。

やすらぎとところやすまる生活が営まれる、“地域で支えあいやさしく暮らせる安全安心都市”がつくられています。

### 1

利用者本位の福祉サービスの実現を図ります

### 2

いのちを守り健康の維持と増進を図ります

### 3

安全安心な地域社会をつくります

### 4

交流と参加により豊かなコミュニティをつくります

1. 福祉に対する理解を広め、地域活動への参加を促進します／地域福祉

2. 生活に困った人や親を支え、自立を促進します／母子父子、低所得者福祉

3. 元気で生きがいに満ちた高齢期を創造します／高齢者福祉

4. 高齢者が地域で暮らし続けるための介護環境をつくります／介護保険

5. 安心して子育てができるしくみをつくります／児童福祉、子育て

6. 障害のある人にやさしいまちをつくります／障害者福祉

1. 生涯にわたり、健康に暮らせるしくみをつくります／保健

2. 安心して医療が受けられるよう、医療体制の充実を図ります／医療

1. 災害から身を守り、安心して暮らせるまちをつくります／防災、国民保護

2. 犯罪や事故から身を守り、安心して暮らせるまちをつくります／交通安全、防犯対策

3. 社会保障制度の周知に努め、安定した生活を支えます／国保、後期高齢者医療、年金

4. 消費生活の安定・向上のための支援をします／消費者支援

5. 大切ないのちを守る消防救急体制を整えます／消防、救急

1. 人を活かしたまちづくりを進めます／住民自治、まちづくり

2. 地域の輪を広げ、交流をとおしてまちの活性化を図ります／地域間交流、国際交流

3. 情報を公開することにより参加型の社会をつくります／広報広聴、情報公開、情報化

1. 利用者本位の福祉サービスの  
実現を図ります

地域福祉

1. 福祉に対する理解を広め、地域  
活動への参加を促進します



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

地域全体で、地域や福祉サービスのあり方を考え、地域に福祉課題を  
解決する意識が高まり、地域活動への主体的な参加が増えています。

●現況と課題

少子高齢化、核家族化の進行に加え、就労構造や経済状況の変化など様々な要因により、家庭や地域の相互扶助機能が弱体化し、地域における人と人とのつながりも希薄化してきており、価値観の変化などに伴い、ますます複雑多様化する福祉需要への対応が求められています。

一方では、社会福祉を通じた自主的な市民の活動が活発になってきており、中でもボランティアなどの活動が活性化しています。

このようなことから、地域社会で支える福祉の充実を目指して、地域福祉体制の整備が重要です。

高齢社会を迎え、だれもが豊かで暮らしやすい社会にしていくためには、行政の取り組みに加えて、市民自らが積極的に福祉に関わり、相互に助けあう地域福祉活動の推進が不可欠です。

今後は、市民と行政がともに手を携えて、福祉に取り組むことができる地域福祉ネットワークの体制づくりと福祉施設の有効利用の促進など環境づくりが重要な課題です。

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

福祉に対する理解を広め、地域活動への参加を促進します

### 地域福祉体制の整備

すべての市民が、住み慣れた地域社会でともに助けあいながら幸せに暮らせるよう、市民の福祉に対する理解と参加を促し、行政の取り組みに加え、市民自らが積極的に福祉に関わる、地域福祉体制の整備を図ります。

また、総合的な福祉施策の充実を図るため、福祉施設の有効利用を促進するとともに、福祉情報の提供、各種相談の充実、福祉サービスの拡充、福祉の人材育成と確保に努めます。

### 地域福祉ネットワークの整備

地域福祉の推進に中心的な役割を担う社会福祉協議会の組織や運営強化を促進するとともに、民生委員・児童委員、各種福祉団体、ボランティアなどと一体となった地域福祉ネットワークの形成及び促進を図ります。

## ●市民が取り組むこと

地域で培ってきたつながりを活かして、互いに助けあいながら、人と人との絆を強めます。

また、社会福祉協議会や社会福祉法人などは、市と連携を図りながら、地域福祉活動の支援を行います。

## 成果指標

### ボランティアセンター登録者数

成果指標とした理由 福祉を通じた地域活動の活発さを表すため

現状値<平成 19 年度>	中間目標<平成 24 年度>	目標<平成 29 年度>	データ出所
589 人	620 人	700 人	福祉事務所

1. 利用者本位の福祉サービスの  
実現を図ります

母子父子、低所得者福祉

2. 生活に困った人や親を支え、  
自立を促進します



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

母子家庭や父子家庭に対して支援が整い、真に生活に困っている人たちが最低限度の生活を営むための制度が機能し、市民が自立しながら安定した暮らしをしています。

●現況と課題

母子・父子福祉対策については、母子相談員、母子家庭等支援サポーター<sup>\*</sup>による相談、援助を行っています。

また、母子・父子家庭に対しては、児童扶養手当（母子のみ）、母子・父子家庭児童学資金の支給事業、母子・寡婦福祉資金貸付事業を行っています。

生活保護については、保護率が増加傾向にあります。被保護者の医療扶助率をみると 85.8%と高く、入院患者は被保護者の 8.8%の状況にあります。保護開始原因が傷病を起因としている状況です。新規開始ケースをみると他市町村から転入して生活保護申請するケースが増えています。

高齢者世帯及び傷病・障害者世帯の保護期間の長期化がみられ、被保護者数が増加している状況にあります。

低所得者福祉対策については、生活基盤の弱い低所得者が、経済的自立を図り、一層安心して生活が営めるよう生活実態や福祉ニーズを的確に把握し、保健、医療、福祉などの各種施策の有効利用を促進する必要があります。

また、必要な援護をするとともに、民生委員・児童委員や関係機関と連携を図り、自立と社会参加を支援する相談体制を充実する必要があります。

【関連データ】

◆生活保護の推移

区 分	人口(人)	保護世帯(世帯)	保護人員(人)	保護率(‰)	医療扶助(%)
平成 15 年	37,270	61	78	2.1	78.0
平成 16 年	37,353	69	87	2.3	82.5
平成 17 年	39,661	76	97	2.5	89.7
平成 18 年	46,223	99	125	2.7	86.1
平成 19 年 4 月	46,077	102	127	2.8	85.8

注) 平成 15 年度及び平成 16 年度は、旧下妻市のみのデータ。

資料：福祉事務所

平成 17 年度は、4月から 12月の旧下妻市のデータと合併後 1月から 3月の旧市村合算データにより算出。

保護率(‰)：保護人員の人口 千人当たりの比率

<sup>\*</sup> 母子家庭等支援サポーター：母子寡婦福祉法に定める母子相談員の協力者。茨城県が任命、任期 2 年。

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

生活に困った人や親を支え、自立を促進します

### 母子・父子福祉対策

母子・父子家庭の自立を促進するため、母子相談員や母子福祉協力員との連携を強め、新たに母子・父子家庭になったものの把握、助言、指導などの充実を図ります。

母子福祉資金などの活用促進、さらには母子福祉会の育成強化と活動の充実に努めます。

また、父子家庭に対しては、援護制度を拡大するよう、国・県に働きかけをします。

### 生活保護者・低所得者福祉対策

生活保護世帯の生活安定と自立助長を図るため、民生委員・児童委員をはじめ関係機関との連携を深めながら、相談業務を充実させます。

また、各種社会保障制度の活用により、経済的自立支援を図ります。

民生委員・児童委員との連携により、生活保護を受けていない低所得者に対して、相談、指導の充実を図り、資金貸付などの各種福祉制度を活用し、生活の安定向上に努めます。

## ●市民が取り組むこと

母子・父子福祉制度や生活保護制度に対する理解を深めます。

## 成果指標

### 就労支援による自立数

成果指標とした理由 就労支援による自立の成果を表すため

現状値<平成19年度>	中間目標<平成24年度>	目標<平成29年度>	データ出所
2人	5人	10人	福祉事務所

1. 利用者本位の福祉サービスの  
実現を図ります

高齢者福祉

3. 元気で生きがいに満ちた高齢期  
を創造します



施策の目標 (市民とともに目指す平成 29 年の姿)

多くの高齢者が、豊かな経験や技能を活かし主体的な社会参加などを通じて、元気でいきいきとした暮らしをしています。

●現況と課題

高齢化社会の急速な進行により、市においても人口に対する 65 歳以上の高齢者の占める割合が 20.25%と非常に高く、今後においても高齢化率は増加傾向にあります。

このような状況の中、高齢者が生きがいをもって生活できる環境づくりと、高齢者の健康と安全な暮らしを支える体制づくりが求められています。

市の高齢者在宅福祉支援事業については、介護を必要としない元気な高齢者づくりを目的とした介護予防を行っています。主なものは、転倒骨折予防や軽運動の教室等を行っており、多くの参加者がいます。市の独自事業としては、介護認定で「非該当」と認定された 65 歳以上の方を対象に、ホームヘルパーにより日常生活に関する相談、家事援助等を提供する生活管理指導員派遣事業を実施していますが、利用者が数名で少なく、広報等による事業の周知を図る必要があります。

住み慣れた地域社会の中で生活をしていくための支援事業として、低所得者を対象に訪問介護利用料の軽減を行う事業やひとり暮らしの方に対し緊急通報システムの設置及び保守点検事業を行っています。また、各種福祉手当の支給についても実施しています。

高齢者の生きがい、社会参加事業として、高齢者と子どものふれあい事業の実施において、高齢者がもつ豊かな知識、経験及び技能を活かして児童と地域ぐるみの交流を図っており、さらに健康づくり事業として、老人クラブ連合会を通じて高血圧予防、糖尿病予防等の料理教室や健康教室を行っています。

高齢者組織や活動事業については、高齢者の社会参加促進のため老人クラブの育成事業を実施しています。

【関連データ】

◆老人クラブ会員数の推移

各年 4 月 1 日現在

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
老人クラブ数	57	58	58	54
会員数(人)	2,501	2,528	2,452	2,227

◆下妻市の高齢化率

各年 4 月 1 日現在

区 分	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
総人口(人)	46,899	46,829	46,334	46,077
65 歳以上の人口(人)	8,898	9,061	9,177	9,329
高齢化率(%)	18.97	19.35	19.81	20.25

注) 人口は住民基本台帳人口による

資料：介護保険課

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

元気で生きがいに満ちた高齢期を創造します

### 在宅福祉支援の充実

在宅の要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者等を対象として、日常生活の援助等を行い、自立支援を図ります。

訪問活動、デイサービス事業の充実を図るとともに、長寿祝い、敬老祝い金、寝たきり・認知症高齢者介護慰労金福祉手当の支給を進め、その他福祉サービスの充実を図ります。

### 生きがい対策の充実

芸能発表会、写真・美術・書道等の文化事業を支援するとともに、グランドゴルフ、輪投げ等のスポーツ活動を促進します。

### 社会参加の促進

シルバー人材センター及び老人クラブ連合会の充実を図るなど、その活動を推進するとともに、就労の拡大を支援します。

## ●市民が取り組むこと

高齢者の多様化するライフスタイルを理解します。

高齢者は、住み慣れた地域において、もてる能力を活用して様々なかたちで活動します。

地域での高齢者への声かけや安否確認、地域福祉活動等へ積極的に参加します。

## 成果指標

### シルバー人材センター登録者数

成果指標とした理由 事業の拡大及び経営の安定を表すため

現状値<平成19年度>	中間目標<平成24年度>	目標<平成29年度>	データ出所
269人	350人	400人	シルバー人材センター

1. 利用者本位の福祉サービスの  
実現を図ります

介護保険

4. 高齢者が地域で暮らし続ける  
ための介護環境をつくります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

介護保険サービスや生活支援サービスを利用しながら、住み慣れた地域の中で安心して暮らす高齢者が増えています。

●現況と課題

平成 12 年度から始まった介護保険制度は、介護を社会全体で支える制度として普及・定着し、要介護認定者の増加に伴い、介護保険料や介護保険サービスの利用も着実に伸びています。

また、平成 17 年度には制度の大幅な見直しが行われ、介護予防に重点をおいた施策が展開されることになりました。

今後も、多様化する介護（予防）ニーズに適切に対応できるよう、「介護保険事業計画」に基づいた制度の円滑かつ適正な運営を図っていく必要があります。

介護保険サービスの基盤整備の状況は、施設サービスが 7 事業所、居宅サービスが 43 事業所、地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）が 6 事業所となっており、平成 19 年 4 月には地域包括支援センターが 1 カ所設置されました。介護（予防）サービスを必要とする要介護者等が、適切な介護保険サービスを受けられるよう適正なサービス供給体制・基盤の整備を推進する必要があります。

平成 18 年度から、高齢者を対象にした介護予防事業や包括的支援事業等を核とした地域支援事業が始まり、介護予防事業は、介護が必要になる前から取り組むことにより、健康状態の維持・改善を図ることを目的としています。

また、包括的支援事業は、地域包括支援センターにおいて高齢者からの各種相談や権利擁護、虐待防止等への対応や、地域でのネットワークの構築等をしていくこととなります。

今後引き続き、市の広報紙やお知らせ版、ホームページ、パンフレットなどを活用して制度改正や介護予防について普及・啓発を図っていく必要があります。

【関連データ】

◆要介護等認定者数の推移

各年 4 月現在

区 分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
認定者数(人)	1,089	1,291	1,337	1,397	1,427

資料：介護保険課

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

高齢者が地域で暮らし続けるための介護環境をつくります

### 介護保険事業

介護保険事業計画に基づいた適正な介護保険料の設定・確保を図るとともに、介護保険サービスの適正な給付及び質的向上を図ります。

### 介護保険サービス基盤整備事業

介護サービス事業及び介護予防サービス事業の適正な基盤整備を推進します。また、地域密着型サービス事業の適正な基盤整備も推進します。

### 地域支援事業

介護予防事業を推進し、要介護状態等になることの防止に努め、地域包括支援センター事業の推進を図ります。

### 啓発事業

市の広報紙・パンフレット・ホームページなどを活用して、制度の改正や介護予防についての啓発活動に努めます。

## ●市民が取り組むこと

介護福祉サービスについての理解を深め、主体的、かつ適正に利用します。  
事業者は、利用者の権利を理解し、各種サービスの質の向上に努め、適正な介護・福祉サービスを提供します。

## 成果指標

### 要介護等認定者数(介護予防実施後)

成果指標とした理由 介護予防事業・サービスの実施効果を表すため

現状値<平成 19 年 4 月値>	中間目標<平成 24 年度>	目標<平成 29 年度>	データ出所
1,427 人	1,893 人 (2,013 人)	1,991 人 (2,123 人)	介護保険課

( ) 内は、介護予防を実施しないときの数値。

1. 利用者本位の福祉サービスの  
実現を図ります

児童福祉、子育て

5. 安心して子育てができるしくみ  
をつくります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

すべての子育て家庭が各種支援サービスを利用し、不安や負担感を抱かずに楽しく子育てに取り組んでいます。

●現況と課題

少子化の急速な進行、子どもをめぐる虐待やいじめなど、近年における社会問題は、子どもを生み育てる親たちの意識に大きな影響を及ぼしているとともに、「子育て支援」の重要性がますます高まっています。

市内の保育所の状況は、6カ所の認可保育園（公立2、私立4）と3カ所の認可外保育園により運営しており、緊急保育、乳児保育、障害児保育等特別保育事業についても実施しています。

また、社会福祉協議会においては、育児の援助に対する会員組織として「ファミリーサポートセンター」を設立し、地域における会員同士の相互援助活動を目的とし、臨時的、補助的、突発的な託児の支援を行う事業「うえるきつず」を実施しています。

地域における子育て支援の方向としては、共働き家庭に向けた支援対策の充実を図るとともに、今後は家庭で子育てを行っている母親への支援対策を強化し、孤立を防ぐことが重要となっています。

市では、家庭相談員を配置し、「家庭児童相談室」の運営など各種の相談事業を実施し子育ての支援を行っています。

放課後学童クラブは、市内9カ所（公立7、私立2）において開設されており、国の「放課後子どもプラン」の動向を捉えながら今後の方向性の検討が必要です。

子どもの遊び場は、市内で57カ所あり、子どもたちが安心して遊べる環境整備を支援しています。

「次世代育成支援対策行動計画」に基づき、子どもを育てる親や家庭への支援、さらに相談体制を強化し、少子化対策を積極的に推進していくことが重要です。

【関連データ】

◆認可保育園の状況

単位：人、平成19年5月1日現在

区分	定員	園児				職員	
		園児数	うち市外	3歳未満	3歳以上	職員計	うち保育士
公 下妻保育園	100	92	1	26	66	15	11
公 きぬ保育園	120	98	3	34	64	16	12
私 法泉寺保育園	250	208	4	50	158	29	24
私 大宝保育園	90	90	5	25	65	16	13
私 西原保育園	60	58	0	20	38	12	9
私 もみの木保育園	60	59	4	29	30	16	12

資料：福祉事務所

## 目標実現のための主な取り組み

### ●市が取り組むこと

安心して子育てができるしくみをつくります

#### 保育所運営

多様な保育ニーズにきめ細やかに対応するため、乳児保育や障害児保育、延長保育、緊急保育サービスを継続し、さらに充実を図ります。

#### 子育て支援

児童の居宅における事業、学校の余裕教室等地域の社会的資源の活用を図る視点から、つどいの広場事業や地域子育て支援センター事業などについても検討します。

#### 学童クラブ

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校低学年を中心に学童クラブの拡充を図るとともに、現在、国の施策として進められている「放課後子どもプラン」の動向を捉えながら今後の方向性を検討します。

#### 相談事業

あらゆる児童問題に対処していくため、家庭相談員を中心に民生委員・児童委員、学校、児童相談所など関係機関との連携強化を図り、総合的な相談指導体制の確立に努めます。

#### 児童館

児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにするために児童館の設置を検討します。

#### 遊び場の確保

子どもの遊び場設置に対する補助制度の活用促進を図ります。

### ●市民が取り組むこと

自らの子育てに関するノウハウを活かして、子育て支援サービス事業に積極的に参加します。地域の子どもたちを見守るとともに、地域で子育てを応援します。

事業者は、市民ニーズに的確に対応した子育て支援サービスを提供します。

1. 利用者本位の福祉サービスの  
実現を図ります

障害者福祉

6. 障害のある人にやさしいまち  
をつくります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

障害のある人もない人も、お互いに市民の一員として尊重し合い、支えあいながら、住み慣れた地域で生活しています。

●現況と課題

平成 18 年度から身体、知的、精神の福祉サービスを一元化した障害者自立支援法が施行され、障害のある人を取り巻く情勢が大きく変化しています。

障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自らその住む場所を選択し、必要とするサービス、支援を受け、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進める必要があります。

障害のある人が地域の中で自立した生活をするのが促される中で、地域の人々の理解や協力、障害のある人の就労に関しては事業者等の理解がより一層求められています。

障害のある人の自立や社会参加を促進し、地域社会との関わりを広げていくために市民のボランティアによる協力は不可欠であり、また、障害のある人の生活の質を高めるためにも、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動の重要性が高まっています。

市民の日常生活が広域化し、近隣市町との間で共通する行政課題については連携を図るとともに、共同して対応していく必要があります。

【関連データ】

◆障害者手帳所持者の推移

単位：人

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
身体障害者手帳	1,291	1,369	1,409	1,462	1,532
療育手帳	235	231	233	248	261
精神保健福祉手帳	72	78	83	100	97

資料：福祉事務所

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

障害のある人にやさしいまちをつくりまします

### 障害福祉サービスの充実

「障害のある人にやさしいまちづくり」を基本理念として、障害のある人の自立を支援するための障害福祉サービスの充実とその提供基盤の整備に努めます。

### 理解・啓発の推進

地域住民が障害のある人への理解を深めるための普及・啓発活動を推進し、福祉教育の充実に努めます。

障害のある人の雇用に向けた働きかけを行うなど、障害のある人に住みよい地域づくりに向けて啓発に努めます。

### 社会参加・交流の促進

障害のある人が社会参加や交流に参加できるよう、障害者団体が主体的に取り組む行事への支援を行います。障害のある人も気楽に参加できるスポーツの普及や、文化事業への参加促進を図ります。

障害のある子ない子が相互にふれあう機会をもち、理解を深めることができるよう、学校と障害者施設との連携・交流活動を推進します。

### 連携・協力及び施策の推進

国・県・近隣市町、障害者団体、社会福祉協議会等との連携により、総合的な障害者施策の推進を図ります。

ボランティア活動についての啓発を行うとともに、障害のある人の自立を支援するために、福祉や保健・医療の担い手となる人材の育成・確保に努めます。

## ●市民が取り組むこと

ノーマライゼーション※の理念に基づき、住み慣れた地域で障害者が社会生活を送れるよう、思いやりの精神を育みます。

※ ノーマライゼーション (normalization) : 障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支えあいながら、地域の中でともに生活する社会こそが当たり前前の社会であるという考え。

2. いのちを守り健康の維持と増進を図ります

保健

1. 生涯にわたり、健康に暮らせるしくみをつくります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

多くの市民が、心身の健康維持に必要な知識をもち、食育を進める事業に取り組み、栄養、運動、休養のバランスのとれた健康な生活を送っています。

●現況と課題

核家族化・少子化の進行・女性の就業率の上昇など子育てをする社会環境の変化に伴い、乳幼児等の保健ニーズも多様化しており、育児支援、児童虐待防止に関する母子保健対策、障害のある子の早期発見・早期療育など、健やかな成長のための保健事業を充実させる必要があります。

生活習慣病予防では、健康寿命を延ばすという考えから、医療保険制度が平成 20 年度から改正され、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診や保健指導の医療保険者への義務付けがはじまり、社会全体で健康づくりに取り組むための環境整備が必要となります。また、たばこ対策を推進し、市民の健康に与える悪影響を低減させていくことが必要です。

感染症予防対策としては、感染症に関する意識啓発を行うとともに、防疫対策を総合的かつ円滑迅速に処理するため、感染症防疫対策本部を設置しています。また、関係機関との連携を図りながら速やかに情報を共有化し、感染症発生時の早期対応に努め、まん延防止をすることが重要な課題です。

健康づくりは、地域・行政が協力して支援していくことで、市民がより健康づくりに取り組みやすい環境をつくることが重要です。また、健康づくり推進の役割を担う母子保健推進員や食生活改善推進員の養成、研修を充実させ、市民とともに健康づくりを推進していく体制づくりも必要になってきます。

食育については、生涯を通じて食育に取り組む環境づくりを支援しています。生まれる前から食育を目指したマタニティ&ママサロンをはじめとし、離乳食教室、乳幼児健診などでの食生活の普及啓発を積極的に推進しています。

今後は、小児期の肥満や思春期やせ等を予防するため、食卓をとおした家族のふれあい不足の解消など食に関する知識・関心の増進を図るとともに、健全な食生活による生活習慣病予防を、さらに普及啓発する必要があります。

【関連データ】

◆乳幼児健診・相談の受診率

単位：%

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
5 か月児健診	84.5	83.7	86.6
1 歳児相談	82.3	82.7	81.2
1 歳 6 か月児健診	85.9	81.3	81.3
3 歳児健診	82.9	79.8	83.6

◆乳児訪問件数

単位：人

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
出生数	355	395	421
訪問件数	54	61	98
内 新生児(2 日目以内)	12	14	22
乳 児 乳児	42	47	76

◆基本健康診査結果（40 歳以上）

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
受診者数	6,165 人	6,446 人	6,175 人
異常なし	4.3 %	6.5 %	4.5 %
要指導者	36.9 %	23.0 %	20.0 %
要医療者	58.8 %	70.5 %	75.5 %

資料：保健センター

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

生涯にわたり、健康に暮らせるしくみをつくりまします

### 母子の健康づくり

母子保健支援体制の充実を図り、安心な妊娠・出産への支援を行うとともに、乳幼児期の子育て支援に努めます。  
思春期の心と体の健康づくりを推進するとともに、子どもの医療体制の整備に努めます。

### 成人の健康づくり

健康診査・各種がん検診の受診率の向上に努め、生活習慣改善の目標達成に向けた継続的な支援体制づくりを図り、生活習慣病予防を推進します。  
また、喫煙及び受動喫煙防止対策の推進、禁煙支援プログラムの普及に努めます。  
さらに、生涯を通じた健康づくりを支援するため、健康づくりのための知識・運動の普及啓発、環境整備に努めます。

### 感染症対策

予防接種の接種機会を安定的に確保し、予防接種率の向上に努めます。  
また、感染症知識の普及啓発を図り、感染症患者等の人権に配慮するよう努めます。

### 地区組織活動の推進

食生活改善推進協議会や母子保健推進員協議会など各種団体の活動の充実を図ります。また、自主グループ活動の支援をします。

### 食育の推進事業

家庭、地域、学校、保育所等の連携による取り組みを推進し、「食」を通じて健やかな心と体を育てます。  
また、生活習慣病予防を強化推進するため、食事バランスガイド等による食育活動の普及啓発を推進します。  
さらに、学校教育をはじめ、学校行事や各種講習会を通じて、食に関する意識向上を図り、子どもたちが楽しく食を学ぶことができるような教育活動を推進します。

## ●市民が取り組むこと

健康診査・各種がん検診を受診するとともに、適度な運動、適切な食生活及び禁煙に心がけ、健康寿命の延伸に努めます。  
また、地域における健康づくり活動に参加します。

## 成果指標

### 乳幼児健診・相談受診率

成果指標とした理由 母子の健康づくりへの取り組みの効果を表すため

現状値<平成18年度> 83.2%	中間目標<平成24年度> 90%	目標<平成29年度> 95%	データ出所 保健センター
----------------------	---------------------	-------------------	-----------------

### がん検診受診者数（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）

成果指標とした理由 成人の健康づくりへの取り組みの効果を表すため

現状値<平成18年度> 14,340人	中間目標<平成24年度> 15,000人	目標<平成29年度> 16,000人	データ出所 保健センター
------------------------	-------------------------	-----------------------	-----------------

2. いのちを守り健康の維持と増進を図ります

医療

2. 安心して医療が受けられるよう、医療体制の充実を図ります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

市民のいのちを支える医療の人的体制、施設、しくみが充実し、安心して医療が受けられる環境が整っています。

●現況と課題

高齢化や核家族化が進行する中、市民が身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療体制が整備されていることは、安心した生活を送るうえで重要なことです。市内では、平成 18 年度末現在、3 つの病院、20 の診療所、17 の歯科診療所を中心に市民の医療を行っています。今後は、地元医療機関はもとより、周辺の医療機関との連携を強化していく必要があります。

救急医療体制については、いつでも、また、だれもが症状に応じた適切な医療が受けられることが求められています。核家族化や共働き世帯の増加を受け、小児救急医療に対する需要は高まっており、休日在宅当番医の利用も小児科は大幅に増加しており、夜間応急診療所は小児救急医療輪番制や病院群輪番制など、広域体制や各機関との連携により対応しています。夜間応急診療所の利用者の 8 割は市民であり、夜間の開設は市民にとって安心を与えている事業であるため、引き続き運営していく必要があります。

さらに、急な心臓疾患による突然死対策として、平成 18 年度より、市役所・保健センター・中学校・高校、運動施設等、市内 17 カ所に AED（自動体外式除細動器）が 20 台設置されています。今後も学校、公共機関をはじめ市民が多数集まるような場所での設置や使用方法の知識の啓発普及等を消防署と連携しながら進めていく必要があります。

安全な血液を安定的に確保するためには献血の必要性などを普及啓発していくことが重要な課題であり、より多くの事業所が協力機関となるよう、事業主等への普及啓発も進めていく必要があります。

医療費の助成制度については、妊産婦、乳幼児、父子家庭・母子家庭の親子、重度心身障害者に対し、医療費を助成し受給者の福祉向上に努めてきました。また、市の単独事業として、妊産婦・乳幼児（4 歳未満児）を対象とし、外来・入院自己負担及び入院食事代を助成し医療費の無料化を図ってきました。今後は、乳幼児の受給対象年齢の拡大が課題となっています。

【関連データ】

◆医療施設の状況

区 分	医 療 施 設（力所）			病 床 数（床）			医 師（人）	歯 科 医 師（人）	薬 剤 師（人）
	一般病院	一般診療所	歯科診療所	一般病院	一般診療所	歯科診療所			
平成15年	3	22	19	198	44	0	35	20	50
平成16年	3	21	18	236	40	0	36	21	55
平成17年	3	21	17	236	40	0	36	21	55

◆献血実施状況

単位：人

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
200ml 採血	225	271	245
400ml 採血	432	638	608
成分採血	—	13	12
合 計	657	922	865

注) 医師・歯科医師・薬剤師は各年12月31日現在  
医療施設は各年10月1日現在  
歯科医師・薬剤師数については従業地による  
資料：茨城県保健福祉部厚生総務課  
平成15～16年茨城県保健福祉統計年報  
平成17年茨城県医療施設調査・病院報告の概況

資料：保健センター

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

安心して医療が受けられるよう、医療体制の充実を図ります

### 地域医療体制の強化

病院や医院などの各医療機関との連携を図りながら、市民の医療需要に対応する医療体制づくりに努めます。

### 救急医療体制の充実

安心した生活を支える救急医療体制の充実を進めるため、県や近隣市町、医療機関と連携をとりながら、医療体制の整備を図ります。

また、夜間応急診療所の運営、休日在宅当番医委託事業を引き続き実施するとともに、小児救急医療輪番制・病院群輪番制及び協力医療機関を支援し、現在の医療体制の確保に努めます。

さらに、心肺蘇生法をはじめ AED 使用方法など、救命に関する知識・技術の啓発に努めます。

### 献血推進運動の促進

安全な血液の確保を図るため、正しい知識の普及や啓発に努めます。

### 医療福祉費支給制度

医療福祉費支給制度の充実と、それに伴う財政措置を国・県に対して要望します。

また、利用者に対して的確な情報提供に努めるとともに、医療福祉費支給制度への理解を深めるため、広く市民に周知徹底を図ります。

## ●市民が取り組むこと

健康管理のためにかかりつけ医などをもち、医療機関を適切に利用し、自らの健康維持に努力します。

医療機関は、地域医療を提供するなど、医療環境の整備をします。健康危機対策については、市民、行政との協力体制を確立します。

## 成果指標

### 必要な時に、必要とする医療を受けられていると思う市民の割合

成果指標とした理由 医療体制の充実度を示すため

現状値<平成 19 年度> 51.1%	中間目標<平成 24 年度> 55.0%	目標<平成 29 年度> 60.0%	データ出所 市民意識調査
------------------------	-------------------------	-----------------------	-----------------

### AEDの設置数

成果指標とした理由 救急医療に対する整備の充実状況を示すため

現状値<平成 18 年度> 20 台	中間目標<平成 24 年度> 30 台	目標<平成 29 年度> 50 台	データ出所 保健センター
-----------------------	------------------------	----------------------	-----------------

3. 安全安心な地域社会をつくれます

防災、国民保護

1. 災害から身を守り、安心して暮らせるまちをつくれます



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

多くの市民が防災意識をもち、災害が発生した場合に、自助、共助による避難活動など、被害を最小限に抑えるための行動力を身に付けています。

●現況と課題

近年、風水害や地震など大規模な災害につながる自然現象が全国で頻発しています。こうした自然環境の変化に備え、市では、地域防災計画をより実践的な計画とするため、全面的な改訂を行うとともに洪水ハザードマップを作成してきました。

また、防災に対する市民意識の高揚を図るため、防災訓練、防災マップの配布などを実施するとともに、災害時に備え食糧・水の備蓄を進めています。

さらに、災害が発生した場合の生活物資等の供給及び救援活動の協力について、民間機関等との災害協定を結んでいます。災害時の避難所となる公共施設等の耐震化の早期実現を図るとともに、水害に対する堤防整備事業や内水対策、地震災害等に対する消防防災設備、災害用品の備蓄などの応急体制の整備・充実が必要となっています。

防災組織については、地域の防災意識の高揚と防災力の強化を図るため、自主防災会の組織化を推進するとともに消防団等との連携した地域防災体制の充実を図っています。

防災通信施設については、防災行政無線や茨城県防災情報ネットワークシステムの整備及び運用の改善等を図り、市民への的確な情報提供により平常時から災害の未然防止、拡大防止に努めています。合併に伴い、防災行政無線は2局による運営となっていますが、受信形態の相違もあることから、早期に全市統一した運用を図るための設備の整備及び運用基準の見直しが必要となっています。

また、平成 16 年 9 月に施行された国民保護法により、大規模テロや武力攻撃等が発生した場合に市民の安全確保等を図るため、茨城県国民保護計画等に基づき、平成 19 年 2 月に下妻市国民保護計画を作成しました。国民保護に関する啓発、自然災害以外の危機事象における市民の生命・身体・財産等を守るために必要な防災基盤を整備していく必要があります。

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

災害から身を守り、安心して暮らせるまちをつくりまします

### 防災体制の充実

多様化する自然災害やテロ災害などに対応するため、地域防災計画を必要に応じ見直すとともに国民保護計画の適切な運用を図り、被害を最小限にとどめるために、関係機関と連携し、災害予防対策及び災害時に即応できる防災体制の充実を図ります。

### 防災基盤の充実

災害時に災害活動の拠点となる防災活動拠点づくりや、火災の延焼を抑制するような市街地の整備、避難場所及び避難路の整備、避難施設となる公共施設の耐震化、各種資機材の整備を図るとともに被災時の復旧システムの充実強化など、防災基盤の充実を図ります。

### 防災意識の普及啓発

防災意識の普及啓発に努め、自主防災組織の結成を促進するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化や実践的な防災訓練を通して、災害等に対する市民の危機管理体制の充実に努めます。

### 災害時の食糧・水の確保

災害時の食糧及び飲料水の確保のため備蓄に努めます。

## ●市民が取り組むこと

災害発生時の初動態勢のための備えとして、家庭でできる防災物資の備蓄や家具転倒の防止策等を行い、地域の一員として防災活動に積極的に参加します。

地域では災害時要援護者の把握に努めます。

事業所は、防災等の対策や地域の防災訓練等への参加によって、帰宅困難者対策の充実や地域との協働を推進し、災害時の協力協定を結びます。

## 成果指標

### 自主防災組織の加入世帯割合

成果指標とした理由 地域の防災意識の高揚と防災力の強化を示すため

現状値<平成19年度> 24%	中間目標<平成24年度> 48%	目標<平成29年度> 68%	データ出所 総務課
--------------------	---------------------	-------------------	--------------

3. 安全安心な地域社会をつくれます

交通安全、防犯対策

2. 犯罪や事故から身を守り、安心して暮らせるまちをつくれます



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

すべての市民が、犯罪や交通事故に巻き込まれることなく、安全で安心な環境の中で暮らしています。

●現況と課題

防犯については、下妻警察署を核に、防犯協会、セーフティマイタウンチームなど防犯関係団体による防犯活動が展開されています。今後より一層連携を密にし、犯罪を生まない環境づくりを進める必要があります。

青色回転灯を装着・点灯させた公用車で地域を巡回する青色防犯パトロールを実施し、さらに防災無線を活用して下校時における児童・生徒の安全を確保するための協力を市民に呼びかけています。また、広報しもつま等の広報媒体に防犯啓発記事を掲載し、防犯啓発にも取り組んでいます。

市民がウォーキングやジョギングの際に専用の帽子をかぶりパトロールを行う防犯ボランティアパトロールを推進しています。個々がパトロールを自由に行うことができる反面、全体の活動が見えにくく、参加者が効果を実感しにくいことや、参加者同士の連携が取りにくいことが課題です。

夜間の犯罪防止と通行の安全を図るため防犯灯設置に取り組んでいます。道路・公園等における照度基準を踏まえた設置と、防犯灯管理台帳システムの市全域の統合が必要です。

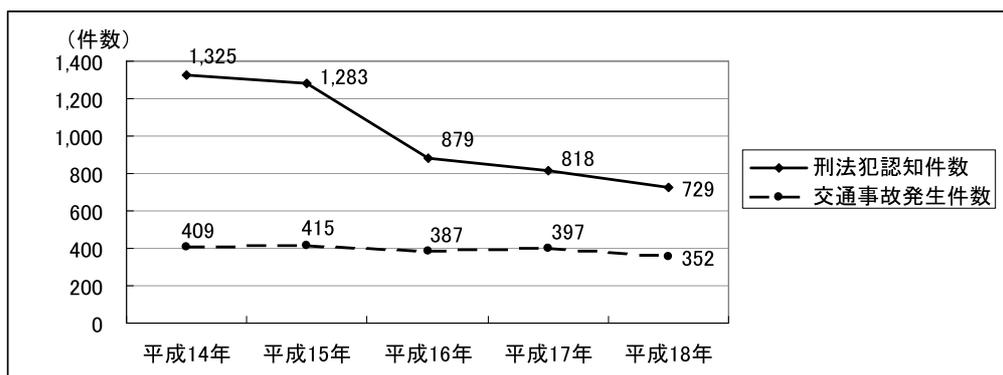
交通安全については、下妻市交通安全対策協議会を中心に、交通安全協会、交通安全母の会、安全運転管理者協議会などの関係機関と連携しながら交通安全運動を組織的・継続的に展開しています。また、交通安全教育の普及徹底において、幼児から高齢者に至るまで、各種交通教室を開催しています。特に今後の高齢化の進行等による高齢者の交通事故防止の徹底を図る必要があります。

交通安全施設の整備については、事故多発地点、通学路、その他緊急を要する箇所、また、地域からの要望に際し、整備を推進しています。

交通事故被害者等の救済対策のために、県民交通災害共済の加入促進に努めています。

【関連データ】

◆下妻市における刑法犯認知件数・交通事故発生件数



資料：下妻警察署

## 目標実現のための主な取り組み

### ●市が取り組むこと

犯罪や事故から身を守り、安心して暮らせるまちをつくりたい

#### 地域の防犯意識の向上

市や警察、防犯協会、事業者、市民団体等地域を構成する幅広い機関・団体が力をあわせて安全なまちづくりに取り組む体制をつくりたい。

青色防犯パトロールを引続き推進し、地域住民一人ひとりが、犯罪に遭わない意識をもてるよう啓発活動に取り組むとともに、防犯ボランティアパトロールなど、地域住民が率先して行う防犯活動に対し必要な支援を行います。

また、市街地、住宅地、通学路、農用地など地域の状況に応じ適切な照度を確保できるように防犯灯設置要綱を見直し、防犯灯管理台帳システムの市全域の統合を推進するとともに、防犯カメラ等の設置を検討します。

#### 交通安全の推進

第8次下妻市交通安全計画に基づき、関係機関と連携を図りながら、交通安全意識や交通マナーの向上を図るとともに、安全・円滑・快適な道路交通の確保を図るため、カーブミラー、路面標示、ガードレール、赤色回転灯などの施設整備を推進します。

交通安全運動を展開し、子どもと高齢者の交通事故防止、さらに飲酒運転の根絶と自転車の安全利用の推進に努めます。

また、「県民交通災害共済制度」の加入促進、及び「茨城県交通事故相談所」の活用について周知徹底を図ります。

### ●市民が取り組むこと

自らの安全を確保するために必要な措置を講じ、相互に協力して安全安心なまちづくりに向けた自主的活動に取り組めます。

事業者は、地域の事故防止に寄与するため、事業所の安全運転管理業務の充実を図ります。

## 成果指標

### 刑法犯認知件数

成果指標とした理由 治安のバロメーターとして用いられ、長期にわたる推移を成果として把握できるため

現状値<平成18年> 729件	中間目標<平成24年> 500件	目標<平成29年> 300件	データ出所 市民安全課
--------------------	---------------------	-------------------	----------------

### 交通事故発生件数

成果指標とした理由 交通事故抑止の成果を示すため

現状値<平成18年> 352件	中間目標<平成24年> 300件	目標<平成29年> 250件	データ出所 市民安全課
--------------------	---------------------	-------------------	----------------

3. 安全安心な地域社会をつくれます

国保、後期高齢者医療、年金

3. 社会保障制度の周知に努め、安定した生活を支えます



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

市民が社会保障制度に対する理解を深め、適正な受給が確保されています。

●現況と課題

国民健康保険は、地域医療の確保と市民の健康保持・増進に大きく貢献し、国民皆保険制度の中核として極めて重要な役割を果たしていますが、医療技術の進歩や加入者の高齢化等により、医療費は年々増加傾向にあります。一方、保険税収納率は低下傾向にあり、国保財政を大きく圧迫しています。

このような状況の中、医療費の適正化を図るため医療費通知の実施やレセプト点検調査の充実に努めてきました。また、平成 20 年度からは、医療保険者に医療費削減のための生活習慣病に着目した特定健診と特定保健指導が義務づけられることから、保健センターとの連携により事業を進めることが必要になります。

75 歳以上の高齢者（65 歳以上で一定の障害のある方を含む）を対象とした老人保健制度は、平成 20 年4月から、独立した医療保険制度となる後期高齢者医療制度に変わります。

後期高齢者医療制度では、県内の全市町村が加入する広域連合（特別地方公共団体）が運営を行い、資格得喪受付、保険証の交付、各種給付申請受付や保険料収納等の事務を市町村が受けもつこととなります。この制度の円滑な運営を図るため、市と広域連合との連携強化が必要になります。

国民年金制度は、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とし、老後の所得保障の中核を担う制度としての役割を果たしています。

円滑な国民年金の運営は、市民の方の制度に対する理解と協力を得ることが必要となります。市民一人ひとりの年金受給権を確保するためには、社会保険事務所との協力・連携による事業推進に努める必要があります。

【関連データ】

◆国民健康保険の状況

区分	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	保険給付費		保険税現年度分調定額		保険税現年分 収納率(%)
			全体(円)	1人当り(円)	1世帯当り(円)	1人当り(円)	
平成 16 年度	9,059	22,162	2,865,347,455	129,291	224,353	91,707	89.63
平成 17 年度	9,080	21,893	3,102,316,767	141,704	223,027	92,499	89.19
平成 18 年度	9,203	21,669	3,088,885,708	141,090	218,596	92,839	88.93

◆老人医療の状況

区分	受給者数年平均 (人)	老人医療費	
		全体(円)	1人当り(円)
平成 16 年度	5,874	4,214,836,957	717,541
平成 17 年度	5,604	4,286,793,924	764,953
平成 18 年度	5,324	3,980,346,670	747,623

◆国民年金被保険者の状況

単位：人

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
第 1 号被保険者	10,418	10,351	9,950
任意加入被保険者	41	37	30
第 3 号被保険者	2,953	2,920	2,870
計	13,412	13,308	12,850

資料：保険年金課

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

社会保障制度の周知に努め、安定した生活を支えます

### 国民健康保険運営

国保制度の改善や財政措置の充実などを国・県に対して要望します。また、広報紙等を活用して、国保制度の周知を図ります。

健全な国保財政運営のため、保険料の収納率の向上、医療費の適正化、保健事業の推進等、新・国保3%推進運動\*の充実・強化に努めます。

また、医療費の削減のために、保険者に義務づけられた生活習慣病に着目した特定健診・特定保健指導を保健センターとの連携により実施します。

### 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度への市民の理解と、協力を得るために事業の実態の公表に努め、広く市民に周知徹底を図ります。

後期高齢者医療制度の円滑な運営を求めます。

### 国民年金事業

受付窓口との連携を密にして、被保険者種別変更等の届出の促進に努めるとともに、保険料免除関係、給付関係の適正な受理、進達を図ります。

また、年金制度の周知徹底を図り、年金相談の充実に努めます。

## ●市民が取り組むこと

社会保障制度に対する理解を深め、適正に受給します。

## 成果指標

### 保険税現年度分収納率

成果指標とした理由 健全な保険財政の維持のため

現状値<平成18年度>	中間目標<平成24年度>	目標<平成29年度>	データ出所
88.93%	90%	91%	保険年金課

※ 新・国保3%推進運動：正しい受診の推進・保険料(税)収納の向上・健康づくり施策の強化によって、国保財政の安定運営の実現に向け、従来の国保3%推進運動に高齢者の保健事業の推進など新たな事業展開を加え、保険者を中心に県国保連合会及び国保中央会並びに関係団体が総力を挙げて取り組む運動。

3. 安全安心な地域社会をつくりま

消費者支援

4. 消費生活の安定・向上のための支援をします



施策の目標 (市民とともに目指す平成 29 年の姿)

自立性と主体性をもった消費者が育ち、消費者被害にあわないための知恵を身につけ、安心して消費生活を送っています。

●現況と課題

消費者を取り巻く社会環境は急激に変化しており、インターネット等における被害や振り込め詐欺、高齢者等を狙った悪質な訪問販売、契約・解約をめぐるトラブルの増加など、消費者問題はますます複雑多様化し、さらに深刻化しています。

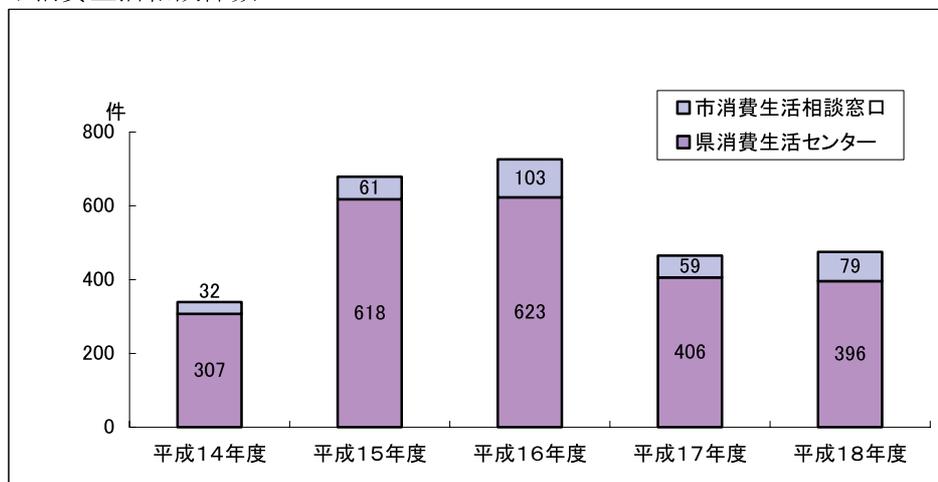
そのため市では、消費者相談にきめ細やかに対応し、公正で効率的に消費者トラブルを解決するため、関係機関と連携を図りながら、消費生活相談窓口を開設しています。また、平成 18 年度に県消費生活センターに寄せられた下妻市在住者からの消費生活相談件数は 396 件であり、市に直接寄せられる件数と合わせると 475 件にも上ります。

安全で安心できる消費生活を送るためには、市民自らが知識や判断力を高めて、正しい情報を選択できる消費者になることが求められており、今後も、広報等で消費生活に必要な各種情報の提供及び消費生活講座の受講や各種消費生活関連資格の取得など、消費者の自主的な活動を促進し、トラブルの未然防止や対策など消費者救済を図っていく必要があります。

また、現在、市内には消費者団体が 1 つ存在し、独自に活動を行い消費生活に関する学習や消費生活意識の啓発に努めていますが、情報化の進展に伴う流通手段の複雑化や商品の多様化など消費者の主体的な学習活動の必要性が高まっていることから、団体のさらなる育成・強化が必要です。

【関連データ】

◆消費生活相談件数



資料：商工観光課・県消費生活センター

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

消費生活の安定・向上のための支援をします

### 消費者支援・保護対策

多様化・複雑化する消費者問題に対応できるよう情報の提供や啓発を行い、被害者の適切な救済や未然防止のための消費生活相談の充実を図るとともに、消費者が正確な判断をもって安全で安心な消費生活が送れるよう、消費者教育の充実に努めます。

また、消費生活センターの開設を促進し、消費者救済を図ります。

### 消費者活動

消費者団体の主体的な取り組みに基づき、市民への消費生活情報の発信や意識啓発を促進します。

また、関係者が信頼を深め、ともに協力して豊かな消費生活を実現していくため、生産者（販売者）と消費者とのふれあい・交流の機会づくりを進めます。

## ●市民が取り組むこと

消費者被害にあわないための情報や知識の収集を積極的に行い、意識の向上に努めます。

事業者や団体は、法律を遵守した適切な商行為を推進します。

## 成果指標

### 消費生活センター整備

成果指標とした理由 消費生活の安定・向上の拠点となるため

現状値<平成 19 年度>	中間目標<平成 24 年度>	目標<平成 29 年度>	データ出所
—	—	消費生活センター整備	商工観光課

3. 安全安心な地域社会をつくれます

消防、救急

5. 大切ないのちを守る  
消防救急体制を整えます



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

消防救急体制が整い、住民や事業者も大切ないのちを守る活動を進めています。

●現況と課題

市内には、下妻消防署のほか千代川分署、上妻出張所及び高道祖出張所が整備されています。また、消防団は、8 分団 23 部、410 名（条例定数）で構成され、常備消防と一体となって地域防災の任務にあたっています。

今後は、各種災害や地震・自然災害等の大規模な災害にも備えるために、消防力のさらなる充実・強化が課題となっています。また、減少傾向にある消防団員の確保に努め、合併に伴う消防団の適正配置、詰所等施設の老朽化対策及び消防車両、消防設備の更新が必要になっています。

救急体制は、高規格救急車 2 台を主に、救急救命士による高度救命資器材を活用した救急業務を実施しています。また、救命講習会の実施により応急手当の普及を行っています。救助体制は、救助工作車を運用し、各種災害時における人命救助活動を実施しています。今後は、市民による応急手当の普及と AED 配備の拡大、救急救命士の増員及び救急業務体制の充実、並びに救助資器材の整備及び救助技術の向上が課題です。

火災予防対策としては、住民に対する火災予防広報や防火対象物又は危険物施設等に対して立入検査を実施し、消防法に基づく指導により、災害の発生防止の徹底を図っています。今後は、一般住宅における火災予防及び事業所における防災体制の強化が必要です。

消防施設については、これまで年次計画に基づき防火水槽の整備及び上水道の拡張事業に合わせ消火栓の整備拡充を図り、地域消防の強化を推進してきました。今後も都市化の進行に応じ、耐震性貯水槽や消火栓の設置等消防力の充実及び地域拠点における大型の飲料水兼用耐震性貯水槽の確保が必要になっています。

【関連データ】

◆普通救命講習実施状況

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
実施回数（回）	40	31	36
実施人数（人）	586	406	548

◆救急の状況

区 分	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	
救急件数（件）	1,451	1,430	1,585	1,297	1,518	
内 訳	急 病(人)	799	758	885	687	861
	交通事故(人)	283	266	260	200	254
	上記以外(人)	369	406	440	410	403
指 数(%)	100	99	109	89	105	

注) 指数は平成 14 年を 100 とした値

◆火災の状況

区 分	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	
火災件数(件)	41	43	26	55	39	
内 訳	建物火災	23	28	17	31	14
	上記以外	18	15	9	24	25

資料：下妻消防署

## 目標実現のための主な取り組み

### ●市が取り組むこと

大切ないのちを守る消防救急体制を整えます

#### 消防体制の充実

地震等の自然災害をはじめとする各種災害に備え、消防団員の確保及び消防団の適正な配置を図るなど消防力の充実・強化を図ります。

また、消防団組織の強化や訓練等をとおして団員としての資質の向上に努めるとともに、消防団活動に対する地域住民や企業の理解を高め、入団しやすい環境づくりに努めます。

詰所等の消防施設や装備の計画的整備及び消防ポンプ車などの更新により消防力の強化を図ります。

#### 救急・救助体制の充実

緊急時や災害時において、速やかに対処し、人命救助が図れるよう、救急救命士養成をはじめ救急隊員の能力向上を図り、救命率の向上に努めるとともに、公共施設等への AED（自動体外式除細動器）の整備など救急資材の充実を図ります。

#### 予防対策の充実

家庭や事業所及び地域における防火意識の高揚・促進を図ります。

#### 消防施設の整備・維持

防火水槽や耐震性貯水槽及び消火栓の増設など消防施設の整備を図り、消防力の維持・充実に努めます。

### ●市民が取り組むこと

防火意識を高め、地域での防火活動に参加するとともに、火災発生の防止に努めます。また、住宅火災における死傷者の減少を図るため住宅用火災警報器の設置に努めます。

事業者や団体は、消防法を遵守し、火災の発生を未然に防止するとともに、地域における防火運動や救急救助活動に協力します。

## 成果指標

### 普通救命講習実施人数

成果指標とした理由 救命講習の実施により応急手当の普及を通して救命率の向上が図られるため

現状値<平成 18 年度> 548 人	中間目標<平成 24 年度> 3,000 人	目標<平成 29 年度> 5,000 人	データ出所 下妻消防署
------------------------	---------------------------	-------------------------	----------------

4. 交流と参加により豊かな  
コミュニティをつくります

住民自治、まちづくり

1. 人を活かしたまちづくりを  
進めます



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

市民が、自治区によるコミュニティ活動やボランティアグループなどによる地域活動に参加するなど、地域全体が人と人とのつながりの強い「やさしいまち」になっています。

●現況と課題

地域自治組織は、市民の行政連絡の利便性向上と市政の振興を図ることを目的として、自治区域単位に区長を設置し、区長が複数となる地域には代表区長を設置しています。自治区長は、市行政施策の普及振興の協力、市の広報の配布、指示連絡事項の住民への周知等の連絡調整を図り、代表区長は、区長間の親睦融和と連絡調整を図り、地域住民の意見及び要望事項を市政に反映させています。地域住民が安全で安心して暮らせる環境づくりには地域自治組織の充実が必要であり、自治区への加入率を向上させるための取り組みが求められます。

コミュニティ施設は、市民が自主的な意欲によって自治活動を行うために必要な施設であり、整備費の一部補助などの支援を行っています。

まちづくりの進め方においては、これまで行政が中心的な役割を行ってきましたが、市民自らのまちづくりであることの観点に立ち、市民本位のまちづくり推進体制を整えることが重要です。

まちづくりの活動については、市民の活動への意識が年々向上していく中で、行政においては、市民が自主的に参加できる環境づくりを推進することが必要であり、多様化するまちづくり活動における行政の窓口を明確化し、支援体制の充実化を図り、自主的な活動の拠点として、公共施設や各地区のコミュニティセンターを有効に活用し、活動していけるよう支援することが求められています。

また、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、NPO<sup>※1</sup> やボランティア団体などの育成・支援を行うと同時に、各団体への情報提供や団体相互の連携及び交流を深めることが必要です。

【関連データ】

◆地域自治組織

平成 19 年 4 月 1 日現在

自治区 316 区	自治区長 316 人	代表区長 110 人(うち自治区長兼務 89 人)
		自治区加入世帯:11,536 世帯(加入率 77%)

資料：総務課

※1 NPO (Non Profit Organization) : 「非営利組織」の意味。利益を目的としない組織のこと。

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

人を活かしたまちづくりを進めます

### 地域コミュニティ※<sup>2</sup>の推進

自治区への加入率をアップさせるための取り組みを推進し、世帯数の少ない自治区については、統合を視野に含めた検討を行います。

また、地域の活動の拠点となるコミュニティ施設の建設における助成制度等の支援を引き続き行います。

### 住民によるまちづくり活動の支援

市民自らがまちづくりについて主体的に考え、積極的にまちづくりに参加できるよう環境の整備及び支援の充実を図ります。

まちづくり活動を推進するために、団体の育成・支援を行い、さらに各団体への情報提供や団体相互の連携強化及び交流を深めていきます。

## ●市民が取り組むこと

住民相互の交流やまちづくり活動の推進などにより、地域の連帯感の醸成に努めます。

事業者や団体は、地域の一員としての役割を認識し、協賛活動からボランティア活動まで地域住民と手を携えて行動するなど、様々な地域活動に参画・協力します。

## 成果指標

### 自治区加入世帯率

成果指標とした理由 地域住民が安全で安心して暮らせる環境づくりとして、地域自治組織の充実度を示すため

現状値<平成 19 年度>	中間目標<平成 24 年度>	目標<平成 29 年度>	データ出所
77%	85%	90%	総務課

※<sup>2</sup> 地域コミュニティ：日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会をいう。

4. 交流と参加により豊かな  
コミュニティをつくります

地域間交流、国際交流

2. 地域の輪を広げ、交流をとおして  
まちの活性化を図ります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

地域間の交流や国際交流の輪が広がり、参加型の社会が形成されています。

●現況と課題

少子高齢化の進行とともに、地域社会の活性化が大きな課題となっています。まちづくりを推進していくためには、地域間の交流の果たす役割は大きく、市民間の交流や市民と他市町村の住民との交流機会の充実を図ることが重要となっています。

市の交流施設については、ピアスパークしもつま、道の駅しもつま、やすらぎの里しもつまなどの拠点を中心に多くの人が下妻市を訪れ、地域間の交流が円滑に図られています。また、砂沼や鬼怒川、小貝川など豊かな自然や大宝八幡宮及び宗任神社などの歴史・文化の地域資源を活かし、季節ごとに特色のあるイベントを開催するなど様々な取り組みを実施しながら、交流機会の充実を図り、交流人口の増加を図っています。

今後は、交流人口の増加を図るために、地域間交流施設を有効に活用し、施設等の PR を十分に行っていくとともに、施設や資源の維持管理及び保全を行い、利用者に対しその魅力を継続的に提供していくことが必要です。

グローバル社会の進展により、国際化が進む中で、市においても外国人登録者数が増加し、異なる風土・文化・慣習などの違いにより、市民の生活環境も大きく変化しています。

国際化対応の社会づくりを推進するためには、多文化共生社会の実現を目指し、積極的な国際交流を図り、外国人にとって住みよい環境を整えることが重要です。市においては、市民と市内在住外国人との交流を深めるため、平成 14 年度から「ネットワークーしもつま」主催の国際交流祭を実施しています。

また、国際化や国際交流のまちづくりを進めるためには、様々な情報を収集し、人材や団体の育成に努め、さらに市民の国際交流活動の支援や拡大を図ることが必要です。

【関連データ】

◆ネットワークー主催による国際交流祭における外国人の参加者数

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
国際交流祭における外国人の参加者数	60 人	130 人	130 人	150 人	200 人

資料：企画課

◆外国人登録者数

各年 3 月 31 日現在

区 分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
外国人登録者数	1,794 人	1,802 人	2,055 人	2,101 人	2,035 人

資料：市民課、くらしの窓口課

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

地域の輪を広げ、交流をとらしてまちの活性化を図ります

### 地域間交流の促進

市民の一体感を図るため、市民及び地域団体の連携を深め、地域間の交流の促進に努めます。

市民や各種団体の多様な活動を支援し、交流による魅力あるまちづくりを進めます。

都市間の交流を推進し、地域の活性化を図ります。

市の魅力ある交流拠点を有効に活用するとともに、限られた地域資源を大切に維持・保全し、交流人口の拡大を図ります。

### 国際交流の推進

市内在住の外国人が増加する中で、教育・文化・スポーツ・レクリエーション・イベント等多様な分野において、参加しやすい事業を実施し、JICA<sup>※</sup>やボランティア団体との連携を図りながら、積極的な国際交流の推進を図ります。

市民に国際理解を促し、外国人が暮らしやすい環境を整えるなどの国際化に対応したまちづくりを進め、さらに国際社会に対応するため、姉妹都市の提携の推進にも努めます。

## ●市民が取り組むこと

市民自ら地域間交流や国際交流の重要性を理解し、積極的に活動に参加します。

※ JICA・ジャイカ(Japan International Cooperation Agency)：独立行政法人国際協力機構。開発途上地域等の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的として設立された外務省所管の独立行政法人。

4. 交流と参加により豊かな  
コミュニティをつくります

広報広聴、情報公開、情報化

3. 情報を公開することにより参加型の  
社会をつくります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

個人情報の保護対策が万全に施される一方、市政に関する情報提供が積極的に行われており、市民が行政に関する情報を必要なときに受け取ることができる体制が整っています。

●現況と課題

市民の行政に対する要望が多種多様化する中、市民主体の行政を構築していくために、市民参加の機会を設けることが重要になっています。市においては、市政モニター制度により、様々な意見を聴取し、市政に反映させ、まちづくりを推進してきました。また、市長と自治区長との対話集会の開催により、より多くの意見を聞くことができました。

市民主体の行政運営を図るためには、市民と行政の相互理解や信頼関係を築くとともに市民が行政に参加していく意識を向上させることや、参加機会を拡大していくことが求められています。

広報広聴活動は、行政情報を市民に的確かつ迅速に伝える有効な手段であり、「広報しもつま」や公式ホームページなどにより、様々な行政情報を提供し、市民参加による市政運営のためには極めて重要な役割を担っています。

また、「下妻市情報公開条例」の施行により、公正で開かれた市政の推進に努めており、「いばらき電子申請・届出サービス」を活用し、インターネットによる情報公開の請求も可能としています。さらに、「下妻市個人情報保護条例」の施行により、個人の権利利益の保護にも努めています。

行政情報や行政手続の電子化を行い、情報通信技術を活用した利便性の高い行政サービスの実現を構築し、行政の効率化、公共サービスの向上等を実現するための電子自治体を目指すことが必要です。

【関連データ】

◆情報公開条例に基づく情報開示件数

単位：件

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
情報開示件数	33	3	1	1	10

資料：総務課

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

情報を公開することにより参加型の社会をつくりまします

### 広報・広聴活動の充実

広報紙においては、市政への理解と参画意識の醸成を図るため、行政情報を分かりやすく、迅速かつ正確に市民に提供します。また、市民参加をより円滑に推進するために設けられた市政モニター制度を活用し、モニターの声を行政施策の企画・立案・実施のための参考とします。

### 情報公開・個人情報保護の推進

市が保有している情報を市民からの請求に応じて公開する情報公開制度の適正な運用に加え、市民からの請求を待たずに、市が必要と思われる情報を市民に提供する情報提供施策の充実を図り、情報公開を総合的に推進します。また、個人情報保護制度を適正に運用し、引き続き個人情報の収集、管理、利用等についての適正な取扱いの確保に努めるとともに、個人の権利利益の保護を推進します。

### 地域情報化の促進

高度情報化社会に対応した環境整備を促進し、市民の情報活用能力の向上を支援します。また、効率的な行政運営・公共サービスの向上を実現する電子自治体の構築を目指し、情報システムの共同化・標準化とともに、併行して情報セキュリティ対策の強化を図ります。

### 市民参加型社会の形成

市民の行政に対する要望が多種多様化する中、その要望を達成するための事業や政策に関し、市民自らが計画の段階から積極的に参加し、まちづくりに反映できる機会を進めていきます。

## ●市民が取り組むこと

広報紙などによる市から提供された情報を的確に受け取り、市政にも参加します。



## 第2章

# 豊かな自然に囲まれた生活環境都市

### 達成後の姿

水と緑に恵まれた自然環境を大切に守り、コンパクトにまとまった市街地や魅力ある拠点が配置され、自然と共存した生活が営まれています。

周辺の都市や市内各地へ通じる便利で快適な交通網が整備され、安全に移動ができるようになっています。

だれもが、いつまでも住んでいたい、住んでよかったと思えるような、“豊かな自然に囲まれた生活環境都市”がつくられています。

### 1

地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めます

### 2

便利で快適に移動できるような交通環境の形成を図ります

### 3

快適な暮らしを支える生活環境づくりを進めます

1. 自然と共存する土地利用の形成に努めます／土地利用
2. 地域個性を活かした魅力ある都市計画を進めます／都市計画
3. コンパクトな市街地整備を推進します／市街地
4. 自然を活かした公園緑地の整備と管理を行います／公園、緑化
5. 自然に親しみ快適に住むことができる住宅、宅地を確保します／住宅、宅地
6. いつまでも住み続けたい魅力ある住環境をつくります／景観、住環境
7. 自然を守り、住み良い生活環境を確保します／公害
8. 自然の中にこころのよりどころを求めます／墓地、葬斎場

1. ひとやものの移動の軸となる車の利用が便利な幹線道路の整備を図ります／国道、県道
2. 市内の各地をきめ細かく結ぶ生活道路の整備を図ります／市道
3. 市民生活の利便性を図るため公共交通の充実に努めます／公共交通

1. 安全で安心して飲める水を確保し安定的に供給します／上水道
2. より清潔で快適な生活が送れるよう、衛生的な下水道の整備に努めます／下水道
3. 清らかな水と豊かな流れをもつ河川の整備と保全を図ります／河川
4. 水害を防止する都市下水路・排水路の整備を図ります／排水路
5. かけがえのない環境を守り、次の世代に引き継ぎます／環境
6. ごみの減量を図り、限りある資源を大切にするリサイクル社会をつくります／ごみ対策、リサイクル

1. 地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めます

土地利用

1. 自然と共存する土地利用の形成に努めます



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

地域の特性に応じたまちづくりのルールが確立され、適正かつ合理的な土地利用の形成が図られ、自然と調和した環境の中で市民が快適に暮らしています。

●現況と課題

土地は個人や企業の貴重な財産であるとともに、市民が生産や消費、流通、学習、交流などを行う基盤です。

市域の総面積は 80.88km<sup>2</sup>であり、非線引き都市計画区域<sup>※</sup>で、用途地域の指定に基づき、市街地や住宅地、工業団地等の整備を進めてきました。全般的には、農業的土地利用を中心としており、農地においては土地改良事業の推進により、優良農地の保全に努めています。

一方、用途地域内及び市街地周辺部については、土地区画整理事業による計画的な住宅地の形成を進めており、更に中心市街地の活性化が求められています。

また、北関東自動車道や首都圏中央連絡自動車道の整備などに伴う道路交通体系やつくばエクスプレス沿線開発に伴う広域的環境の変化により、市においても土地開発が増加すると予想され、今後は効率的な土地利用計画を推進するとともに、豊かな自然と調和し、生活環境の向上など地域活力を高める適切な土地利用の実現が重要な課題となっています。

地籍調査（国土調査）については、予定地区の調査が終了し、地籍調査成果の数値情報化を進めるとともに、成果の適正な管理並びに利活用を図ることが必要です。

【関連データ】

◆地目別土地利用の推移

単位：千m<sup>2</sup>

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
田	23,797	23,605	23,594	23,572	23,549
畑	21,558	21,515	21,466	21,385	21,333
宅 地	13,147	13,291	13,374	13,592	13,732
池 沼	70	70	70	70	70
山 林	3,982	3,946	3,929	3,881	3,851
原 野	245	244	243	243	242
雑種地	2,780	2,752	2,755	2,710	2,662
その他	15,301	15,457	15,449	15,427	15,441
合 計	80,880	80,880	80,880	80,880	80,880

資料：「固定資産税概要調査」

※ 非線引き都市計画区域：市街化区域と市街化調整区域に線引きされていない都市計画区域。平成12年5月の都市計画法の改正で、これまで未線引き都市計画区域とされていた区域について、都道府県が都市計画区域のマスタープランの中で線引きの判断をすることとなった。

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

自然と共存する土地利用の形成に努めます

### 計画的な土地利用の推進(国土利用計画)

地域の特性を活かし、都市基盤の整備と農用地の保全、そして自然環境とのバランスを考慮しながら計画的な土地の利用を図っていきます。また、周辺都市との連携を視野に入れた広域的な観点で有効的な土地利用を行い、都市としての機能の強化を目指します。

### 数値情報や地図情報を活用した土地の適正管理

数値情報化による地籍調査成果の管理並びに利活用を図り、土地の適正管理に努めるとともに、GIS(地図情報)の構築を推進します。

## ●市民が取り組むこと

市が定めた土地利用計画をもとに、地域の特性を活かしたまちづくりを進めます。

1. 地域特性を活かした魅力ある  
まちづくりを進めます

都市計画

2. 地域個性を活かした魅力ある  
都市計画を進めます



### 施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

地域の自然や風土特性を活かし、計画的なまちづくりが進み、より便利で快適な生活が実現しています。

## ●現況と課題

市の都市計画区域の面積は 80.88km<sup>2</sup> で、市内全域が非線引き都市計画区域であり、下妻地区が昭和 29 年、千代川地区が昭和 49 年にそれぞれ計画決定されています。なお、平成 19 年には合併に伴う都市計画区域の統合を行っています。今後は、市街地が郊外へと拡散するおそれがある場合、特定用途制限地域等の都市計画制度を活用するなど、一定の土地利用コントロールを図ることについて検討する必要があります。

市の都市計画事業は、都市計画道路が 23 路線あり、昭和 36 年から平成 8 年にかけて都市計画決定され、公園については、6 公園が計画決定されています。都市計画道路については、23 路線中 6 路線の整備が済んでおり、残り 17 路線について今後の財政状況の好転を待って、整備していく予定です。都市計画公園については、6 公園中 4 公園が整備・着手されており、都市計画道路と同様に今後整備していく予定です。

市の用途指定地域は、下妻地区が昭和 48 年で面積が 385ha、千代川地区が昭和 58 年で面積が 104ha の計 489ha であり、用途指定の約 79% は住居系用途地域となっており、商業系の用途は約 8%、工業系の用途は約 13% となっています。平成 7 年には都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴い、用途地域の全面的な見直しを行い、また都市計画区域の統合に併せて平成 19 年度に用途地域についても統合を行いました。

今後も計画的な土地利用を推進するため、基礎調査の結果を踏まえながら検討していく必要があります。

## 【関連データ】

### ◆用途地域一覧表

平成 19 年 5 月 31 日現在

	面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域	8,088	
用途地域	489	100.0
第1種低層住居専用地域	139	28.4
第2種低層住居専用地域	76	15.5
第1種中高層住居専用地域	26	5.3
第2種中高層住居専用地域	41	8.4
第1種住居地域	125	25.6
第2種住居地域	22	4.5
準住居地域	28	5.7
近隣商業地域	25	5.1
商業地域	13	2.7
準工業地域	3.8	0.8
工業地域	38	7.8
工業専用地域	21	4.3
用途地域外	7,599	

資料：都市整備課

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

地域個性を活かした魅力ある都市計画を進めます

### 都市計画

地域の自然や風土特性を活かし、きめ細かなまちづくりの実現に向け、都市計画マスタープランを策定し、まちづくりを推進します。

### 都市計画事業

都市機能の充実や生活環境の向上を目指し、下水道や都市計画道路等の整備などを推進します。

### 用途指定

計画的な土地利用を推進します。

## ●市民が取り組むこと

マスタープランなどの計画を尊重し、まちづくりに協力します。整備された都市基盤を有効かつ大切に使います。

また、事業者や団体は、マスタープランなどの計画に基づき、用途地域など、まちづくりの制度を遵守した開発や建設を行い、まちづくりの一翼を担います。

## 成果指標

### 地域特性が活かされていると感じる市民の割合

成果指標とした理由 地域個性を活かした都市計画が進められていることを示すため

現状値<平成19年度> 22.7%	中間目標<平成24年度> 28%	目標<平成29年度> 33%	データ出所 市民意識調査
----------------------	---------------------	-------------------	-----------------

1. 地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めます

市街地

### 3. コンパクトな市街地整備を推進します



#### 施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

都市基盤の整備が進み、快適で安全な市街地が形成されています。豊かな自然と調和したコンパクトなまちには、多くの市民や来訪者が行き交い、活気とにぎわいにあふれています。

#### ●現況と課題

市の市街地は、用途地域が指定してある 489ha を中心として、下妻地区に 1 カ所、千代川地区 1 カ所の計 2 カ所に形成されています。市街地の位置は、下妻駅周辺地域と宗道交差点周辺で、用途地域の約 79%は住居系用途地域となっており、商業系の用途について下妻地区では中心部の県道下妻停車場線と国道 125 号沿線、千代川地区では中心部の県道谷和原筑西線及び県道つくば古河線沿線等に位置しています。

用途地域内の中心市街地は、商店の廃業による空き店舗が増加するなど、商業環境が悪化しており、活性化に向けて努力する必要があります。

また、幹線道路として位置づけられている都市計画道路については、景観に配慮し整備に努める必要があります。

市において完了した土地区画整理事業は、昭和 49 年度完了の下妻駅東土地区画整理事業（市施行 21.0ha）と、平成 2 年度に完了した本宿土地区画整理事業（組合施行 4.5ha）の 2 事業があります。

現在施行中の事業としては、5 地区約 63ha の整備を計画している下妻東部土地区画整理事業の第一期事業地区で施行している下妻東部第一土地区画整理事業（市施行 17.9ha）があります。

なお、東部地区の残る 4 地区については、財政の好転など社会環境の変化が見られれば事業化に向けて取り組むこととなっています。

#### 【関連データ】

##### ◆土地区画整理事業

平成 19 年 4 月 1 日現在

区 分	面積(ha)	用途地域<489ha> に占める割合(%)
土地区画整理事業<完了・施行中の事業>	43.4	8.87
完了した土地区画整理事業	25.5	5.21
下妻駅東土地区画整理事業(市施行)	21.0	4.29
本宿土地区画整理事業(組合施行)	4.5	0.92
施行中の土地区画整理事業	17.9	3.66
下妻東部第一土地区画整理事業(市施行)	17.9	3.66

資料：都市整備課

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

コンパクトな市街地整備を推進します

### 市街地整備

市街地の生活環境の向上を目指し、公共下水道や都市計画道路等都市基盤の整備を推進します。

特に中心市街地においては、「下妻市中心市街地活性化基本計画※」に掲げられた各種事業について、関係機関と連携しながら、日常生活に必要な都市機能が集約した歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの構築を目指します。

### 土地区画整理事業

良好な市街地の形成や中心市街地の活性化を目指し、土地区画整理事業の導入を検討します。

## ●市民が取り組むこと

便利で快適な地域づくりを目指して、参加型のまちづくりを進め、公聴会にも参加します。

## 成果指標

### 中心市街地における歩行者・自転車の通行量

成果指標とした理由 歩行者・自転車の通行量が、中心市街地の活性化を示すため

現状値<平成 19 年度>	中間目標<平成 24 年度>	目標<平成 29 年度>	データ出所
平日 12 時間(中心市街地 8 力所) 4,600 人・台	平日 12 時間(中心市街地 8 力所) 4,700 人・台	平日 12 時間(中心市街地 8 力所) 4,800 人・台	中心市街地交通量調査
休日 12 時間(中心市街地 8 力所) 2,200 人・台	休日 12 時間(中心市街地 8 力所) 2,400 人・台	休日 12 時間(中心市街地 8 力所) 2,600 人・台	

※ 下妻市中心市街地活性化基本計画：中心市街地活性化法に基づき、平成 16 年度に下妻市が策定したまちづくりの計画書。

1. 地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めます

公園、緑化

4. 自然を活かした公園緑地の整備と管理を行います



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

魅力的な水辺空間や緑豊かな公園が、市民のやすらぎの場となっています。身近に緑があふれ、うるおいのあるまちになっています。

●現況と課題

都市公園は、砂沼広域公園、小貝川ふれあい公園のほか 9 カ所が開設されています。

広域公園として茨城県が整備した砂沼広域公園は、砂沼の豊かな水辺環境を活かし、県西地域の「親水性スポーツレクリエーションの拠点作り」をテーマに昭和 53 年から整備が進み、当初整備計画の区域について概成をみるに至っています。しかし、余暇時間の増大、少子高齢化などの社会状況変化と多様なニーズに対応した公園施設の再整備を目的に、平成 14 年に「砂沼広域公園再整備検討委員会」報告書が作成され、一部再整備が行われましたが、今後も遊歩道の再整備等が必要です。

これらの公園施設では、開設後の年数が経過したため、樹木の成長による繁茂が見られ、公園全体の景観、安全上の問題があります。遊具には、腐食、破損等が生じており、安全確保の観点から、施設の修繕が必要です。

また、児童の健康増進と豊かな情操を培うため、児童遊園を 6 カ所設置しています。

緑地は、東部中央公園ほか 2 緑地を有し、花のまち推進事業、公園サポーター制度等により花壇を管理しています。現在、東部中央公園は整備中であり、今後も整備に努めます。花壇の管理については、ボランティアにより行っていますが、高齢化がみられるため、緩やかな世代交代や地元自治会、団体等の育成・協力により管理していく必要があります。

【関連データ】

◆都市公園の現況

単位：m<sup>2</sup>

区分	名称	所在地	面積	
都市公園	広域公園	砂沼広域公園	長塚乙 4 番地 1	255,600
	総合公園	小貝川ふれあい公園	堀籠 1650 番地 1	282,260
	地区公園	鬼怒川水辺の楽校	鬼怒川大形橋上流河川敷	53,772
	近隣公園	やすらぎの里公園	大園木 251 番地 1	29,224
	街区公園	多賀谷城跡公園	本城町 2 丁目 50 番地	12,316
	〃	上町公園	下妻丁 232 番地	4,115
	〃	三道地公園	下妻丁 124 番地 4	918
	〃	陣屋公園	下妻甲 1 番地 4	672
	〃	本宿公園	本宿町 1 丁目 22 番地	1,363
	〃	つくば下妻工業団地公園	大木 1005 番地	10,618
〃	つくば下妻第二工業団地公園	半谷 1100 番地 18	6,515	

資料：都市整備課

◆児童遊園の設置状況

単位：カ所

区分	下妻	大宝	騰波ノ江	上妻	総上	豊加美	高道祖	蚕飼	宗道	大形	計
公立	0	1	1	0	1	1	1	0	1	0	6

資料：福祉事務所

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

自然を活かした公園緑地の整備と管理を行います

### 都市公園

現在、整備中の「やすらぎの里公園」の整備促進に取り組みます。都市計画決定済公園の整備手法を検討します。

### 広域公園

砂沼広域公園の再整備計画の実現に向け、引き続き茨城県に要望します。

### 児童遊園

子ども達を中心に市民に親しまれ、また、癒しの場所となる児童遊園を、市内各地区に1カ所ずつ整備し、維持管理に努めます。

### 緑地、花壇

東部中央公園の整備を継続します。花壇については、引き続きボランティアグループに管理を依頼し、地元自治区・団体等のボランティアグループの育成に努めます。

### 公園の維持管理

公園の適切な維持管理に努めるとともに、市民と協働して管理する公園を目指し、支援体制の充実に努めます。

## ●市民が取り組むこと

自宅や事業所の周りに緑を増やし、地域の緑化推進活動や公園の管理運営活動に協力・参加します。

## 成果指標

### 身近に利用できる公園があると感じる市民の割合

成果指標とした理由 市民にとって魅力ある(満足できる)身近な公園があることを示すため

現状値<平成19年度>	中間目標<平成24年度>	目標<平成29年度>	データ出所
45.0%	47.0%	50.0%	都市整備課

1. 地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めます

住宅、宅地

## 5. 自然に親しみ快適に住むことができる住宅、宅地を確保します



### 施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

豊かな自然の中に、良質な住宅や快適な住環境が形成され、魅力的なまちがつけられています。その魅力を求めて、周辺から移り住んでくる人も増えています。

### ●現況と課題

市営住宅は、現在 10 団地 158 戸ありますが、老朽化が進んでいる建物もあり、今後は財政状況を勘案しながら、建替計画の立案を図る必要があります。また、陣屋住宅については、昭和 55 年度に PC 造※3 階建（12 戸）で建設されましたが、旧耐震基準のため今後耐震補強の検討が必要です。

蚕飼地区の活性化を目的とした中堅所得者層向けの居住水準の高い賃貸住宅として、特定優良賃貸住宅が 12 戸あります。住宅の管理は、認定業者から委託を受けた管理業務者が行い、家賃については国・県・市で一部補助しています。この特定優良賃貸住宅は、公営住宅制度を補完するものであり、地域の多様な住宅需要に対応し、良質な賃貸住宅の形成を図ることができます。

開発行為は、年間の平均で 10 件、約 5ha が行われています。市街地の外側（用途地域の指定のない地区）で行われる開発が多く、市街地が拡散する傾向にあります。今後も宅地開発の適正化を確保するため、行政指導が必要です。

### 【関連データ】

◆公営住宅等（市営・県営・雇用促進を含む）の整備状況一覧表

平成 19 年 4 月 1 日現在

種別	名称	所在地	入居戸数
市営住宅	長塚住宅	長塚 141 の 1	2 戸
	西町住宅	下妻乙 183-2	14 戸
	石堂住宅	小島 1152,1153-1, 1158-1, 1161-1, 1161-5	70 戸
	小島西側住宅	小島 33	12 戸
	新堀住宅	小島 981-1	3 戸
	大宝住宅	大宝 584-1	4 戸
	本宿住宅	下妻乙 935	3 戸
	新石堂住宅	小島 1102	24 戸
	今峰住宅	下妻丙 95-1	14 戸
	陣屋住宅	下妻甲 30	12 戸
県営住宅	下妻アパート	下妻丙 160	72 戸
雇用促進住宅	高道祖	高道祖 4394-3	80 戸
	上妻住宅	黒駒 1075-2	80 戸

資料：建設課

※ PC（Precast Concrete）造：プレキャストコンクリート造の略。工場であらかじめ鉄筋コンクリートパネルを製造し、これを現場で組み立てる工法により建築されたもの。

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

自然に親しみ快適に住むことができる住宅、宅地を確保します

### 市営住宅

公営住宅法に基づき国の補助を受け、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として低所得者のために建設された住宅です。今後、入居状況や財政状況等を勘案しながら建替計画を立案します。また、入居者が快適な住宅環境を保てるよう維持管理を行います。

修繕の必要な住宅については、計画的に修繕を行い、良好で安全・安心な環境を確保するため、質的向上を図ります。

### 特定優良賃貸住宅

特定優良賃貸住宅は、中堅所得者向けの優良な賃貸住宅の供給を促進することを目的としています。

管理については、認定事業者から委託を受けた管理業務者が供給計画に基づき行います。市では、入居者に対して一定期間家賃補助を行います。

### その他の公営賃貸住宅

現在ある県営住宅の管理については、県が行っていますが、市では申込書の配布等により入居の推進をしています。また、雇用促進住宅については、ハローワークで入居の案内をしています。

### 宅地開発

市内全域が非線引き都市計画区域のため、都市計画法に基づく開発許可申請は 0.3ha 以上の開発行為ですが、良好な宅地を確保するため、下妻市宅地開発事業に関する指導要綱を定め、0.1ha 以上の宅地開発事業について規制・指導をします。

関係法令の整合性を図り、無秩序な宅地開発を抑制し、地域住民に良好な居住環境を提供できる住宅施策を推進します。

## ●市民が取り組むこと

自らの住宅をしっかりと維持し管理するとともに、住宅の建築等に関するルールを理解し、いつまでも住み続けたい地域づくりに協力します。

また、事業者や団体は、周辺環境や景観に調和した優れた住宅を供給するなど、良好な居住環境形成に努力します。

## 成果指標

### 住宅着工件数

成果指標とした理由 市民にとって快適に暮らしができる住宅が増えていることを示すため

現状値<平成 19 年度>	中間目標<平成 24 年度>	目標<平成 29 年度>	データ出所
324 件	340 件	357 件	建設課

1. 地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めます

景観、住環境

## 6. いつまでも住み続けたい魅力ある住環境をつくります



### 施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

地域ごとに、市民が愛着をもてる個性あるまちなみが広がっています。自然と調和したまちなみ景観を楽しみながら散策する人が増えています。

#### ●現況と課題

市内には、茨城百景に指定されている砂沼、大宝八幡宮の他、雄大な筑波山の山容や水と緑の都市としての骨格を形成している鬼怒川や小貝川があります。良好な自然景観の保全とその景観を活かした交流拠点づくりなどの活用方法を検討する必要があります。

また、街路景観については、計画決定している都市計画道路 23 路線中、整備が済んでいる幹線街路については、街路樹やインターロッキングなどを設置し、街路景観の向上に努めています。また、公園等の都市施設についても、良好な施設景観の保全を図りながら、維持管理に努めています。道路の管理延長の増加や施設の老朽化に伴い、維持管理費が年々増加することが予想されます。今後は、景観向上の手法についても検討していく必要があります。

市内には、広大な田園景観や心をなごます河川空間、憩いの場砂沼、雄大な筑波山の山容など優れた自然景観が至るところにあり、その美しい都市景観づくりを目指して、違反広告物追放推進団体<sup>※</sup>及び関係機関の協力を得ながら、違反広告物の撤去等に努めています。中心市街地や人の集まる施設周辺には、違反広告物が設置されることが多く、撤去してもまた設置され、景観の保全に支障をきたしています。

茨城県屋外広告物条例施行に関する下妻市規則により、屋外広告物の設置についての許可や事業主・設置業者への指導など屋外広告物に関して必要な規制を行い、良好な景観の形成や風致の維持・公衆に対する危害の防止に努めています。

#### 【関連データ】

◆違反広告物除却枚数 単位：枚

区 分	除 却 枚 数
平成 16 年度	815
平成 17 年度	2,228
平成 18 年度	1,198

資料：都市整備課

※違反広告物追放推進団体：茨城県まちの違反広告物追放推進制度実施要綱により、市長が違反広告物追放推進団体として適当と認めた団体（地域の住民団体・ボランティア団体等）で、関係機関と協定を締結し、違反広告物を自主的に除却する団体。

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

いつまでも住み続けたい魅力ある住環境をつくりたい

### 景勝地

鬼怒川や小貝川に沿う緑地や砂沼など自然景観の保全に努めます。  
市のもつ自然景観を活かし、イメージアップを図り、地域の活性化と魅力の向上に努めます。

### 施設・街路景観

都市景観の向上を図り、美しい都市景観づくりを目指します。

### 景観形成

良好な都市景観の形成を図ります。また、自然景観に配慮したまちづくりを推進します。

### 屋外広告

違反広告物の撤去等を進め、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止に努めます。

違反広告物追放推進団体の育成に努めるとともに、関係機関と連携した違反広告物撤去体制の強化に努めます。

## ●市民が取り組むこと

住むまちに愛着と誇りをもち、魅力あるまちなみを創出するために地域のルールづくりを行い、実践します。

また、事業者や団体は、地域のルールを守り、地域のまちなみの創出や地域の活性化のために、開発や事業活動を行います。

## 成果指標

### 市内における違反広告物追放推進団体数

成果指標とした理由 違反広告物除却体制が強化され、良好な景観の保全につながるため

現状値<平成 19 年度> 3 団体	中間目標<平成 24 年度> 4 団体	目標<平成 29 年度> 5 団体	データ出所 都市整備課
-----------------------	------------------------	----------------------	----------------

1. 地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めます

公害

7. 自然を守り、住み良い生活環境を確保します



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

「自然はいきもの」との意識が普及した結果、野焼きやごみの不法投棄もなくなり、豊かな自然は守られ美しく保たれています。

●現況と課題

環境保全意識の高まりに伴い、企業による公害防止対策は進みつつありますが、一過性の廃棄物焼却や悪臭の発生など、新旧住民の混在地域における問題が顕著になっています。住みよい生活環境を確保するためには、事業所等の監視、指導強化をするとともに、公害防止意識の普及啓発が必要です。同時に、地域においても市民が自ら環境を守るために、「野外焼却をしない、させない。住みよい環境は自分たちの力で」等のルールづくりの必要性があります。

公害の監視体制については、工場や事業所のばい煙発生施設や排水処理施設の立入検査を行うとともに、河川、用水路、排水路等の水質検査を実施しています。

さらに、公害防止パトロールとともにボランティア監視員による廃棄物の不法投棄（野焼きも含む）の発見・通報をお願いしています。

公害防止対策として、環境基本法、茨城県生活環境の保全等に関する条例、下妻市公害防止条例に基づき事業所の指導を実施するとともに、「下妻市の公害行政」の発行、広報等または独自のチラシを作成・配布しています。

【関連データ】

◆公害苦情発生状況

単位：件

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
大気汚染(野焼等)	29	24	38	58	54
水質汚濁	4	2	5	7	6
悪 臭	16	8	22	12	20
騒 音	8	5	3	4	17
振 動	1	1	0	0	0
そ の 他	10	27	29	40	32
計	68	67	97	121	129

資料：生活環境課

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

自然を守り、  
住み良い生活環境を確保します

### 公害発生対策の実施

公害関係の特定施設を設置している工場、事業所に立入調査(検査)を行い、法・条例に基づく規制基準の遵守状況を確認し、必要に応じて関係機関と連携して改善措置を講じるよう指導を行います。

特定施設未届事業所訪問を実施し、法・条例に基づく特定施設の届出を指導します。

### 公害監視体制の確立

ボランティア監視員の協力を得て、監視体制の強化を図り、下妻警察署、県環境保全課等関係機関と連携し取り締まりを行います。

タクシー業界や運輸関係事業所等と連携し、廃棄物の不法投棄の情報収集に努めます。

### 公害防止思想の普及啓発

水生生物観察会等を開催し、河川等の自然環境を守る市民意識を高めるとともに、河川等の水質検査を公表し、水質汚濁防止の啓発を図ります。

市民や事業所に対し、広報やチラシなどの各種の方法により公害防止意識の普及啓発を図ります。

## ●市民が取り組むこと

住み良い生活環境を守るため、野焼きなどで公害を出さないようにし、公害防止のパトロールなどの活動にも協力して、地域の環境は自分たちの手で守ります。

事業者は、公害の防止規制を守り、廃棄物の不法処理などを行わないようにして、環境を大切にします。

## 成果指標

### 公害(苦情)発生件数

成果指標とした理由 住民自治意識を高め環境を守る運動の展開につながるため

現状値<平成 18 年度> 129 件	中間目標<平成 24 年度> 116 件(-10%)	目標<平成 29 年度> 103 件(-20%)	データ出所 生活環境課
------------------------	-------------------------------	-----------------------------	----------------

1. 地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めます

墓地、葬斎場

## 8. 自然の中にこころのよりどころを求めます



### 施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

美しい自然の中に、こころのよりどころとなる閑静な墓地が設けられ、人々が訪れ、なつかしい故人を偲ぶ思い出の場となっています。

### ●現況と課題

現在、市内には寺院墓地や共同墓地などがあります。少子化の進行や核家族等の増加とともに、家族形態は多様化し、「家」意識が希薄化するなど、墓地や埋葬の考え方も大きく変化する中で、個人の様々な価値観や利用者ニーズに応じた墓地の提供が求められています。

墓地埋葬法では、墓地管理及び埋葬等の宗教的感情に配慮しながら、公衆衛生・公共の福祉の見地から墓地行政を進めることが、地方自治体の重要な住民サービスである、としています。

平成 16 年度実施の墓地アンケート調査で、回答者の 9 割が新たに墓地を希望し、その 7 割以上が公営墓地を望んでいることから見ても、墓地需要を的確に把握し、公営墓地の整備を検討する必要があります。

また、火葬は、下妻地方広域事務組合の運営するヘキサホール・きぬで行っています。

斎場については、市民の生活様式の多様化により、自宅葬から民間の斎場や公営の斎場を利用する形態に変化しており、利用状況は年々増加しています。

今後も施設利用の動向や需要を的確に把握し、利用者の多様なニーズに応じた利用形態による施設運営に努めていく必要があります。

### 【関連データ】

#### ◆葬斎場「ヘキサホール・きぬ」利用状況

単位：件

区 分		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
火 葬	下妻市	460	400	435	452	449
	下妻市以外	467	477	435	490	483
	組合外	10	22	14	11	12
	合計	937	899	884	953	944
斎 場	下妻市	197	197	232	245	259
	下妻市以外	150	169	217	198	223
	組合外	2	1	1	3	1
	合計	349	367	450	446	483

資料：ヘキサホール・きぬ

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

自然の中に人間の暮らしを求めます

### 墓地

少子化の進行や核家族等の増加とともに、家族形態は多様化し、「家」意識が希薄化するなど、墓地や埋葬に対する考え方も大きく変化しており、個人の様々な価値観や利用者ニーズを的確に把握し、利用者の実情に即した墓地提供を図るため、墓地の需要予測を基に、公営墓地整備を検討します。

### 葬斎場の適切な運営

下妻地方広域事務組合と連携し、施設の適切な運営を図ります。

## ●市民が取り組むこと

こころのよりどころとなる閑静な施設を大切にし、なつかしい故人を偲びます。

## 成果指標

### 葬斎場「へキサホール・きぬ」利用件数

成果指標とした理由 公営斎場が市民に利用されていることを示すため

現状値<平成18年度>	中間目標<平成24年度>	目標<平成29年度>	データ出所
259件	270件	280件	生活環境課

2. 便利で快適に移動できる  
ような交通環境の形成を  
図ります

国道、県道

## 1. ひとやものの移動の軸となる車の利用 が便利な幹線道路の整備を図ります



### 施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

日常生活や産業活動に必要な幹線道路網がきちんと整備され、市民が、車を利用して目的地まで、短い時間で快適に移動ができるようになっていきます。

### ●現況と課題

市の幹線道路は、広域幹線道路である東西軸としての国道 125 号、南北軸としての国道 294 号の 2 路線をはじめ、主要地方道や一般県道などにより道路体系の骨格を形成しています。

国道 125 号については、堀籠区間の 4 車線化が平成 17 年に完成し、高道祖から堀籠の区間が供用となりました。残る市内西部の長塚地内から八千代町へ連絡する「下妻・八千代バイパス」の早急な整備が待たれるところであり、早期に事業着手できるよう八千代町と連携を図り、県になお一層強い要望をしていく必要があります。

国道 294 号については、「地域高規格道路」の指定路線となっており、現在は 4 車線化の整備が進められています。横根地区の整備促進とともに、「やすらぎの里公園」の整備事業に合わせた大園木地区の進捗が望まれており、日増しに増大する交通需要に対応できるよう、より一層の整備促進を県に要望していく必要があります。

県道については、主要地方道が 2 路線、一般県道が 11 路線あり、市内中心部より放射状に走る体系となっています。特に、市内北部を東西に横断し、工業団地へのアクセス道路となる都市計画道路南原平川戸線（山王下妻線）においては、平成 18 年に「合併市町村幹線道路緊急整備支援事業」の対象道路として指定を受け、平成 27 年までに整備を図ることとなっています。また、沼田下妻線については、「しもつま桜塚工業団地」のアクセス道路であり、通学路指定路線となっていることから早急な改良が望まれています。

今後も、未整備区間の整備促進や通学路の歩道設置、右折帯のない交差点の改良等、継続的に県に要望をしていく必要があります。

### 【関連データ】

#### ◆道路の状況

平成 17 年 4 月 1 日現在

区分	路線数(線)	実延長(m)	改良済延長(m)	改良率(%)	舗装済延長(m)	舗装率(%)
国 道	2	19,621	19,621	100.0	19,621	100.0
県 道	13	51,349	47,472	92.4	51,349	100.0

資料：常総土木事務所

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

ひとやものの移動の軸となる車の利用が便利な幹線道路の整備を図ります

### 国道の整備促進

地域高規格道路の指定路線である国道 294 号の全線 4 車線化及び国道 125 号下妻・八千代バイパスの整備を国・県に強く要望し、早期完成を目指します。

### 県道の整備促進

沼田下妻線の早期着工と、山王下妻線の事業推進区間の整備促進を県に強く要望し、早期完成を目指します。

「やすらぎの里公園」入口となる主要地方道つくば古河線の交差点改良について、県に強く要望していきます。

## ●市民が取り組むこと

整備された幹線道路を有効に、大切に使います。道路の整備や維持管理に協力します。

## 成果指標

### 国道294号4車線化の進捗率

成果指標とした理由 交通量増加による通過速度低下の改善、事故防止につながるため

現状値<平成 19 年度> 18.9%	中間目標<平成 24 年度> 25%	目標<平成 29 年度> 38%	データ出所 建設課
------------------------	-----------------------	---------------------	--------------

### 一般県道沼田下妻線の改良率

成果指標とした理由 未改良路線の改良により、交通安全、利便性の向上につながるため

現状値<平成 19 年度> 0%	中間目標<平成 24 年度> 25%	目標<平成 29 年度> 50%	データ出所 建設課
---------------------	-----------------------	---------------------	--------------

2. 便利で快適に移動できる  
ような交通環境の形成を  
図ります

市道

## 2. 市内の各地をきめ細かく結ぶ 生活道路の整備を図ります



### 施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

生活に密着した道路網がきめ細かく市内の各地を結び、車のみならず、歩行者や自転車も、安全で快適に利用できるようになっています。

### ●現況と課題

1 級・2 級市道及び都市計画道路の幹線道路については、国県道の幹線道路を補完する補助幹線道路としての役割を担う重要な路線であり、市道 106 号線や市道 207 号線などをはじめ、安全で快適な道路網づくりに向け、順次計画的に整備を進めているところです。また、平成 18 年度には都市計画道路大貝下川原線が完成し、国道及び主要地方道との連絡が強化されました。今後は、整備が立ち遅れている横軸方向への幹線道路として、都市計画道路南原平川戸線の早期完成に向け推進する必要があります。

また、合併後の土地利用計画や地域構想に基づいた道路体系の見直しを図り、効率的な整備を進めることが課題となっています。

身近な生活道路としての役割を担うその他の市道については、幅員 4m 未満の路線や未舗装の道路が多く、整備が立ち遅れている状況となっていることから、側溝整備事業や維持管理等も含め、計画的に実施していく必要があります。特に、集落内の道路は、防災上の観点からもセットバックの厳守を含め、これからの財政状況を考慮した整備手法の転換が必要となっています。

橋梁については、幅員が狭く老朽化した橋梁も多いことから、利便性の向上や耐震性などの安全確保を図るため、順次整備を進めていく必要があります。しかし、橋梁の整備・補修には多額の費用を要することから、橋梁台帳の再確認を行い、定期的・計画的な維持管理による経費節減や国庫補助を活用した補修事業など、長期的視点での整備が必要となります。

市の都市計画道路は、国道、県道、市道合わせて 23 路線、総延長 48,347m が計画決定され、整備済延長 14,931m、整備率は約 31%です。市道の都市計画決定済路線の整備率が低く、特に市街地の整備が課題となっています。

### 【関連データ】

#### ◆道路の状況

平成 19 年 3 月 31 日現在

区 分	路線数(線)	実延長(m)	改良済延長(m)	改良率(%)	舗装済延長(m)	舗装率(%)
市 道	3,473	1,049,225	341,854	32.6	689,848	65.7
一 級	25	57,514	52,022	90.5	56,595	98.4
二 級	28	51,135	31,462	61.5	49,771	97.3
そ の 他	3,420	940,606	258,370	27.5	583,483	62.0

資料：建設課

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

市内の各地をきめ細かく結び生活道路の整備を図ります

### 幹線市道の整備

幹線道路としての機能を確保するため、安全で快適な道路網づくりを進めるとともに、国・県道などの幹線道路との連絡道路を整備します。

### 都市計画道路の整備

通過交通が中心部に流入し、円滑な都市活動を妨げている現状を解消するために、体系的な道路網の構築を図りながら、中心市街地の都市計画道路の整備に努めます。

### 生活道路の整備

人優先の立場から安全で円滑な道づくりを目指し、側溝の整備や舗装改良を推進します。また、集落間の連絡機能の改善と防災上の障害を解消するため、道路の拡幅改良を図ります。

### 橋梁の整備

狭隘な橋梁については、取り付け道路の整備に合わせて拡幅改良を図ります。また、安全な通行ができるよう維持管理に努めます。

## ●市民が取り組むこと

整備された道路を効果的に利用し、大切にします。生活道路の整備や維持管理に協力します。

## 成果指標

### 都市計画道路の整備延長

成果指標とした理由 交通量増加による通過速度低下の改善、事故防止につながるため

現状値<平成19年度> 14,931m	中間目標<平成24年度> 16,000m	目標<平成29年度> 17,000m	データ出所 建設課
------------------------	-------------------------	-----------------------	--------------

### 市道舗装率

成果指標とした理由 未改良路線の改良率を向上し、交通安全、利便性の向上につながるため

現状値<平成19年度> 65%	中間目標<平成24年度> 68%	目標<平成29年度> 70%	データ出所 建設課
--------------------	---------------------	-------------------	--------------

2. 便利で快適に移動できる  
ような交通環境の形成を  
図ります

公共交通

3. 市民生活の利便性を図るため  
公共交通の充実に努めます



### 施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

公共交通の利便性が高まり、高齢者や子どもたちを中心に、利用者が増えています。車を運転できない人たちの大切な足として活躍しています。

### ●現況と課題

市における鉄道は、市を南北に縦断する関東鉄道常総線があり、市内には、騰波ノ江駅・大宝駅・下妻駅・宗道駅の4つの駅があり、市内の事業所への通勤、市内の高校への通学の手段として、また、市内からは他の高校への通学、さらには、つくばエクスプレスの開業により、身近になった都心への通勤の手段として、多くの市民に利用されています。

つくばエクスプレスの開業に伴い、関東鉄道常総線では、近代化策として快速列車の運行やスピードアップ、増便など整備を行い、利便性の拡大が図られてきましたが、水海道駅以北が単線であることや全線未電化であることなどから、利用者の伸び悩みが大きな課題となっています。

また、市内の路線バスについては、現在土浦方面行とつくばセンター方面行の2系統と少なくなり、高齢者などバス利用者の不便をきたしています。

路線バスの減少は、自家用車の普及やスクールバスの運行などによる利用者減が路線廃止の大きな要因となっています。

現在運行している2路線については、つくば・土浦方面の公共交通機関としての地位を確保し、路線の維持に努める必要があります。

平成12年度から運行していた福祉巡回バスについては、利用者の減少により平成18年度で廃止となり、車を持たない高齢者の外出支援等の観点から、新たに福祉タクシーの利用助成制度を導入しました。

### 【関連データ】

#### ◆関東鉄道常総線市内各駅乗降客数

単位：人

区 分	宗道駅	下妻駅	大宝駅	騰波ノ江駅	合 計
平成 14 年度	109,989	387,358	30,086	26,573	554,006
平成 15 年度	98,907	376,928	27,548	20,747	524,130
平成 16 年度	105,417	407,645	24,946	18,685	556,693
平成 17 年度	104,286	463,332	27,337	22,409	617,364
平成 18 年度	103,000	521,520	26,312	20,412	671,244

資料：関東鉄道株式会社

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

市民生活の利便性を図るため公共交通の充実に努めます

### 鉄道対策

市民意識調査において、施策の優先度として「公共交通（鉄道・バス）の充実」が非常に高いことから、鉄道・バスなどの公共交通の確保及び充実に積極的に推進していきます。  
沿線自治体と連携を図りながら、鉄道利用者の増加対策を検討するとともに、利便性の向上に向けた施策を鉄道事業者に働きかけていきます。

### バス対策

路線バスについては、現状路線の維持確保に努めます。

### その他の交通

高齢者に対する福祉タクシーの利用助成を引き続き実施します。

## ●市民が取り組むこと

鉄道やバスで行ける地域は、マイカーを利用せず、積極的に公共交通機関を利用します。

## 成果指標

### 下妻駅の乗降客数

成果指標とした理由 下妻駅における鉄道の利便性の向上を示すため

現状値<平成18年度>	中間目標<平成24年度>	目標<平成29年度>	データ出所
521,520人	647,000人	699,000人	企画課

3. 快適な暮らしを支える  
生活環境づくりを進めます

上水道

1. 安全で安心して飲める水を確保し  
安定的に供給します



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

おいしく、安心して飲める水が確保され、災害などの緊急時にも対処できるようになっていきます。また、水道事業の効率化が進んでいます。

●現況と課題

上水道は、市民生活に直結し、その健康を守るために必要不可欠なものであり、安全で安定した水の供給を図るものです。現在、上水道未整備地区の早期解消を図るため、平成 23 年度を目標に簡易水道統合をはじめとして第 3 次拡張事業を進めています。また、合併と同時に事業も統一され、生活様式の多様化等を反映し、普及率が着実に伸び給水量も年々増加しています。

市水道の水源は、県西広域水道用水供給事業（県水）からの受水と地下水でまかなわれています。現在、取水をしている深井戸 8 本（下妻地区 6 本、千代川地区 2 本）は、建設後年数が経過し、いずれも施設の老朽化が進み、取水量が年々下降気味になっています。また、下妻地区では第 3 次拡張事業による給水エリアの拡張が完了し、下妻地区全域の給水が開始されました。今後は、拡張地域での井戸水から上水道への全面切り替えが進むと考えられ、給水量の増加が予想されます。

災害時及び事故時における安定供給を図るため、給水区域のブロック化を進めてきましたが、今後は、高道祖地区のブロック化を図る必要があります。また、各施設の老朽化が進んでおり、計画的な施設更新作業が必要となっており、合わせて下妻地区と千代川地区の連絡管の検討、並びに他事業体との応援体制も検討していく必要があります。

上水道事業の財源は、企業債借入金による比率が高く、施設を整備するうえで給水区域が点在しているために建設コストも割高になっています。また、依然として井戸水への依存度が高く、給水量が伸びない等、費用対効果が十分に反映されていない状況にあります。今後は、各施設の老朽化に伴う改修や維持管理等を図りながら経営の合理化に努めます。

【関連データ】

◆下妻市上水道事業推移

区 分	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
給水区域内人口(人)	41,130	41,478	41,903	43,153	45,287
年度末給水人口(人)	34,967	35,102	36,243	37,437	39,739
普及率(%)	85.02	84.63	86.49	86.75	87.75
給水戸数(戸)	11,151	11,143	11,467	12,125	14,713
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	10,190	9,806	10,444	10,381	10,158
年間配水量(m <sup>3</sup> )	3,150,445	3,176,589	3,217,975	3,257,440	3,341,658
1日平均配水量(m <sup>3</sup> /日)	8,631	8,679	8,816	8,924	9,155
年間総有収水量(m <sup>3</sup> )	3,121,578	3,110,295	3,155,039	3,104,850	3,294,160
有収率(%)	99.08	97.91	98.04	95.32	98.58

資料：水道事業所

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

安全で安心して飲める水を確保し安定的に供給します

### 水源、水質

老朽化した井戸の更新を進め取水量の確保を図るとともに、茨城県の事業である県南西地域広域的水道整備の早期着工を要望します。

安全でおいしい水の供給を図るため、常に水質に気を配り定期的な水質検査の実施はもちろん、各施設の運転・管理状況のチェックを強化します。

### 水道供給施設

水資源の有効利用を図るため、各施設の保守点検を強化整備するとともに、計画的に老朽施設の更新を実施します。

災害及び事故時のリスク低減のため、給水区域のブロック化を図ります。

災害時における水源確保及び安定供給を考慮し、下妻地区と千代川地区の配水管の連絡及び他事業体との応援給水の充実に努め、ライフラインの確保を図ります。

### 住民サービスの向上

水道料金の支払方法にコンビニ収納等を取り入れることにより、水道料金を支払いやすくして住民サービスの向上を図ります。

### 水道事業運営

水の管理を適切に行い、安全で良質な水を安定的に供給できる水道の整備を推進するとともに、経営の健全化に努めます。

## ●市民が取り組むこと

水を大切に使い、節水に努めます。使用した分の水道料を遅滞なく払って水道事業の運営を支えます。

## 成果指標

### 上水道普及率

成果指標とした理由 おいしく、安心して飲める水が普及されていることを示すため

現状値<平成 18 度>  
87.75%

中間目標<平成 24 年度>  
92.00%

目標<平成 29 年度>  
95.00%

データ出所  
水道事業所

3. 快適な暮らしを支える  
生活環境づくりを進めます

下水道

2. より清潔で快適な生活が送れるよう、  
衛生的な下水道の整備に努めます



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

下水道の整備が進み、市民は清潔で快適な生活を送っています。また、水質浄化の意識が高まり、身近な川や沼での浄化活動が展開されています。

●現況と課題

清潔で快適なまちづくりを進めるうえで大切な下水道の整備は、ほぼ市内全域を下水道計画区域として、小貝川を境に、西側を鬼怒小貝流域下水道、東側を小貝川東部流域下水道と 2 つの流域関連公共下水道で実施しています。鬼怒小貝流域下水道は、平成 4 年度より市街地から整備を進め、平成 11 年度に一部供用を開始しました。また、小貝川東部流域下水道は、平成 11 年度に基本計画を策定し、平成 20 年度の事業着手に向け、関係機関と協議を進めています。市の下水道普及率は、国(69.3%)・県平均(50.5%)に比べてまだ低い状況にあり、下水道水洗化率においても伸び悩みを見せています。

下水道の整備には、多大な事業費が必要となりますが、市では住宅地が全域に分散しているため、管延長が長くなるなどの要因により相対的に事業費が割高となる傾向にあります。このため、下水道使用料の収入が少なく、茨城県が運営する終末処理場への維持管理負担金在使用料による収入より高いものとなっています。今後は、整備した下水道施設の有効利用や下水道使用料の収入を上げるため加入促進が必要ですが、受益者負担金をはじめ、宅内設備工事等の個人負担も多くなるため、なかなか進まないのが現状となっています。

また、下水道認可区域外では、生活雑排水の流入による公共水域等への負荷を軽減することで、水質や水生生物、水辺空間を保全し、快適な生活環境を確保することを目的として、国・県とともに合併浄化槽の設置に対する助成を行っています。しかし、浄化槽の管理が適切に行われない状況が一部に見受けられるため、検査機関とも連携し、適正管理の指導を強化していく必要があります。

なお、し尿や浄化槽汚泥は、下妻地方広域事務組合の許可を受けた収集運搬業者が汲み取りを行い、広域事務組合処理施設「城山公苑」において、処理を行っています。

【関連データ】

◆下水道事業等の推移

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
供用開始面積(ha)	203.9	238.3	287.0	357.5	386.0
供用開始件数(件)	1,841	2,172	2,631	3,051	3,346
水洗化件数(件)	738	927	1,119	1,315	1,491
下水道普及率(%)	12.7	14.8	17.8	21.6	23.0
下水道水洗化率(%)	37.9	42.5	42.1	42.3	44.8
生活排水処理総合普及率(%)	35.5	39.5	44.4	48.3	52.1

注) 普及率=処理区域内人口/総人口(住民基本台帳人口)×100

資料：下水道課

水洗化率=下水道への接続人口/処理区域内人口×100

生活排水処理総合普及率(%)=下水道、合併浄化槽の処理人口/総人口(住民基本台帳人口)×100

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

よりの清潔で快適な生活が送れるよう、  
衛生的な下水道の整備に努めます

### 公共下水道施設

清潔で安全なまちづくりや、河川や農業用水等の公共用水域への家庭雑排水の流入による水質の汚濁防止のために、必要な公共施設である公共下水道は、市において全国及び茨城県平均に比べ著しく低いものであり、今後とも着実に下水道の普及を推進していきます。

### 下水道事業運営

下水道施設の有効利用、事業目的の達成のためにも、下水道への加入促進を強力に進めていき、下水道使用料収入の確保に努めます。

### 合併浄化槽の普及促進

公共下水道が接続できない区域については、生活環境の向上・改善、公共水域の水質保全を図るため、合併浄化槽の設置促進とともに、適切な浄化槽の維持管理が図られるよう啓発に努めます。

### し尿処理施設の運営・維持管理

下妻地方広域事務組合と連携し、し尿処理施設の適正な運営を図ります。

## ●市民が取り組むこと

下水道に対する理解を深め、下水道が整備された地区では、迅速に下水道への接続を図り、整備効果の向上に努めます。

なお、下水道が未整備の地区については、合併浄化槽の設置をするなど、水質浄化の意識を高め、身近な川や沼での浄化活動にも取り組みます。

## 成果指標

### 下水道普及率

成果指標とした理由 下水道が普及し、衛生的で、公共水域の水質が保全されていることを示すため

現状値<平成 18 年度> 23%	中間目標<平成 24 年度> 30%	目標<平成 29 年度> 44%	データ出所 下水道課
----------------------	-----------------------	---------------------	---------------

### 水洗化率

成果指標とした理由 水洗化により、衛生的で、公共水域の水質が保全されていることを示すため

現状値<平成 18 年度> 44.8%	中間目標<平成 24 年度> 54%	目標<平成 29 年度> 60%	データ出所 下水道課
------------------------	-----------------------	---------------------	---------------

### 合併浄化槽普及率

成果指標とした理由 合併浄化槽の普及により、衛生的で、公共水域の水質が保全されていることを示すため

現状値<平成 18 年度> 37.5%	中間目標<平成 24 年度> 41.6%	目標<平成 29 年度> 44.5%	データ出所 生活環境課
------------------------	-------------------------	-----------------------	----------------

3. 快適な暮らしを支える  
生活環境づくりを進めます

河川

3. 清らかな水と豊かな流れをもつ  
河川の整備と保全を図ります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

美しく自然豊かな川の流れが保たれています。治水対策もしっかり行われ、川は市民の憩いとふれあいの場となっています。

●現況と課題

市には、鬼怒川や小貝川をはじめ 1 級河川が 8 河川あり、そのうち国管理が 2 河川、県管理が 6 河川となっています。また、木田川など市管理の準用河川は 3 河川となっています。一級河川は、継続的に改修事業が進められており、近年は、鬼怒川・小貝川の堤防補強工事や護岸補修工事、流下断面確保のための河道掘削工事、北台川堤防補修工事などが実施されました。

鬼怒川・小貝川をはじめ、今後も親しみやすく自然豊かな地域の誇りとして保全できるよう、国や県に改修を働きかけていくとともに、市管理の準用河川についても整備を推進する必要があります。

さらに、河川環境の保全には鬼怒川・小貝川クリーン大作戦等への市民ボランティア活動が不可欠であり、今後も活動の充実を促進する必要があります。

鬼怒川や小貝川の河川敷やその周辺は、小貝川ふれあい公園、フィットネスパークきぬ、鬼怒川水辺の楽校など市民の憩いの場として利用されています。これら河川敷や周辺施設を利用するためのネットワーク化を図り、水と緑に親しむ環境づくりを推進する必要があります。

鬼怒川や小貝川には無堤防区間や堤防断面不足の区間などが一部存在することから、今後の整備が望まれており、築堤及び補強工事等を強く要望し、治水の向上に努める必要があります。

【関連データ】

◆市内河川の状況

単位：k m

区 分	総流路延長	下妻市区域延長	区 間	管理者
鬼 怒 川	176.7	12.3	平方～皆葉	国土交通省
小 貝 川	111.8	11.2	中郷～鯨	〃
糸 繰 川	13.8	7.7	福田～比毛	茨城県
高 木 川	7.5	5.3	中郷～比毛	〃
北 台 川	6.5	5.2	江～前河原	〃
内 沼 川	1.6	0.5	福田～大宝	〃
山 川	9.3	1.3	村岡～村岡	〃
八間堀川	16.9	4.4	肘谷～鯨	〃
尻 手 川	3.2	3.2	平方～尻手	下妻市
宇坪谷川	0.6	0.6	宇坪谷～宇坪谷	〃
木 田 川	2.1	2.1	大木～福田	〃

資料：建設課

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

清らかな水と豊かな流れをもつ河川の整備と保全を図ります

### 河川の整備・保全

鬼怒川や小貝川の河川改修を国に強く要望するとともに、内沼川、八間掘川の早期改修を県に要望します。

また、尻手川や宇坪谷川の整備を目指します。

河川環境の保全として、関係機関と連携し、市民ボランティア活動を支援するとともに、河川愛護の観点から、ゴミの不法投棄の防止など河川美化運動を市民・関係機関と連携し推進します。

### 河川の利活用

河川・河川敷・堤防等を水と緑のネットワークの機軸として活用し、自然と親しむ環境づくりを推進します。

### 治水対策

鬼怒川や小貝川の河川改修を国に強く要望するとともに、内沼川や八間掘川の早期改修を県に要望します。

## ●市民が取り組むこと

身近な憩いとふれあいの場として川を利用します。河川の美化運動にも取り組みます。

事業者は、河川を汚濁させないように、基準を守ります。

## 成果指標

### 鬼怒川・小貝川クリーン大作戦におけるゴミの収集量

成果指標とした理由 河川美化運動の充実によりゴミが減少し、河川環境が保全されていることを示すため

現状値<平成 18 年度>	中間目標<平成 24 年度>	目標<平成 29 年度>	データ出所
41 m <sup>3</sup>	38 m <sup>3</sup>	35 m <sup>3</sup>	建設課

3. 快適な暮らしを支える  
生活環境づくりを進めます

排水路

4. 水害を防止する都市下水路・  
排水路の整備を図ります



施策の目標 (市民とともに目指す平成 29 年の姿)

市街地では、都市下水路・排水路が計画的に整備され、水害が防止されています。

●現況と課題

都市下水路は、市街地の雨水排除を目的に整備された施設です。愛宕都市下水路と竜沼都市下水路は既に完成し、さらに下妻市と常総市の流域 2 市で整備を進めてきた江連都市下水路は、下妻地区が平成 9 年度に、千代川地区が平成 15 年度に完成し、下流部については常総市で整備促進に努めており、その事業費の一部を負担しています。

しかし、近年の宅地開発や排水能力を上回る台風や集中豪雨等により一時的な冠水が見られます。また、公共下水道の整備及び加入促進が遅れていることから、生活雑排水が流入しています。今後は、下水道の加入促進を図る必要があります。

また、市街地の排水路は、栗山排水路・小野子排水路等市内に多数存在していますが、流下断面不足の排水路もあり、これからの宅地開発等の進行により、その数が増加していくことが予想されるため、今後は、排水路の整備促進とともに、流下断面不足の解消が望まれます。

【関連データ】

◆都市下水路の整備状況一覧

区 分	集水面積(ha)	延長(m)	事業年度	放流先
愛宕都市下水路	196.5	2,560	S48～62	糸繰川
竜沼都市下水路	43.3	2,200	S42～47	糸繰川
江連都市下水路	157.0	4,240	H7～15	鬼怒川

資料：下水道課

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

水害を防止する都市下水道・排水路の整備を図ります

### 都市下水道の維持・管理

現在の施設を有効利用できるように維持管理を適切に実施し、また必要に応じ部分的な改修を行っていきます。

### 市街地排水路

排水路の改修計画を検討し推進します。

## ●市民が取り組むこと

自宅や事業所においては、雨水浸透ますや雨水貯留槽を設置し、雨水を地下に浸透させ雨水排水の集中を緩和したり、雨水を散水用に使用するなど、雨水の再利用を図ります。

浸透性舗装、浸透ますや雨水貯留槽を設置し、なるべく施設内で雨水の処理を図ります。

3. 快適な暮らしを支える  
生活環境づくりを進めます

環境

5. かけがえのない環境を守り、  
次の世代に引き継ぎます



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

市民、事業者及び市が、暮らしや事業活動を通じて地球環境にやさしいまちづくりを実践しています。

●現況と課題

大量生産・大量消費・大量廃棄というシステムが限界を迎えつつあり、環境の世紀といわれる 21 世紀の今、循環型社会をシステムとして定着させるべく各分野・各セクションが連携し、相互に調整し、総合的に対処できるマネジメントシステムが必要とされています。

市では、環境への負荷が少ない持続的発展が実現可能な社会を構築するため、市民の身近な生活の場における省資源・省エネルギー・ごみの散乱防止等の環境問題について、広報活動などを通じて啓発を図っています。

地球規模の緊急課題である地球温暖化対策については、現在、市役所内部での実践活動とともに市民に対しては広報等で啓発活動を行っております。今後は、市民や事業者の地球温暖化対策をより一層促すために、啓発活動の拡充、環境イベントや講演会などを開催し、環境意識の向上とともに市民・事業者・環境団体・市が連携し、地域計画の策定等、地域ぐるみの取り組みが求められています。

自然環境保護については、自然と人間の共生を目的とした環境づくりが必要であることから、水質汚濁から河川を守るための水質調査や河川に住む生物を観察するための水生生物観察会の開催、ネイチャーセンターにおいては自然を生かした環境学習が行われています。また、環境美化対策として毎年市内小中学校、各自治区、各種団体等の協力により「市民清掃デー」が実施され、有害物質を含む土砂等の搬入による土壤汚染等から環境を守るための条例の制定と監視の強化に取り組んできました。

今後、貴重な自然を保全し、健全な生態系を維持・回復させるために自然環境保護に対する認識を高め、市、市民、関係機関が連携した取り組みが重要です。

【関連データ】

◆埋立等件数

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	
件 数 (件)	9	6	7	6	6	
埋立目的 (件)	農地	7	3	1	0	1
	宅地	2	3	6	6	5
面 積 (㎡)	27,651	19,742	6,771	16,864	9,188	
土 量 (㎥)	25,844	10,649	5,293	14,779	7,406	

資料：生活環境課

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

かけがえのない環境を守り、次の世代に引き継ぎます

### 環境啓発

環境・共生を実現するため、環境に与える負荷、環境からの享受物及び環境保全に貢献できるものを各々の立場に応じた役割分担に応じて、相互の連携・協力し、自主的に環境保全活動に積極的に参加できる体制づくりを目指します。

### 地球温暖化防止対策

地球温暖化防止に向けて、市民・事業者・市がお互いに連携しながら、温室効果ガスの削減に向けた取り組みを推進し、環境負荷の少ない社会の実現を図ります。

### 環境美化対策

ゴミゼロ運動と地域の清掃活動を推進し、きれいなまちづくりを目指していきます。

### 自然保護(鳥獣保護, 動物愛護)

貴重な自然を慈しみ、身近な自然環境を維持・保全し、併せて、野生動植物の保護・管理等の環境保全を図ることで、良好な生態系の形成を図ります。

### 土砂等埋め立て

土地の利用形態に応じた適切な埋立を指導するとともに、下妻市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例を遵守するため市民への啓発を徹底します。

また、残土と称する産業廃棄物の不法投棄と無許可埋立をさせないパトロール隊を組織化し、監視体制の強化を図るとともに、重金属物質や化学物質等の有害物質の搬入を許さない体制と検査を実施します。

## ●市民が取り組むこと

日常の暮らしやまちづくりを地域と地球の環境との関わりで考え、身近な自然に親しむとともに、環境に配慮したライフスタイルを実践します。

事業者は、事業活動を地球的規模で考え、環境に配慮した事業活動を行い、温室効果ガスの排出抑制など地域や地球にやさしいまちづくりに積極的に取り組みます。

## 成果指標

### 温室効果ガス排出量

成果指標とした理由 市の事務・事業で排出される温室効果ガスをはじめとした環境負荷が低減された状態を示すため

現状値<平成 18 年度>	中間目標<平成 24 年度>	目標<平成 29 年度>	データ出所
2,114t-CO <sub>2</sub> /年	1,987t-CO <sub>2</sub> /年	1,881t-CO <sub>2</sub> /年	地球温暖化対策実行計画

3. 快適な暮らしを支える  
生活環境づくりを進めます

ごみ対策、リサイクル

6. ごみの減量を図り、限りある資源を  
大切にするリサイクル社会をつくります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

市民・事業者・市がそれぞれの立場で自らの役割を認識・協力しあい、積極的にごみの発生を抑制し、再使用に努め、資源のリサイクルが進んでいます。

●現況と課題

ごみの収集は、可燃ごみや不燃ごみ、資源ごみ（飲料用缶・ビン・古紙）は民間委託にて実施し、粗大ごみは下妻地方広域事務組合より業務委託を受けたシルバー人材センターが収集を実施しています。ペットボトル、有害ごみ（蛍光灯・乾電池）については市直営での収集を実施しています。

家庭等から出る一般ごみ（可燃・不燃・粗大・有害ごみ）については、下妻地方広域事務組合ごみ処理施設「クリーンポート・きぬ」及び「クリーンパーク・きぬ」において処理を行っています。有価物である資源ごみの一部（缶・ペットボトル・古紙の一部）は売却し、それ以外の資源物については業務委託により再資源化を図っています。

ごみの排出・分別方法については、ルールを守らずにごみが出されたり、分別が徹底されない場合があるため、良好な地域環境を保全するために、指定ごみ袋制度による分別の徹底やごみ減量推進員制度による啓発・周知を図る必要があります。

また、資源ごみ回収報奨金制度による資源物の分別回収・資源化や生ごみ処理機器購入補助制度によるごみの減量・堆肥化を進めています。

ごみの減量化や再資源化については、市民の環境意識の向上や資源ごみ回収品目・回収拠点の拡充が必要であり、市民の理解を図られるよう 3R\*の推進を図ります。

深刻な問題である不法投棄対策については、警告看板の設置やボランティア監視員による監視、定期的な巡回による防止や抑制に努めていますが、公共用地（道路、河川等）・民有地を問わず、ごみが捨てられる状況にあるため、関係機関と連携を図りながら、さらなる環境意識の向上など啓発活動を強化する必要があります。

【関連データ】

◆ごみ収集量の推移

単位：t

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
可燃ごみ(委託収集分のみ)	8,218	8,506	8,457	8,384	8,389
不燃ごみ(委託収集分のみ)	915	913	875	876	868
粗大ごみ(委託収集分のみ)	39	44	36	34	39
有害ごみ	13	13	14	14	13
ビン(資源ごみ)	281	263	277	244	194
缶(資源ごみ)	131	175	88	80	110
古紙(資源ごみ)	634	547	501	551	584
ペットボトル(資源ごみ)	69	78	89	98	80
牛乳パック(資源ごみ)	5	5	4	4	3

資料：生活環境課

※ 3R：ごみを減らし、循環型社会を構築していくためのキーワード。3Rとは、Reduce(リデュース：抑制)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再生利用)の頭文字をとったもの。

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

ごみの減量を図り、  
 リサイクル社会をつくり  
 ます。限りある資源を  
 大切にします。

### ごみの収集体制

可燃ごみ週2回、不燃ごみ・資源ごみ週1回体制で行い、粗大ごみはごみ処理施設への直接搬入または戸別収集(シルバー人材センター)により回収を行います。  
 資源ごみの収集体制・収集拠点を拡充します。

### ごみの不法投棄対策

公共用地(道路、河川等)・民有地にごみを捨てないよう、市民のモラルの向上を図ります。  
 不法投棄を防止するため、監視パトロール体制を強化するとともに、土地所有者及び管理者に対して適正な管理を要請します。

### ごみの処理施設

下妻地方広域事務組合と連携し、「クリーンポート・きぬ」及び「クリーンパーク・きぬ」の適切な維持管理運営を図ります。

### ごみの減量化

ごみ減量推進員制度の活用や生ごみ処理機器補助制度を推進し、ごみの減量化を図ります。発生抑制のためのマイバッグの利用・普及を図ります。

### ごみの再資源化(リサイクル)

資源ごみの分別を推進し、積極的な再資源化を行います。また、資源ごみ回収報償金制度を活用し、リサイクルに対する市民の意識高揚を図ります。

### ごみの有料化

市民が一定量を超えてごみを出す場合に限り、ごみ袋の有料販売を行っていますが、ごみの減量化・リサイクルの推進、排出費用の公平負担を図るため、ごみ袋完全有料化の導入について検討を進めます。

## ●市民が取り組むこと

3R(リデュース・リユース・リサイクル)に取り組み、ごみの分別と減量化を徹底します。買物時のマイバック持参運動に積極的に取り組みます。

事業者は、生産から流通、販売、廃棄に至るすべての段階で環境負荷の低減や環境配慮型経営を目指します。また、ごみを排出する際には、自己処理責任を徹底して、排出抑制や再資源化に取り組みます。

## 成果指標

### 行政収集可燃・不燃ごみ

成果指標とした理由 最も収集・処理費用がかかるとともに、分別による資源ごみの混在が考えられるため

現状値<平成18年度> 可燃ごみ 8,389t	中間目標<平成24年度> 7,970t	目標<平成29年度> 7,550t	データ出所 生活環境課
現状値<平成18年度> 不燃ごみ 868t	中間目標<平成24年度> 825t	目標<平成29年度> 781t	データ出所 生活環境課



## 第3章

# 人が生き活きと心豊かに暮らす文化創造都市

### 達成後の姿

次の世代を担う子どもたちが、生きることには希望を持ち、楽しく、健やかに育っています。

地域の個性豊かな歴史と文化を活かすことにより、地域独自の文化が花を咲かせました。スポーツを楽しむ人も増え、交流の輪が広がっています。

次の世代を担う地域の人材が育ち、“人が生き活きと心豊かに暮らす文化創造都市”がつくられています。

### 1

学校教育を充実させ、豊かな人間性をもつ子どもの育成を図ります

### 2

地域の文化を育み  
スポーツの輪を広げます

### 3

家庭や地域の  
人材の育成を図ります

1. 新時代をたくましく生きる知・徳・体の調和のとれた子どもを育てます／義務教育、高等教育

2. 生きる力の基礎を育み、幼児の健やかな成長を促します／幼児教育

1. 文化活動の振興と図書館の充実を図ります／芸術・文化、図書館

2. 文化財の保護と活用を図ります／文化財、博物館

3. 健康で活力に満ち、生涯にわたりスポーツが楽しめるまちづくりを推進します／スポーツ

1. 地域と社会で生涯にわたり学習・教育ができる機会を提供します／生涯学習

2. 家庭や地域で子どもたちの育成を見守ります／青少年育成

都市づくりの目標3 人が生き活きと心豊かに暮らす文化創造都市を目指して

1. 学校教育を充実させ、豊かな人間性をもつ子どもの育成を図ります

義務教育、高等教育

1. 新時代をたくましく生きる知・徳・体の調和のとれた子どもを育てます



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

地域子どもたちが明るく楽しく元気に学校へ通い、知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性をもつ子どもたちが育っています。

●現況と課題

市では、知性を基盤に、優れた創造力と豊かな情操、美しい心を持ち、心身共に健全なる風格を備えた人間の形成を教育目標に、国際理解教育や情報教育の充実などを目指し、英語指導助手の配置による英語学習の充実や ICT<sup>※1</sup>活用の推進に努めています。

また、総合的な学習の時間における地域人材の活用や地域教育推進員制度の充実を図るなど、地域との連携を強めながら「特色ある学校づくり」を推進しています。

今後も、安全教育の充実や安全管理の徹底、確かな学力の向上、心の教育の推進、健康・体力の向上、生徒指導と教育相談の充実、特別支援教育の充実など、教育課題の解決に向けて、具体的施策を推進します。

また、教職員の資質の向上を図るため、授業改善のための研究と実践の研修を推進します。

市には、小学校 10 校、中学校 3 校が設置されていますが、その半数以上の建物が改築や耐震補強等を行わなければならない状況です。このため計画的な施設の整備が必要です。各学校のコンピュータなどの教育機器、教育備品、図書等の整備等についても年次計画により進めています。

市の学校給食は、生徒の健康増進、体力向上、食育の推進などを目的に下妻地区が自校方式、千代川地区がセンター方式により学校給食を実施しています。今後は、給食方式についても検討していく必要があります。

子どもたちの安全を守るため、関係機関・団体と連携し、防犯教育や交通安全教室の実施、「こどもを守る 110 番の家」の設置について、継続的に推進することが重要です。

県西地域には、大学・短大等の高等教育機関がなく、若者が定住する地域づくりのために、教育環境づくりが課題となっています。

【関連データ】

◆小・中学校の児童生徒・学級数

単位：人、各年 5 月 1 日現在

区分	下妻小学校	大宝小学校	騰波ノ江小学校	上妻小学校	総上小学校	豊加美小学校	高道祖小学校	蚕飼小学校	宗道小学校	大形小学校	計	下妻中学校	東部中学校	千代川中学校	計	合計	
平成15年	児童・生徒数	661	260	167	494	206	197	254	55	310	234	2,838	700	508	302	1,510	4,348
	学級数	22	11	8	17	7	9	12	6	14	10	116	21	16	11	48	164
平成16年	児童・生徒数	689	265	154	472	205	210	240	60	307	220	2,822	702	488	298	1,488	4,310
	学級数	23	11	8	16	7	9	11	7	15	9	116	21	15	11	47	163
平成17年	児童・生徒数	692	270	157	454	209	193	238	61	305	227	2,806	703	485	301	1,489	4,295
	学級数	24	11	8	15	8	8	10	7	15	10	116	20	16	11	47	163
平成18年	児童・生徒数	699	262	146	455	207	210	225	57	308	203	2,772	702	462	301	1,465	4,237
	学級数	25	11	8	15	8	9	9	6	15	8	114	21	16	11	48	162
平成19年	児童・生徒数	755	267	147	449	197	208	201	52	310	205	2,791	665	450	298	1,413	4,204
	学級数	27	12	8	16	8	9	7	6	15	9	117	21	16	11	48	165

資料：学校教育課

※1 ICT (Information and Communication Technology) : 「情報通信技術」と和訳される。IT (Information Technology) の「情報」に加えて「コミュニケーション」(共同) 性が具体的に表現されている点に特徴がある。

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

新時代をたくましく生きる  
知・徳・体の調和のとれた子どもを育てます

### 学校教育環境の整備

安全・安心な学校施設とするために、耐震補強や大規模改修など施設の整備に努めます。また、コンピュータの更新や教育機器、教育備品、図書の整備を図っていきます。

### 学校教育指導の充実

「知・徳・体の調和のとれた幼児・児童・生徒の育成」の基本方針のもと、安全な学校、楽しい学校、信頼される学校の実現を目指します。

### 学校給食の充実

衛生面での管理指導を徹底するとともに、給食内容、調理場の充実に努めるとともに地元食材の活用を図ります。

### 通学条件、学校安全対策

通学路の点検・整備の実施、防犯教育の充実、地域との連携により児童生徒が安心して通える学校を目指します。

### 教職員の支援

「信頼される学校は信頼される教職員から」との考えに立ち、教職員の資質の向上と教職員の円滑な教育活動を支える条件整備に努めます。

### 高等教育の誘致

高校を卒業した後も、市内で高等教育を受けることができるような教育環境づくりに努めます。

## ●市民が取り組むこと

保護者・地域が学校と連携し、ともに支えあいながら子どもたちの教育環境を良好に保ちます。

進路指導や体験活動などで、企業がもつ力を提供し、子どもたちの生きる力の向上に向けた支援を行います。また、インターンシップ<sup>※2</sup>も積極的に受け入れます。

## 成果指標

### スクールカウンセラーの配置

成果指標とした理由 教育相談が一層充実できる体制が整っていることを示すため

現状値<平成 19 年度> 2 人	中間目標<平成 24 年度> 3 人	目標<平成 29 年度> 8 人	データ出所 指導課
----------------------	-----------------------	---------------------	--------------

### 外国語指導助手(ALT)の配置

成果指標とした理由 小学校における英語活動が充実できる体制が整っていることを示すため  
(小学校英語活動の導入を見据えて)

現状値<平成 19 年度> 小学校 1 人 中学校 3 人	中間目標<平成 24 年度> 小学校 2 人 中学校 3 人	目標<平成 29 年度> 小学校 3 人 中学校 3 人	データ出所 指導課
----------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------	--------------

※2 インターンシップ: 学生が一定期間企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度。

1. 学校教育を充実させ、豊かな人間性をもつ子どもの育成を図ります

幼児教育

## 2. 生きる力の基礎を育み、幼児の健やかな成長を促します



### 施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

身近な幼稚園が地域の教育センターとしての役割を果たし、地域ぐるみで、子どもの社会性、創造性、自立心を育てていくことができる環境が整っています。

### ●現況と課題

現在市内には、6つの公立幼稚園と3つの私立幼稚園があり、公立幼稚園では、満4歳児からの保育を、私立幼稚園では、満3歳児からの保育を行っています。さらに多様化する保護者のニーズに対応するため、すべての幼稚園で預かり保育を実施しています。

しかし、少子化の影響や保護者の就労時間等の関係から、保育園への就園希望も多く、公立幼稚園では定員の30%にも満たない幼稚園もあります。

このようなことから、公立幼稚園では園の効率的な運営を図るため、園児数の動向に応じた適正な再編を検討し、それに伴う送迎バスの運行等も検討が必要です。

また、幼稚園が少子化対策や子育てを支援するため、福祉との連携により地域の幼児教育のセンターとしての機能が果たせるよう、体制等の整備が必要です。

幼児期は、就学前の子どもたちにとって、感性や知性、社会性など、人間形成の上で最も大切な時期であり、家庭や地域社会そして幼稚園などが一体となり、健やかに成長できる環境の構築が必要です。

また、私立及び公立幼稚園の保護者負担の適正化や、保育園・幼稚園・小学校間の連携をより密にし、発達段階に応じた幼児教育を推進することが重要です。

### 【関連データ】

#### ◆公立幼稚園児数の推移

単位：人、各年5月1日現在

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
大宝幼稚園	46	50	38	36	33
騰波ノ江幼稚園	25	27	22	25	18
上妻幼稚園	79	80	62	58	75
豊加美幼稚園	41	38	49	51	46
高道祖幼稚園	26	36	39	40	36
ちよかわ幼稚園	116	124	123	126	115
合 計	333	355	333	336	323

資料：学校教育課

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

生きる力の基礎を育み、  
幼児の健やかな成長を促します

### 幼稚園の運営

幼児期の教育は、生涯学習の出発点であり、人間が一生を通じて成長発達していく中でも非常に重要であり、子どもの社会性、創造性、自立心を育てていくことができるよう、公立・私立幼稚園ともに支援していきます。

### 幼稚園教育施設の充実

地域・幼稚園・保育園・小学校が連携しあい、すべての幼児が発達段階に応じた幼児教育を受けられる幼児教育施設を目指し、公立幼稚園では効率的な運営を図るため、園児数の動向に応じた適正な再編を検討し、計画的な施設・設備・教材の整備を進めます。

### 幼児教育体制の充実

時代の変化に対応した教育内容や指導方法の改善に努めるとともに、幼稚園が地域の幼児教育センターとしての機能が果たせるように、関係機関・団体と調整を図りつつ、相談体制を確立します。

### 家庭教育の充実

幼児の豊かな心を育み、感性豊かな人間形成を築き、保護者が家庭での子どもの望ましい成長、発達を支えるため、地域や社会が支援できる環境づくりを構築していきます。

## ●市民が取り組むこと

学習の出発点となる大切な幼児期を、安心して明るく楽しく過ごせるように、子どもたちを皆で見守り、育てます。

事業者や団体は、多様化した保護者のニーズにこたえる幼児教育環境を整え、生きる力の基礎を育み、幼児の健やかな成長を促します。

2. 地域の文化を育みスポーツの輪を広げます

芸術・文化、図書館

1. 文化活動の振興と図書館の充実を図ります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

市民の文化芸術活動が盛んになり、様々な文化の担い手も育ち、「しもつま」の文化が開花しています。図書館の利用者が増え、生涯学習施設の核としての機能を果たしています。

●現況と課題

市民が自分の住むまちに愛着をもって暮らせる活力あるまちづくりを目指すためには、郷土愛に満ちた市民の育成が大切であり、地域の伝統芸能に誇りを持ち、歴史や文化についての学習が必要です。

市民文化会館においては、音楽芸術など多彩な文化活動の拠点として、平成 18 年度からは指定管理者制度の導入により、業務の効率化と市民サービスの向上に努めてきました。しかし、築後 30 年以上経過する中、建物や設備の老朽化が進み、計画的な改修が必要となっています。

芸術・文化の向上を目的に毎年開催される文化祭は、下妻市文化団体連絡協議会を中心とした実行委員会により行われており、文化活動の発表の場として定着しています。今後、若い年代層の参加促進や幅広い活動に取り組むため、文化団体連絡協議会をはじめ各種文化団体の自主的な活動の支援が必要です。

市立図書館は、市民の学習意欲の向上のため、平成 13 年 10 月に開館し、利用者の選書アンケートを取り入れた図書収集等、図書館サービスの充実に努めてきました。

また、自主事業としての「こども映画会」、「ライブラリーシアター」、「講演会」、「図書館まつり」等の文化活動や、図書館ボランティアによる幼児への絵本や紙芝居の読み聞かせ、視覚障害者への対面朗読等の活動を実施してきました。

市民に親しまれる魅力ある生涯学習施設、文化・交流・情報発信の拠点として運営していくためには、限られた予算の中で創意工夫しながら、蔵書の充実等に努めることが必要です。今後はさらに良好な施設の維持管理を図ることが重要です。

【関連データ】

◆図書館蔵書数等

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
蔵 書 数(点)	88,981	97,137	106,986	113,357	122,576
貸 出 点 数(点)	271,676	252,490	252,460	235,984	265,309
入 館 者 数(人)	304,913	270,427	239,953	190,676	194,750

資料：図書館

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

文化活動の振興と図書館の充実を図ります

### 文化施設

文化活動の拠点施設として、市民文化会館の施設の整備保全に努めます。

### 芸術・文化行政の推進

各種団体やサークルの育成、鑑賞や発表の場の確保など、市民が芸術・文化に触れ合う機会を創出し、市民の芸術・文化活動を一層促進します。

### 芸術文化活動、文化団体の支援

芸術文化活動の振興を図るため、文化活動団体や自主活動団体への支援・育成を図ります。

### 図書館事業の推進

市民に親しまれる生涯学習・情報発信の拠点として、資料及び情報の収集、保存、提供などサービスの充実と向上に努めます。

## ●市民が取り組むこと

地域の芸術文化活動や図書館ボランティア活動に積極的に参加します。

事業者や団体は、生涯学習におけるボランティア活動の促進を図るため、活動にあたる人材の養成や確保、ボランティアネットワークづくりなどに努めます。

また、芸術文化に関する催し物を開催するほか、地域の文化芸術団体の活動を支援します。

## 成果指標

### 図書館資料蔵書数

成果指標とした理由 市民の多様なニーズに沿った図書館資料蔵書数が整っていることを表すため

現状値<平成 18 年度>	中間目標<平成 24 年度>	目標<平成 29 年度>	データ出所
122,576 点	160,000 点	200,000 点	図書館

## 2. 文化財の保護と活用を図ります



### 施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

しもつまの伝統ある文化を市民が継承し、さらに発展させています。市の歴史や伝統文化を学ぶ機会と環境も整い、郷土に対する誇りと愛着心がより高まっています。

### ●現況と課題

市内には、後世に伝えていかなければならない有形・無形の文化財や歴史民俗資料、天然記念物など貴重な歴史的資源が数多く残されています。これらは、新しい文化を創造していくうえで欠かせない地域の財産です。

後世にこの文化財を残すため、これまで文化財の保存や補修を行ってきましたが、継続的に保護・保存するためには、多くの理解と費用が必要です。

また、有形・無形文化財や埋蔵文化財、民俗文化財などの保存・伝承は、近年のめまぐるしい開発や生活様式の変化に伴い、破壊や消滅の危機などの問題を抱えています。こうした文化財に対する理解を深めるための啓発と保護・保存への協力要請など、関係機関との連絡調整や組織づくりを推進していく必要があります。

さらに、地域の貴重な伝統芸能については、下妻市伝統芸能保存連合会などを中心に、その継承に努めるとともに、文化祭などの発表の場をとおして市民への啓発を図っています。現在、会員の高齢化や継承者の問題が出てきており、併せて記録保存の必要性も求められています。

ふるさと博物館においては、市の歴史、考古、美術、文学、民俗等の貴重な資料の収集及び保管をするとともに、横瀬夜雨に関する資料等の展示のほか、企画展や講座を開催し、下妻の歴史や文化の保全及び普及に努めていますが、年々入館者が減少傾向にあり、増加対策としては、ニーズに応じた展覧会の開催、市民へのPR強化、関係機関との情報交換などが挙げられます。さらに、効率的な運営を図ることが必要であります。

今後は、郷土愛を育むため、地域に根ざした歴史や文化を理解し、「ふるさと下妻」にさらなる誇りや魅力を感じられるように、ふるさと博物館など文化施設の有効活用を図りながら、より実践的な文化財行政の推進が求められています。

#### 【関連データ】

##### ◆博物館入館者数

単位：人

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
入館者数	6,892	7,246	6,667	5,383

資料：ふるさと博物館

##### ◆展覧会数と観覧者数

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
展覧会数(回)	5	5	4	2
観覧者数(人)	4,345	5,580	5,014	1,929

資料：ふるさと博物館

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

文化財の保護と活用を図ります

### 文化財等の収集、保存

歴史的文化財の発掘及び貴重な資料の収集・保存において、ふるさと博物館の有効活用を図り、市民の貴重な歴史遺産の保護に努めます。

### 文化財等に対する意識の啓発、保護

文化財指定地域の開発に伴う発掘調査や文化財防火デーなどをおして、市民の文化財に対する関心と保護意識の高揚を図ります。

### 伝統文化・芸能の振興

地域に伝承されてきた伝統文化や芸能など、文化資源の総合的な把握に努め、その活動団体への支援や地域イベントへの出演などの多面的な活用によって、地域文化の振興を図ります。

### 博物館事業の推進

市に関わる人々の生活や文化に関する歴史、考古、美術、文学、民俗等の資料を収集、保管及び展示をし、市民の方々に郷土の歴史を学ぶ場を提供します。

## ●市民が取り組むこと

伝統文化や文化財について学んだことを伝承し、後継者を育成するとともに、地域の歴史や文化について来訪者に説明します。

事業者や団体は、伝統文化・芸術に関する祭り・イベントを協賛し、文化の振興を支援します。

## 成果指標

### 博物館の入館者数

成果指標とした理由 博物館の魅力を入館者数で表すことができるため

現状値<平成 18 年度>	中間目標<平成 24 年度>	目標<平成 29 年度>	データ出所
5,383 人	7,500 人	10,000 人	ふるさと博物館データ

2. 地域の文化を育みスポーツの輪を広げます

スポーツ

3. 健康で活力に満ち、生涯にわたりスポーツが楽しめるまちづくりを推進します



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

健康づくり、体力づくりのため市民がそれぞれの年代や目的に応じて生涯にわたりスポーツを楽しむとともに、スポーツを通じて地域の人々との交流が盛んになっています。

●現況と課題

市の社会体育施設については、年間をとおして多数の市民に利用されていますが、その多くが老朽化してきており計画的な改修が必要です。また、多様化した市民ニーズに応えるため、将来的にはスポーツの拠点となる総合運動公園の整備が必要となります。

生涯スポーツ事業の普及事業としてスポーツイベントやスポーツ教室を開催していますが、市民ニーズにあった内容の見直しや新規事業の展開が必要です。特に、高齢化社会や生活習慣病に対応した体力づくりや健康増進のためのスポーツの普及が重要です。また、生涯スポーツの環境づくりとして、市内小中学校の体育館や運動場を開放しています。

指導者としては、体育指導委員・スポーツ推進員を委嘱しています。また、市体育協会やスポーツ少年団の登録指導者の活用、ニュースポーツやレクリエーションスポーツの指導者の養成とあわせ指導体制の確立が必要です。

スポーツ団体では、市体育協会が種目別の大会や教室を開催し、市民へのスポーツ普及に重要な役割を果たしているほか、スポーツ少年団では、心身ともに健全な子どもたちの育成に貢献しています。今後も、これら団体の活動を支援していくとともに、市民が「いつでも・どこでも・いつまでも」スポーツに関われるよう総合型地域スポーツクラブの設立も必要です。

今後は、施設の充実・スポーツ団体や指導者の育成支援を継続しながら、気軽にスポーツが楽しめる機会を提供し、多様化する市民のスポーツニーズに応じていくことが重要です。

【関連データ】

◆体育施設一覧表

施設名	住所	付属施設
総合体育館	本城町 3-36-1	主競技場、柔剣道場、卓球場
柳原球場	柳原 791	野球場、テニスコート
千代川運動公園	鬼怒 257	野球場、多目的広場、ふれあいハウス
千代川体育館	唐崎 944	主競技場、柔剣道場、サブ競技場、テニスコート
千代川第2体育館	原 188	主競技場
小貝川ふれあい公園	堀籠 1120	ソフトボール場、サッカー場、パークゴルフ場
砂沼球場	半谷 724-1	野球場
ほっとランド・きぬ	中居指 1126	プール、サッカー場、グランドゴルフ場

◆体育協会加盟団体数及び会員数

団体数(団体)	会員数(人)
22	5,764

資料：スポーツ振興課

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

健康で活かに満ち、生涯にわたりスポーツが楽しめるまちづくりを推進します

### 社会体育施設の整備・改修及び有効活用

老朽化した施設の計画的な改修整備を図ります。また、市民のスポーツニーズに応えるような既存施設の有効活用を図るとともに、学校体育施設の開放を推進し、生涯スポーツ活動の場を提供します。

### 生涯スポーツの普及推進

スポーツ振興計画を策定し、市民の多様なスポーツニーズに対応したスポーツ環境を整備し、「いつでも・どこでも・いつまでも」スポーツに関われる生涯スポーツ社会の形成に努めます。

スポーツイベントや教室等の内容を検討し、体力や年齢に応じた生涯スポーツ機会の提供に努めます。特に健康維持や体力増進を目的とした高齢者スポーツの普及を推進します。

### 指導者の養成と指導体制の確立

スポーツ指導者の養成と資質向上を図るとともに、多様なスポーツニーズに対応できる指導体制を確立します。

### スポーツ団体の育成支援

体育協会やスポーツ少年団などスポーツ団体の組織の強化充実を図るとともに、生涯スポーツ社会形成の核となる総合型地域スポーツクラブの設立を支援します。

## ●市民が取り組むこと

日常的にスポーツに取り組み、自ら健康の保持増進に努め、スポーツを通じた交流を推進します。

事業者や団体は、スポーツ施設の設置や運営をとおして、市民の生涯スポーツの普及・振興を図ります。

## 成果指標

総合型スポーツクラブ設立数			
成果指標とした理由 地域における生涯スポーツ活動を推進するため			
現状値<平成18年度> 0クラブ	中間目標<平成24年度> 1クラブ	目標<平成29年度> 3クラブ	データ出所 スポーツ振興課
成人の週1回以上スポーツ実施率			
成果指標とした理由 成人の週1回以上のスポーツ実施率50%を達成するため			
現状値<平成19年度> -	中間目標<平成24年度> 30%	目標<平成29年度> 50%	データ出所 スポーツ振興課

3. 家庭や地域の人材の育成を図ります

生涯学習

1. 地域と社会で生涯にわたり学習・教育ができる機会を提供します



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

市民が、趣味や教養、文化活動など、様々な生涯学習の活動に主体的に取り組み、心豊かな生きがいのある生活を送っています。

●現況と課題

市では、市民一人ひとりのそれぞれのライフステージにあった多種多様な学習ニーズに対応できるような生涯学習社会の実現を目指して、生涯学習における環境整備を図っています。

また、市民の生涯学習の成果をまちづくりに還元するシステムをつくるなど、生涯学習活動のより一層の充実が求められています。

高齢社会の到来や急速な少子化の影響により、生涯学習が果たす役割はますます重要となり、市民の学習ニーズに応じた新たな施策を検討し、学習機会の提供に努めることが求められています。

公民館や市民センターでは、身近な学習機会の場として、多彩な講座や講習会などを開催し、その内容も年々多種多様化しています。講座修了者が自主的に活動を継続するサークルも増えるなど、各施設とも積極的に利用されていますが、老朽化が進み、計画的かつ効率的な改修を図っていくことが必要です。

今後は、市民の生涯学習に対する要望を把握しながら、教育内容や既存の学習施設の整備充実を図り、サークルの育成や支援、新たな人材の確保のため、ボランティア講師など指導者の育成に努めるとともに、生涯学習関連団体相互の連携が重要となります。

市では、家庭教育を教育施策の重点として取り上げ、子どもの教育や人格形成における家庭の果たす役割を見直し、時代を担う子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むために、家庭教育学級を開催しています。家庭や地域の教育力の向上が課題となっている中、新たに家庭教育のあり方を見直し、家庭教育に関する学習機会の充実に取り組むことが必要です。

【関連データ】

◆公民館講座（下妻・千代川・大宝公民館他 5 地区館）

単位：講座、人

区 分	健康志向	文芸志向	趣味志向	実用志向	高齢者学級	合 計	
平成 18 年度	講 座 数	11	3	25	13	8	60
	受講者数	275	70	504	483	192	1,524
平成 19 年度	講 座 数	7	2	12	15	8	44
	受講者数	146	53	285	376	201	1,061

資料：公民館

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

地域と社会で生涯にわたる学習・教育ができる機会を提供します

### 生涯学習活動の推進

市民が生き活きとした生活を送れるよう、多様な学習ニーズを捉え、市民一人ひとりのライフステージに応じた様々な学習や要望に応えられるよう、施設の連携を強化し、生涯学習推進体制の整備を図ります。

生涯学習の推進に向けて、市民一人ひとりの意識の向上を図ることや学習情報の積極的な提供を図ります。

### 社会教育の充実

公民館をはじめとした社会教育施設での講座等について、ライフステージに応じた社会教育事業や市民のニーズに対応した講座等の充実に努めます。また、市民が積極的に参画する体制を確立し、幅広い人々のコミュニケーションの場となるよう、施設の整備拡充や維持補修を図っていきます。

公民館等で開催される各種講座の指導者にふさわしい地域の人材を発掘し、ボランティアによる講師登録制度等を創設し、その専門知識・技術の有効活用を図ります。

社会教育団体に対しては、その自主性・主体性を尊重しながら、組織強化のための支援を行います。

家庭教育学級の充実など、家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。

## ●市民が取り組むこと

主体的に生涯学習に参加し、そこで習得した学習成果を地域活動に活かします。

民間の学習講座や教室を開催するなど、企業も地域貢献活動として、生涯学習関連事業の支援を行います。

## 成果指標

### ボランティアによる講師登録者数

成果指標とした理由 多種多様な知識や技術をもった講師が市民に多くの学習機会を提供することができる状態を示すため

現状値<平成 19 年度>	中間目標<平成 24 年度>	目標<平成 29 年度>	データ出所
0 人	25 人	50 人	公民館

3. 家庭や地域の人材の育成を図ります

青少年育成

2. 家庭や地域で子どもたちの育成を見守ります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

信頼の絆が育まれた地域では、悩みや不安を相談し、解決しあう環境が整っています。未来を担う青少年が、安心して自分の道を歩み、はつらつとした日々を過ごしています。

●現況と課題

青少年を取りまく環境は、近年複雑・多様化し、いじめや犯罪などの深刻な問題が発生してきています。その要因としては、家庭の教育力の低下、青少年を取りまく社会環境の変化、地域社会における育成機能の低下、人間関係の希薄化などの問題が指摘されています。

市では、青少年センターを核として、青少年相談員や青少年団体とが連携し、街頭巡回指導をはじめ環境の整備活動など青少年の健全育成に努めていますが、インターネットや携帯電話など情報技術の発達により新たな問題も起きています。

青少年の成長には、家庭や地域での豊かな人間関係や社会環境の中での様々な体験が大きな影響を与えます。そのため、家庭や地域、学校が連携しながら、豊かな想像力を持ち、自発的に行動できる活力ある青少年を育成していくことが強く求められています。

こうしたことに対し市では、幼稚園・小中学校での家庭教育学級の開催や青少年を育てる下妻市民の会、子ども会育成会、スポーツ少年団、高校生会などの青少年育成活動団体の支援を行っています。

今後はさらに、地域ぐるみで青少年を育むという視点に立ち、家庭、地域、学校、行政が連携を図りながら、青少年の健全育成に積極的に取り組んでいくことが重要です。

【関連データ】



青少年を育てる下妻市民の会による社会環境整備活動（違法看板・ビラの撤去）



青少年相談員による街頭巡回指導

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

家庭や地域で子どもたちの育成を見守ります

### 推進体制の充実

地域、家庭、学校、関係機関・団体などとの連携を強化し、地域ぐるみでの青少年健全育成推進体制の確立に努めます。

### 青少年育成事業

家庭や地域が果たす役割の重要性を再認識し、家庭・学校・地域が一体となって青少年の健全育成に努めるとともに、青少年が思いやりの心や豊かな人間性を育むことができるよう事業を推進します。

### 青少年団体の育成・支援

子ども会育成会、スポーツ少年団、高校生会などの青少年団体の育成・支援を推進します。

また、青少年を育てる下妻市民の会など、青少年の健全育成に取り組む団体を支援します。

## ●市民が取り組むこと

地域で力をあわせて、いじめや非行、犯罪などから青少年を守ります。

「青少年の健全育成に協力する店」※の登録に協力し、法令を遵守します。

## 成果指標

### 青少年の健全育成に協力する店の登録数

成果指標とした理由 「青少年の健全育成に協力する店」の数を増やすことで、犯罪から青少年を守ることにつながるため

現状値<平成19年度>	中間目標<平成24年度>	目標<平成29年度>	データ出所
101件	120件	130件	生涯学習課

※「青少年の健全育成に協力する店」：茨城県青少年のための環境整備条例を遵守するとともに、青少年にふさわしくない行動を発見した場合、直ちに注意するほか、警察など関係機関に連絡して非行防止に協力するという役割がある。



## 第4章

# 快適に働く場がととのった産業活力都市

### 達成後の姿

しもつまブランドがすっかり定着し、農業が人気を呼んでいます。

新たな業種が進出し、地元企業や商店街と連携することにより工業や商業にも活気がでてきました。

自然や歴史風土を活かした観光も産業分野の一角を占めるようになりました。

多様で個性的な産業活動が盛んになることにより、まちに活力がみなぎり、“快適に働く場がととのった産業活力都市”が形成されています。

### 1

産業を活性化させるとともに  
雇用の創出を図ります

1. 持続性のある営農環境をつくります／農業

2. 農地の確保と整備を図ります／農業基盤整備

3. 活気と魅力ある商業の再生を目指します／商業

4. 企業誘致を推進するとともに、柔軟で創造性のある工業の振興を目指します／工業、企業誘致

5. 地域の特性を活かした魅力ある観光資源を活用し、まちの目玉にします／観光

6. 既存の産業を育成しながら、地域の資源を活用した新しい産業を創造します／地域資源活用、産業創造

1. 産業を活性化させるとともに  
雇用の創出を図ります

農業

1. 持続性のある営農環境をつくります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

水稲・梨・野菜・養豚等の農畜産物を新鮮で安全に供給するとともに、納豆・ハム等の特産品の開発に取り組み「安全・安心」な営農環境となっています。

●現況と課題

市の農業は、肥沃な耕地と温暖な気候に恵まれ、水稲を主体として、果樹・野菜・畜産を組み合わせた複合型農業経営として発展してきました。

主に、北部地域は、茨城県青果物銘柄産地の指定を受けた「梨」、南西部は、スイカ、メロン、白菜、きゅうり等の野菜、南東部では、カントリーエレベーターを核とした水稲・麦・大豆の作付けが行われ、さらに豚・肉用牛・養鶏などの畜産経営により、首都圏を中心とした食料の供給基地となっています。

近年では、農畜産物の輸入自由化による価格低迷等や農業後継者の減少と農業従事者の高齢化により、農業産出額が減少傾向にある中で、市の基盤産業でもある農業生産の拡大及び向上を進めるためには、農産物のブランド化や品質向上を図るとともに、担い手農家に農地の集積を図ることやハウス等の施設整備、そして環境対策等が求められています。

水稲については、良質米の生産と低コスト化を図るとともに、ブロックローテーション\* 等による集団転作による生産調整を実施し、認定農業者や集落営農等の担い手に農地の集積化を図り、収益性の高い水田農業の確立が重要です。

一方、「安全・安心」な農産物の生産は、減農薬・有機栽培を推進し、特色のある農業が求められています。

農畜産物加工・流通・販売面では、地元農畜産物を利用した梨ジャム・ハム・ソーセージ等、農畜産物の高付加価値化を推進してきましたが、今後は、農産物直売所への出荷及び販売の促進や地産地消の推進などにより、中小農家への支援を積極的に進めることも必要です。

【関連データ】

◆農業概要

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
農家数(戸)	3,351	3,050	2,737
主業農家数(戸)	642	408	391
農業従事者数(人)	8,212	7,777	5,869

◆農業担い手概要

資料：農林業センサス

区 分	平成 8 年	平成 13 年	平成 18 年
認定農業者(経営体)	36	130	195

◆農業産出額

資料：農政課

区 分	平成 8 年	平成 13 年	平成 18 年
農業産出額(百万円)	12,070	10,520	9,520

資料：茨城県農林水産統計年鑑

\* ブロックローテーション：米の生産調整計画を農家単位でなく、集落・営農組織等で一定のまとまりをもった地域を設定し、転作作物を計画的に一定期間で交替していく田畑輪換の一形態。

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

持続性のある営農環境をつくります

### 経営の近代化

今後の農業を担う、意欲と能力のある担い手を中心となる農業構造を確立するため、土地利用型農業については、需要に応じた米を生産するとともに、消費者のニーズにあった良質米の生産を図ります。

また、麦・大豆については、団地化や担い手への農地の流動化を推進します。大型機械等の導入とあわせて、パイプハウス等の施設を整備し生産コストの低減、生産性の向上を図ります。

### 技術開発、担い手育成、後継者対策

生産基盤の基礎となる優良農地を保全し、新技術の導入など、農産物の供給と新規作物の導入による特産物の開発と供給に努めます。

また、農地の集積や経営改善などの支援施策を積極的に行い、認定農業者（後継者）への対策を強化します。

### 生産組織、集落営農の育成

国の農業構造改革に沿い、担い手農家や集落営農を積極的に支援するとともに、減農薬・有機栽培による「安全・安心」な特色のある農業の振興に努めます。

### 産地銘柄品の推進

銘柄品である梨については、多目的防災網の設置を増加させ自然災害に強い施設整備を図り、特産の豚については、高品質豚肉生産を推進するとともに、家畜伝染病予防ワクチン接種率を高め安定した養豚経営を、また、銘柄品のきゅうりをはじめとした野菜農家については、パイプハウスの設置率を高め天候に左右されない安定した農家経営の推進を図ります。

### 農産加工の育成

やすらぎの里しもつま等の加工施設を拠点として、農畜産物の生産、加工、産地直売、販売組織等体制の育成強化を図りながら、地産地消を推進し、食料の安全と安定供給を確保します。

## ●市民が取り組むこと

安全で安心なしもつま産の農産物を食べるとともに、農業とのふれあいの機会をもち、地産地消に努めます。

## 成果指標

### 担い手の農地利用集積

成果指標とした理由 担い手の農地集積化により、作業の効率化、収益性が高まったことを表すため

現状値<平成19年度> 499.4ha	中間目標<平成24年度> 658ha	目標<平成29年度> 1,316ha	データ出所 農政課
------------------------	-----------------------	-----------------------	--------------

### 加工グループの充実・確保

成果指標とした理由 特産物の開発に取り組み、農産物の高付加価値課化を図る体制が整ったことを表すため

現状値<平成19年度> 5団体	中間目標<平成24年度> 6~7団体	目標<平成29年度> 8団体	データ出所 農政課
--------------------	-----------------------	-------------------	--------------

1. 産業を活性化させるとともに  
雇用の創出を図ります

農業基盤整備

2. 農地の確保と整備を図ります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

農地の整備が行き届き、生産性の高い農地が保全されています。

●現況と課題

生産基盤の整備については、現在、県営ほ場整備事業を騰波ノ江、大宝、大宝沼地区で実施しています。平成 17 年度の水田の整備率は 76%と県平均と並び、今後は、整備の進捗に併せて上回る状況です。

しかし、未整備の地域では、農業従事者や借り手の不足による遊休農地が増加しています。

また、既整備地区においても、農業施設が更新の時期を迎える地区があり、施設の機能診断、補修工事等の対策が必要です。

さらに、畑地帯の整備率は県平均を下回っており、収益性の向上に支障をきたしています。

農道整備事業については、一部の地区で農道整備事業を実施していますが、市内には狭小で農作業車のすれ違いができない農道が多く、農業機械の大型化に対応できず、生産性の向上が図れない要因ともなっています。

この他、農業用排水路の整備やかんがい排水事業などを実施しています。基幹水利施設では更新時期を迎える施設等もあり、施設の長寿命化を図るとともに計画的な施設の整備更新が必要となります。

営農環境については、ほ場整備等、生産基盤の整備がされた地区で農地の集積、水田の汎用化が進み、おおむね良好ですが、農業従事者の高齢化や担い手の不足に伴い、農業施設の維持管理が充分にできない地区が増えてきています。高齢化や後継者不足に伴い自作地が減少する一方、ほ場整備等の未実施の農地は借り手がつきにくい状況にあり、利用率の低下が懸念されます。

【関連データ】

◆ほ場整備事業

平成 19 年 7 月現在

区分	関係地域名	事業期間	実施面積 (ha)
木田川地区	福田・下木戸・大木	平成 6 年度～平成 15 年度	52.0
騰波ノ江地区	若柳・久目・神明・下宮・宇坪谷・下田・貝越・数須・筑波島・大宝・北大宝・平川戸・横根	平成 8 年度～平成 20 年度	361.0
大宝地区	大宝・北大宝・大串・横根・平川戸・堀籠・坂井・田町	平成 14 年度～平成 21 年度	147.0
大宝沼地区	大宝・北大宝・福田・大串・平川戸・神明・若柳・大木	平成 18 年度～平成 26 年度	137.0

資料：農地整備課

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

農地の確保と整備を図ります

### 農村整備事業の推進

力強い農業の実現、活力ある住み良い農村づくりなどの「農村整備事業の推進にあたっての基本的な考え方」に基づき、事業の推進を図ります。

### 生産基盤の整備

現在進行中の3地区のほ場整備地区を積極的に推進するとともに、生産性の向上、農地集積の促進、水田の汎用化を図るため、未整備地区の事業化を検討します。

高品質な農産物を安定的に供給できる産地の育成を図るため、畑地基盤整備の推進を図ります。

### 農道整備事業

大型機械に対応できる農道の整備を図ります。

### 農業用排水路の整備

農業用水の安定的な供給体制の確立を図るため、「霞ヶ浦用水農業水利事業」を推進します。水田の汎用化を図るため、用排水路の整備事業を推進します。

### 農地保全

農村や農地の有する自然環境の保全、地下水の涵養、洪水の防止、景観の形成などの多面的機能や資源を農業者だけでなく、地域住民が一体となって保全管理するための活動を推進します。

農振法・農地法の適正な運用により優良農地を保全するとともに、他法令による調整と併せ、適正な土地利用を図ります。

### 用水障害事業施設管理

施設設備の維持管理に努めるとともに、使用料の収納率向上を図ります。

小貝川東部流域下水道の進捗に伴い、下水道事業に移行します。

## ●市民が取り組むこと

農業者間のみならず、他の産業や市民など、連携の幅を広げながら、農地が果たす多様な機能を認識し、営農を存続できる環境づくりを進め、農地の維持と存続に努めます。

## 成果指標

### ほ場整備率(水田)

成果指標とした理由 生産性の高い農地が確保されたことを示すため

現状値<平成19年度>	中間目標<平成24年度>	目標<平成29年度>	データ出所 農地整備課
76.3%	78%	80%	

1. 産業を活性化させるとともに  
雇用の創出を図ります

商業

3. 活気と魅力ある商業の再生を  
目指します



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

消費者ニーズを捉え、より豊かな生活を提供する商業・サービス業が集積し、多くの来店者が訪れています。高齢者へのきめ細かな対応など、商店街が地域とのつながりをより深めています。

●現況と課題

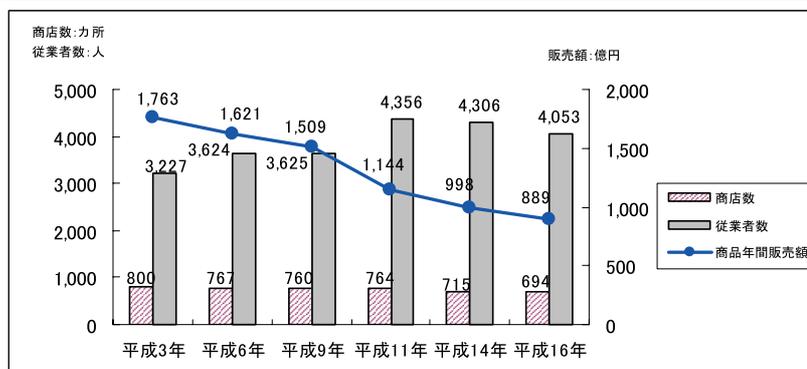
市の商業は、厳しい経済動向による買い控えの影響を強く受け、商店数、従業員数及び年間商品販売額について減少傾向にあります。現在、市内には 12 の商店街（会）が組織されており、商店街の多くは地元を中心に小規模経営で発展してきました。しかし、大規模駐車場を完備した郊外型大型商業施設やロードサイド型店舗、コンビニエンスストアなどに買物客が流出していることに加え、消費者ニーズの多様化やモータリゼーション<sup>\*</sup>の進展等、商業を取り巻く社会環境が大きく変化し、郊外の大型店には若年層から中年層が集客している反面、既存の商店街では、駐車場不足、経営近代化・合理化の遅れ、後継者不足や経営者の高齢化など厳しい状況の下、大型店やテレビ、インターネットなどによる通販の台頭も影響し集客力が低下しています。一方で、遠方へ買い物に出かけることの難しい高齢者・障害者・子どもなど交通弱者には、身近な商店が不可欠な存在と言えます。

そこで市はこれまでに、中心市街地活性化基本計画の策定や商店街顔づくり整備事業、歩行者ネットワーク事業、街路灯の整備などにより、歴史的・文化的環境を魅力とする既存商店街の活力づくりを支援してきましたが、今後はさらに、大規模商業施設の立地動向や多様化する消費者ニーズを踏まえながら、だれもが利用しやすい商業環境づくりや、福祉・観光と連携した地域に密着したサービスの提供など、地域に愛される商店街としての活性化に取り組んでいく必要があります。

また、幹線道路沿線においては、道路交通網の発達、モータリゼーションの進展などによる社会的な要因によって、郊外型商業施設は順調な発展を遂げてきましたが、コンビニエンスストアなどの新業態店舗、カタログ・インターネット販売などを背景とした消費活動の広域化が予想されることから、計画的な開発整備と多種多様な消費者ニーズに対応できる多角的な商業集積を図っていくことが今後の課題です。

【関連データ】

◆商店数、従業員数・年間商品販売額の推移



資料：商業統計調査

※ モータリゼーション (motorization)：自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化することをいう。日本語に言い換えると「車社会化」。高速道路網の拡張や一般道路網の整備とともに便利になる一方で、排気ガス公害や交通事故、交通渋滞といったマイナス面も招いている。

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

活気と魅力ある商業の再生を目指します

### 地域商業の育成、支援

まちづくりと一体となった商業基盤の整備を促進し、商店街の活性化を支援するとともに、中小事業者の組織体制を強化し、経営の近代化や経営基盤の強化充実に努めます。

また、商工会などの関係機関と連携し、事業者の育成と後継者の確保や地域商業の活性化に努めるとともに、指導体制の強化を図り、融資制度の充実に努めます。

さらに、中心市街地活性化基本計画の推進を図るとともに、地域資源の積極的な活用や食によるまちおこしを展開するなど、商業と観光の一体的な振興に努めます。

### 商店街の活性化

消費者の幅広いライフスタイルに応じた魅力ある商店街の形成に努め、中心市街地及び各商店街の活性化を図るとともに、多様化する消費者ニーズに対応した新たな商業の推進や新規事業者の支援を行います。

また、中心市街地の活性化を図るため、中心市街地にふさわしい魅力ある商業空間の形成に取り組み、市内商業の均衡ある発展を目指し、環境整備と商業の活性化に向けた一体的な推進を図ります。

さらに、大型店にはない個店の魅力付けに努め、住む人や訪れる人々にとって温かみのある商店街を形成するとともに、大型商業施設との機能分担を図りながら、様々な出会いとふれあいを育む環境づくりを基本に地域に密着したサービスを提供する特色ある交流の場として、各地区商店街の維持・活性化に努めます。

### 商業団体、共同事業

サービスの充実やまちの歴史・文化を活かしたイベント、共同事業の充実などにより商店街のイメージアップを図り、回遊性とともにより便利で親しみのある商店街の魅力づくりを促進します。あわせて、商業団体における創造的な商業活動に対する支援を進めます。

### 郊外型商業施設

商業機能や商圏の拡大を図るためには、商業振興とまちづくりの両面における、事業者と行政の一体的な取り組みが重要であるとともに、大型商業施設と地域の中心市街地が共存できるような施策を展開します。

## ●市民が取り組むこと

身近にあるよい店を再発見し、買い物をして、多くの人にその店の良さを伝えます。

事業者や団体は、自ら積極的に、消費者の嗜好を敏感に察知して、魅力ある店舗づくりに取り組みます。

## 成果指標

### 商店数

成果指標とした理由 減少する商店数に歯止めをかけることで、商店街が活性化していることを示すため

現状値<平成16年度> 694力所	中間目標<平成24年度> 700力所	目標<平成29年度> 710力所	データ出所 商工観光課
----------------------	-----------------------	---------------------	----------------

### 小売業年間販売額

成果指標とした理由 小売業の年間販売額を増加させることで、商店街が活性化していることを示すため

現状値<平成16年度> 889億円	中間目標<平成24年度> 950億円	目標<平成29年度> 1,100億円	データ出所 商工観光課
----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------

1. 産業を活性化させるとともに  
雇用の創出を図ります

工業、企業誘致

4. 企業誘致を推進するとともに、柔軟で  
創造性のある工業の振興を目指します



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

地域の工業の再編と経営革新が進み、優良企業の誘致により付加価値の高い工業となるなど、柔軟で創造性のある工業の振興が図られています。

●現況と課題

地域工業を取り巻く環境は、経済のグローバル化や諸外国における競争激化、情報化の進展などにより厳しい時代に突入しており、平成 17 年工業統計調査によれば、市内の従業員 4 人以上の製造業関連事業所数は 202 事業所、従業者数は 5,036 人、製造品出荷額等は 1,079 億円と、従業者数及び製造品の出荷額等については、年々減少しています。

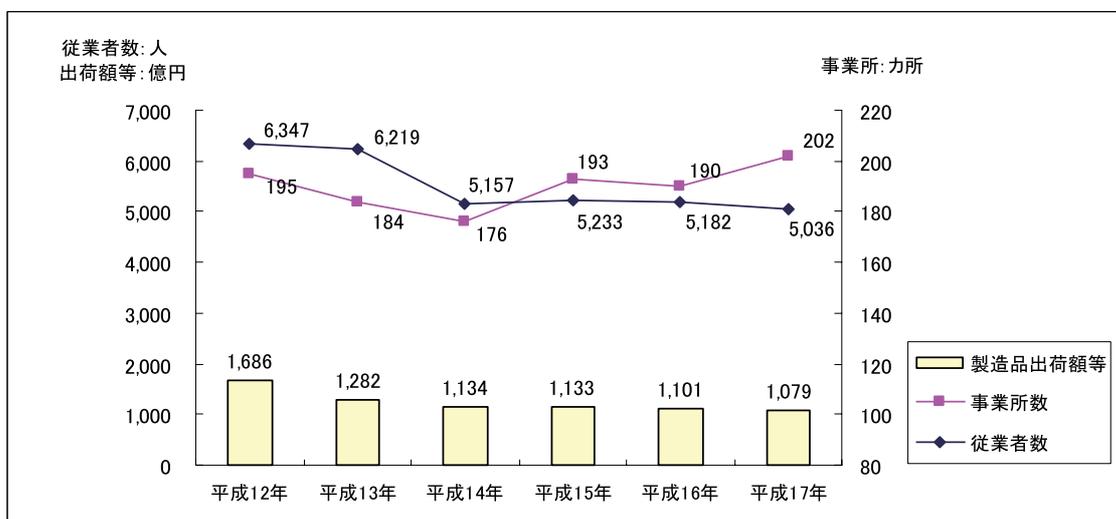
このような中、市では、制度金融による融資の斡旋保証などを行っており、今後も諸制度の活用による企業の景気回復に努めるとともに、経営の改善、人材育成、異業種間交流、新技術導入などによる新たな事業展開による競争力強化の促進を図ることが課題です。

また、現在市内には 6 工業団地があり、4 工業団地が分譲済み、2 工業団地が分譲中であり、分譲中の工業団地の企業誘致が課題となっており、新たな企業誘致対策が必要です。

なお、新たに工業団地事業が進められていますが、早期の完成が望まれます。

【関連データ】

◆製造業の事業所・従業者数・製造品出荷額の推移（従業員 4 人以上の事業所）



資料：工業統計調査

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

柔軟で創造性のある工業の振興を目指します  
企業誘致を推進するとともに、

### 地域工業の育成

高技術化・高度情報化社会の中で、情報機能を活用した多用な企業間交流や産・学・官の交流、工業の持続的な発展を図るため、関係機関等との連携のもと工業経営の安定化に向けた取り組みを進めるとともに、新たな事業分野への展開を促進します。また、市民生活と調和した工業の環境保全と振興を図ります。

さらに、工場全体の安全性や環境への支援を行い、工場の製造品出荷額等の増加を目指すとともに、自然環境と生活環境を守り続けることで、市民の生活の安定に努めます。

### 工業団地の造成と優良企業の誘致

企業ニーズに合わせた工業団地の造成を行う等、柔軟な施策による企業誘致を促進します。企業誘致を目的とした優遇制度については、現在の固定資産税の減免制度を改め、企業誘致条例を制定し優遇制度の拡充を図ります。

## ●市民が取り組むこと

地域の工場が生産する製品の購入に努めます。また、職住近接に対しても関心を高めます。

優良企業として、良質な製品の生産を行うとともに、地域に対する社会的な貢献にも関心を払います。

## 成果指標

### 製造品出荷額等

成果指標とした理由 製造品出荷額を増加させることで、地域工業が活性化していることを示すため

現状値<平成 17 年度> 1,079 億円	中間目標<平成 24 年度> 1,120 億円	目標<平成 29 年度> 1,200 億円	データ出所 商工観光課
---------------------------	----------------------------	--------------------------	----------------

### 工業団地への企業の立地面積

成果指標とした理由 工業団地へ企業が立地することで、工業が振興していることを示すため

現状値<平成 19 年度> 68.7ha	中間目標<平成 24 年度> 80ha	目標<平成 29 年度> 90ha	データ出所 企画課
-------------------------	------------------------	----------------------	--------------

1. 産業を活性化させるとともに  
雇用の創出を図ります

観光

5. 地域の特性を活かした魅力ある観光  
資源を活用し、まちの目玉にします



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

しもつまらしさを発揮する観光資源が各地にあり、新たな観光資源も  
発掘・活用され、にぎわいのあるまちになっています。

●現況と課題

市は、砂沼広域公園をはじめ、小貝川ふれあい公園、ピアスパークしもつま、大宝八幡宮及び宗任神社など、豊かな自然と地域に根ざした文化、歴史的観光施設を数多く有しています。

また、春の小貝川フラワーフェスティバルをはじめ、夏の下妻まつり、E ボート大会、大人神輿連合渡御、秋の砂沼フェスティバルなど多くのイベントが開催され、観光の活性化が図られています。しかし、観光資源のネットワーク化や、ストーリー性のある観光コースづくり、道路や駐車場の基盤整備、観光客の受け入れ体制など課題が生じています。

今後、つくばエクスプレスや常総線の快速化により、首都圏からの観光客が増加することが予想されることから、当市の観光資源を最大限に活かしながら、観光資源のネットワーク化を図り、教育旅行など、体験型・滞在型への展開を図り、観光産業の経済波及を市内全体へと広げていく必要があります。

また、まち全体でおもてなし意識の向上に努め、さらに、新たな資源の発掘・取り組みを積極的に推進していくことが必要です。

なお、近年、急速に需要が増加しているフィルムコミッション活動<sup>※1</sup>についても、推進を図っていく必要があります。

【関連データ】

◆行祭事・イベントの入込客数

単位：人

区 分	開催時期(期間)	平成17年度	平成18年度
桜まつり	平成 18.3.26～平成 18.4.9	40,000	40,000
多賀谷時代まつり	平成 18.4.9	3,000	3,000
へらまつり	平成 18.5.14	1,000	1,000
花とふれあいまつり	平成 18.5.21	7,000	8,000
小貝川フラワーフェスティバル	平成 18.5.14～平成 18.6.4	233,000	160,000
子供神輿連合渡御	平成 18.7.23	9,000	9,000
ふるさとまつり連合渡御	平成 18.7.29	4,000	5,000
千人おどり	平成 18.8.5	25,000	25,000
砂沼花火大会			
Eボート大会	平成 18.8.6	2,000	2,000
大人神輿連合渡御	平成 18.8.19	8,000	8,000
砂沼フェスティバル	平成18.10.21～平成18.10.22	48,000	20,000

◆施設の入込客数

単位：人

区 分	期間	平成18年度
ピアスパークしもつま	平成 18.4.1～平成 19.3.31	197,100
砂沼サンビーチ	〃	107,400
小貝川ふれあい公園	〃	451,800
筑波サーキット	〃	93,500

◆観光客動態調査の推移



資料：商工観光課

※1 フィルムコミッション (film commission) 活動：映画、テレビドラマ、CM などのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致する活動。

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

地域の特性を活かした魅力ある観光資源を活用し、まちの目玉にします

### 観光資源・施設、入り込み動向

豊かな自然や文化歴史的資源を活用した観光資源、施設について、今後も、これらの施設を核として、一層充実させるため、整備を図っていきます。

入り込み動向についても、今後も調査、注視し、その結果について分析、対応をしていきます。

### 観光サービス基盤

観光案内の拠点となる施設を将来整備する必要があります。

また、観光地図、案内表示、観光地への交通アクセス、情報の提供などについて、整備を図り利便性を向上させます。

### 観光業者、団体の育成

観光ボランティアガイドの育成充実に努め、観光客の受け入れ体制の向上を図ります。観光業者と連携を図り、積極的にPRを図っていきます。

### 振興企画・イベント

魅力ある多様な内容のイベントを開催し、観光客の来訪、消費を促進し、観光産業の活性化を図ります。観光地・観光施設のネットワーク化や、ストーリー性のある観光コースづくりなどを推進し、魅力ある観光資源の促進を図ります。

### 新たな観光の推進

市の特性である農業や自然を生かした「教育旅行<sup>※2</sup>」や「ホタルの里」の取り組み、食によるまちおこしの推進など、新たな観光プログラムの構築を図ります。

また、近年、急速に需要が伸びている「フィルムコミッション」事業に、県との連携に努めながら促進を図ります。

## ●市民が取り組むこと

市内にある観光資源について学び、新たに発掘し、広めます。来訪者に対し、出会いともてなしのところで接します。

## 成果指標

### 観光入り込み数

成果指標とした理由 行祭事、イベント、諸施設の入込み客数により観光の振興状況が把握できるため

現状値<平成 19 年度>	中間目標<平成 24 年度>	目標<平成 29 年度>	データ出所 下妻市観光客 動態調査報告
1,280,800 人	1,300,000 人	1,320,000 人	

※2 教育旅行：学校行事として位置づけられている旅行・集団宿泊的行事。修学旅行、遠足、移動教室、集団宿泊、野外活動など。

1. 産業を活性化させるとともに  
雇用の創出を図ります

地域資源活用、産業創造

6. 既存の産業を育成しながら、地域の  
資源を活用した新しい産業を創造します



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

新分野を開拓する地元の企業や、新しい産業分野への企業進出も進み、地元の雇用に貢献しています。また、産業分野をはじめ、様々な分野で、地域の資源が活かされています。

●現況と課題

市においては、水辺の自然資源や緑豊かな田園環境、各種イベントなど地域の誇れる豊かな資源を最大限に活用してきました。また、市特有の農畜産物を産業資源として、ブランド化を図ることや、加工した特産品を販売戦略として PR してきました。

しかし、長引く経済の低迷や地域間競争の激化、国際化・情報化の進展、さらには消費者の購買意識等の変化に伴い、既存産業の発展は全国的に停滞傾向であり、市においても例外ではありません。

今後は、市の立地条件を活かすとともに、既存の産業基盤や人材等を活用しながら、業種・業態に関わらず優れた技術力やアイデアをもとに将来成長する可能性が高い企業の立地を促進し、新規産業の創出と地域経済の活性化を図ることが課題となっています。

雇用問題においては、近年、製造業の海外移転、外国資本の進出の急速な進行、失業問題やフリーター<sup>\*1</sup>・ニート<sup>\*2</sup>の増加など、社会的に重要な問題となっており、若者に魅力のある企業の誘致推進や、高齢者や女性の社会進出にも対応した雇用環境の整備を図る必要があります。そのためには、勤労意欲のある市民が適切な就労の場を得られるよう支援していくとともに、事業者が求める人材を採用できるよう関係機関と連携を図る必要があります。

さらに、就職者を支援するため、職業訓練機関などとの連携により、職業能力の開発を推進するための情報収集や提供、再就職者等への各種講座やセミナーなど就職に関する啓発に努めていくことが必要です。また、今日の生活意識の変化や労働時間の短縮等による余暇時間の増加、余暇ニーズの多様化に伴い、継続して各種研修・講座など多方面の利用を促すとともに、県や関係機関との連携を強化し、労働者の生活安定と福利厚生制度の周知を図るなど、勤労者福祉の充実を図っていく必要があります。

【関連データ】

◆労働力状態

単位：人、各年 10 月 1 日現在

区分	性別	総数 (15 以上の人口)	労働力人口		非労働力人口
			就業者総数	完全失業者	
平成 2 年	計	34,183	22,901	22,475	426
	男	16,918	13,891	13,584	307
	女	17,265	9,010	8,891	119
平成 7 年	計	37,416	24,724	23,830	894
	男	18,763	15,298	14,696	602
	女	18,653	9,426	9,134	292
平成 12 年	計	38,982	25,645	24,615	1,030
	男	19,434	15,422	14,778	644
	女	19,548	10,223	9,837	386
平成 17 年	計	39,381	25,283	24,072	1,211
	男	19,515	15,078	14,276	802
	女	19,866	10,205	9,796	409

注) 総数には、労働力不詳を含む。

資料：国勢調査

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

既存の産業を育成しながら、地域の資源を活用した新しい産業を創造します

### 地域資源活用

豊かな地域資源を有効に活用し、交流人口の増に努めるとともに、農業の振興にも活かした施策を推進します。

今後は、さらに新たな資源を発掘し、大切に育成、保全し、活用していきます。

### 産業創造、雇用、勤労者対策

地域経済の活性化や雇用の拡大を図るため、関係機関等と連携し、新たな産業の創出育成を促進します。

また、起業を目指す人を対象に必要な基礎知識や経営のノウハウを学ぶためのセミナー開催などを実施し、支援を推進します。

さらに、勤労者が安定した生活を送ることができるよう雇用機会の確保と就業の安定、福利厚生の実施や勤労者福祉施設の利用促進を図るなど、健康でゆとりある労働環境づくりを促進し、若者の定住促進に資する安定した雇用の確保と、高齢者、女性、障害のある人などあらゆる勤労者対策の充実に努めるとともに、職業能力の開発等を推進するための施策を展開します。

## ●市民が取り組むこと

市内の生産品情報に敏感になり、消費者としての意見を積極的に提供し、安全で環境にやさしい市内生産品を購入します。

企業は、技術の継承・発展や新商品・新技術の開発、販路開拓などを積極的に進めるとともに、企業経営革新に取り組めます。

## 成果指標

### 労働力人口

成果指標とした理由 安定した雇用の確保に近づいている状態が判断できるため

現状値<平成 17 年度>	中間目標<平成 24 年度>	目標<平成 29 年度>	データ出所
25,283 人	26,500 人	27,000 人	商工観光課

※1 フリーター：正社員以外の就労形態（アルバイトやパートタイマーなど）で生計を立てている人。

※2 ニート（Not in Employment, Education or Training）：職に就いていず、学校機関に所属もしていず、そして就労に向けた具体的な動きをしていない若者。



## 第5章

# ともに力をあわせてすすむ自立協働都市

### 達成後の姿

市はさまざまな情報を公開し、市民が納得できる透明性が高い行政運営を進めています。

市民は、自らの権利を主張するとともに、市民としての義務を果たし、地域(コミュニティ)の中で主体的に活動を進めています。

市民と市が互いに信頼しあい、“ともに力をあわせてすすむ自立協働都市”がつけられています。

### 1

市民と市が互いに信頼しあい、それぞれの役割を果たしながらまちをつくります

1. 男女共同参画の推進を図ります／男女共同参画
2. 人権を守り、自立を目指します／人権、同和対策
3. 新しい時代にふさわしい行政機構をつくるために、行政改革を推進します／行政改革
4. 将来に向けたまちづくりの基礎を築くために、財政の健全化を目指します／財政
5. 市税等の公平な負担を求めます／税政
6. 成果を重視した行政運営のために、行政評価を導入します／行政評価
7. 自治体間の連携を図る広域行政を推進します／広域行政
8. まちの個性を活かしながら魅力を高め各地に発信します／地域 CI
9. 行政組織や機構を改善し、質の高いサービスを提供します／行政

1. 市と市民が互いに信頼しあい、それぞれの役割を果たしながらまちをつくります

男女共同参画

## 1. 男女共同参画の推進を図ります



### 施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

女性と男性がともに支えあいながら、仕事と家庭等を両立し、あらゆる分野で平等に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮しています。

### ●現況と課題

急速な少子高齢化の進行とともに、経済活動や労働環境が変化し、社会及び家庭生活においても、女性の社会進出が進むなど、男女のあり方や生活様式が大きく変容・多様化しています。しかし、職場、家庭、地域社会では、依然として「男が主、女は従」といった男女の固定的な役割分担意識や慣行等があり、また、ドメスティック・バイオレンス（DV）<sup>\*</sup>などの男女共にその人権を侵害するような事例も見られます。

このような現状を踏まえ、市では、平成 19 年 3 月「下妻市男女共同参画推進プラン」を策定しました。

依然として残る性別役割分担意識や男性優遇の社会構造を改善し、女性も男性も一人の人間として尊重され、個性を認め合える男女共同参画社会を形成するために、市民一人ひとりの理解と啓発が重要であり、そのために今後、推進プランの周知徹底を図り、住民、企業、学校、行政が一体となって男女共同参画社会を目指し、施策を進めていく必要があります。

女性の社会進出について市では、下妻市女性団体連絡会を軸とし、市主催の講演会をはじめ、国・県等の研修や講演会への市民参加を促し、男女共同意識の啓発に努めています。また、市政モニター制度や下妻市まちづくり女性スタッフ制度を活用し、女性の積極的な行政参画を推進しています。しかしながら、女性の社会参画、政策方針決定の場への参画には偏りがみられ、女性の社会進出を促すために、女性・男性双方の意識の改革や地域ぐるみでの子育て支援、環境づくりなどの、相談・支援体制の整備等を総合的に進めていく取り組みが必要です。

#### 【関連データ】

##### ◆下妻市における男女共同参画関連事業（平成 18 年度）

男女共同参画に関する講演会参加者	86 人
男女共同参画に関する広報紙掲載	7 回
各種審議会等への女性委員の登用	20% (89 / 446 人)
女性団体連絡会構成団体	13 団体

注) 各種審議会等への女性委員の登用については、平成 19 年 4 月 1 日現在 資料：企画課

※ ドメスティック・バイオレンス（domestic violence, DV）：夫や妻、親密な関係にあるパートナー、恋人からの暴力。

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

男女共同参画の推進を図ります

### 男女共同参画推進

国の男女共同参画基本計画及び茨城県の男女共同参画基本計画(新ハーモニープラン)との整合性を図り、下妻市の目指す男女共同参画社会に向けた基本理念「女(ひと)と男(ひと)とが手を取りあい、個性をかがやかせるまち下妻」を掲げ、「下妻市男女共同参画推進プラン」を策定し、計画期間を平成 19 年度～平成 23 年度の 5 年間としました。女性も男性も一人の人間として尊重され、個性を認めあえる社会の実現を目指し、互いの人権を尊重するための、意識の改革と相談支援体制の充実を図ります。

### 男女共同意識の啓発

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重できるよう、男女共同参画に関する理念や認識の普及、広報活動を重点的に実施します。

### 女性の社会参画の推進

男女共同参画の視点に立って、女性の自主的活動を支援し、また、幅広い視野を持つ女性リーダーの育成や女性のあらゆる分野への参画の拡充に努めます。

### 女性団体の支援

下妻市女性団体連絡会を基盤とし、各女性団体に、男女共同参画推進に関する国・県等の専門研究機関における研修や講演会への市民参加を促し、男女共同参画の醸成を図ります。

## ●市民が取り組むこと

男女がともに個性を認めあい理解して、家庭生活や地域の中で固定的な役割分担をなくし、お互いを尊重しあい活動します。

事業者や団体は、職場での固定的な役割分担意識や制度・慣行を見直し、それぞれの個性と能力を発揮できる男女平等の職場づくりを進めます。

## 成果指標

### 審議会等の女性の登用率

成果指標とした理由 審議会等の女性の登用率の向上を示すため

現状値<平成 19 年度>	中間目標<平成 24 年度>	目標<平成 29 年度>	データ出所 企画課
20%	25%	30%	

1. 市と市民が互いに信頼しあい、  
それぞれの役割を果たしながら  
まちをつくります

人権、同和対策

## 2. 人権を守り、自立を目指します



### 施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

市民や市内の事業者が人権に対しての知識や意識を高め、お互いの考えを尊重し、人権尊重の考え方が行きわたった社会が実現しています。

### ●現況と課題

人権は、一人ひとりが幸せに生きるための権利です。日本国憲法は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は、門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定めています。憲法を暮らしに活かし、人権尊重に関する理解と認識を高め、信頼・尊重し合える社会を築いていくことがまちづくりの基本となります。

私たちをとりまく社会には、同和問題をはじめとし、女性、子ども、高齢者、障害のある人、アイヌの人々、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害など様々な人権課題があります。

市では、これらの人権課題に対処するため、人権相談の開催をはじめ人権教室・各種研修会・講演会などあらゆる機会を通じて、差別のない社会づくりを推進してきました。

今後も、学校・家庭・地域や職場など様々な場面で、学校教育・社会教育・企業内教育を通じて、真に人権が尊重される社会を実現するため、関係機関と連携して人権教育・啓発に努めていきます。

### 【関連データ】

#### ◆人権尊重に係る事業

単位：回

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
人権相談(定期・特設)	14	15	13
人権教育研修会・講演会	4	4	3

資料：福祉事務所

## 目標実現のための主な取り組み

### ●市が取り組むこと

人権を守り、自立を目指します

#### 人権教育・啓発

学校教育や地域における社会教育・企業内教育など、あらゆる場面・活動を通じ、人権が尊重される明るい社会を実現するため、人権教室・各種研修会・講演会など人権教育・啓発を推進します。

#### 人権相談の充実

人権について、気軽に相談できる地域に根ざした人権相談所を開催します。定期人権相談・特設人権相談を開催します。

#### 国・県等との連携強化

人権を大切にするという共通の意識を高めるため、国・県などと連携を図り人権教育・啓発を総合的に推進します。

### ●市民が取り組むこと

市民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、生活の中で人権に配慮した態度や行動をとります。

事業者や団体は、人権の意義や重要性を身につけるため、従業員に対し研修会や講演会等への参加を促し、業務に反映させるよう努めます。

都市づくりの目標5 ともに力をあわせてすすむ自立協働都市を目指して

1. 市と市民が互いに信頼しあい、それぞれの役割を果たしながらまちをつくります

行政改革

### 3. 新しい時代にふさわしい行政機構をつくるために、行政改革を推進します



#### 施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

事務事業の見直しや職員定数の適正化に取り組むなど、行政改革を推進することにより、新しい時代にふさわしい組織・機構がつくられています。

#### ●現況と課題

地方分権社会の進展により、市においては行財政改革が重要視されており、自らの責任で社会の変化に対応し、高度化かつ多様化する住民ニーズに対して的確に対応し、市民との協働による住民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会の構築を図っていくことが求められています。

市では、平成 18 年 7 月に「第 3 次下妻市行財政改革大綱」、「第 3 次下妻市行財政改革大綱実施計画」、「下妻市行財政集中改革プラン」を策定し、「P D C A サイクル<sup>※1</sup>」に基づき行財政改革を実施しています。

集中改革プランでは、具体的な取り組みを集中的に実施するため、①事務・事業の再編整理、廃止・統合、②民間委託の推進、③定員管理及び給与の適正化、④経費削減等財政効果、⑤公営企業及び第三セクターの見直しについて、市民に分かりやすく公表しました。実施にあたっては、財政基盤の強固な自治体を確立するため、職員の意識の改革を図るとともに、市民の意見を反映した迅速かつ着実な行財政運営に取り組んでいくことが必要です。

今後も事務事業の見直しによる経費の削減、税源移譲に伴う国庫補助負担金や地方交付税の削減に対応した自主財源の確保、人員の適正化と資質の向上、民間委託の推進と市民サービスの向上、公営企業や第三セクターの経営の安定化そして市民との協働によるまちづくりの推進など、社会変化に的確に対応できる持続可能な行財政システムの構築を図ることが重要です。

#### 【関連データ】

##### ◆職員数の推移

単位：人、各年度 4 月 1 日現在

区分	職員数 (A)	対前年増減	目標数値 (B)	比較 (A)-(B)	備考
平成 11 年度	378	—	—	—	
平成 12 年度	375	△ 3	—	—	↑ 旧下妻市定員適正化計画(期間平成 12~平成 16)
平成 13 年度	378	3	—	—	
平成 14 年度	383	5	386	△ 3	↑ 旧千代川村定員適正化計画(期間平成 14~平成 18)
平成 15 年度	383	0	385	△ 2	
平成 16 年度	380	△ 3	385	△ 5	
平成 17 年度	375	△ 5	375	0	↑ 下妻市定員適正化計画 (前期平成 17~22.4.1)
平成 18 年度	364	△ 11	364	0	
平成 19 年度	351	△ 13	359	△ 8	

注) 目標数値 (B) は、平成 16 年度以前について、旧下妻市及び旧千代川村の定員適正化計画目標値を適宜、合算している。

資料：人事課

※1 P D C A サイクル (PDCA cycle, plan-do-check-act cycle) : Plan (計画) Do (実施・実行) Check (点検・評価) Act (処置・改善)、を螺旋を描くように一周ごとにサイクルを向上させて、継続的な業務改善をしていくこと。

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

新しい時代にふさわしい行政機構をつくるために、行政改革を推進します

### 事務事業の見直し

第3次行財政改革大綱に基づき、事務事業の見直しを行い、効率的かつ効果的な行財政運営を図り、市民サービスの向上、市民と協働のまちづくりを実現します。

### 民間委託の推進、民間活力の導入

行政運営の効率化と市民サービスの向上を図るため、業務内容を精査し、民間に委託することが適当な事務については、行政責任の確保、市民サービスの維持向上等に留意し、指定管理者制度の導入などアウトソーシング<sup>※2</sup>による民間委託の推進や、PFI<sup>※3</sup>手法導入の検討など民間活力の活用を推進します。

### 人員の適正化

平成18年度に策定した定員適正化計画に基づき適正な職員数の確保を図ります。

### 行財政基盤の強化

財政健全化計画を策定し、計画に基づき、健全な財政運営を推進します。事業の効果を重視した予算編成を行い、財源の効果的な活用を図ります。

### 公営企業、第三セクターの健全化

公営企業については、引き続き事業の充実に努めるとともに、中期経営計画を策定し、経営の健全化に努め、水道事業全体の行財政改革を推進していきます。

第三セクターの運営にあたっては、経営状況を分析し、市が出資している趣旨等を十分考慮のうえ、健全経営に努めます。

## ●市民が取り組むこと

市政に対する理解を深め、行政改革に協力します。

## 成果指標

### 職員数

成果指標とした理由 人員適正化計画に定めた職員数目標数値が人員の適正化の指標となるため

現状値<平成19年度>	中間目標<平成24年度>	目標<平成29年度>	データ出所
351人	343人	334人	下妻市定員適正化計画

※2 アウトソーシング (outsourcing) : 外注、外製ともいい、企業や行政の業務のうち専門的なものについて、それをより得意とする外部の企業等に委託すること。

※3 PFI(Private Finance Initiative) : 公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供を委ねる手法。

1. 市と市民が互いに信頼しあい、それぞれの役割を果たしながらまちをつくります

財政

## 4. 将来に向けたまちづくりの基礎を築くために、財政の健全化を目指します



### 施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

財政健全化の取り組みにより、財政状況が改善され、より効率的で効果的な財政運営が行われるようになっていきます。

### ●現況と課題

当市の財政基盤は、平成 6 年度をピークに年々体質が弱まり、平成 18 年度決算における財政力指数<sup>※1</sup>は、0.589 と県内でも下位に位置しています。また、平成 18 年度の経常収支比率<sup>※2</sup>は 96.6%となっており、財政の硬直化が著しく、実質公債費比率<sup>※3</sup>も 19.5%と高く、起債に許可の必要な団体となり、今後の事業財源の確保が懸念される一方、財政調整基金は、財源不足による取り崩しのため、平成 18 年度末現在で約 4 億 8 千万円と枯渇状態に近くなっています。一部事務組合に対する負担金の増加、普通交付税の大幅な減額と地方への景気回復の波及の遅れによる税収の伸び悩みに伴う一般財源の減少が主な要因です。

また、経費節減については、新規採用職員の抑制や勤勉手当の一律削減、特殊勤務手当をはじめとする各種手当等の見直しなど、人件費の削減に取り組んでいます。物件費では、臨時雇人の抑制、電気料・消耗品等各種需用費の圧縮に努める一方で、小中学校体育館の夜間利用者から電気料の負担もお願いしています。今後も引き続き、全庁挙げての徹底した経費削減に努める一方で、それだけでは、財源の不足額に対応できないほど市の財政状況は逼迫しているため、徹底した経費削減とあわせて、市民の理解のもと、受益者負担の原則を推進する必要があります。

平成 16 年度より財務会計が電算化され、市の財務に関する事務が大幅に簡素化されましたが、極めて厳しい財政状況の折から、一層慎重で適格な財務処理が必要になっています。

土地については、市で所有している遊休地のうち、貸付などをしていない土地は原野・雑種地が多く、活用が困難なものがほとんどです。また、各種建物については、今後老朽化が進み、維持補修費に経費がかさんでいくことが懸念されます。

### 【関連データ】

#### ◆財政状況（普通会計）

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
歳入総額(千円)	15,070,073	15,402,711	15,374,142	15,263,830	14,816,258
歳出総額(千円)	14,594,153	14,715,830	14,601,360	14,526,189	14,228,616
財政力指数	0.521	0.524	0.538	0.554	0.589
経常収支比率(%)	92.9	94.6	97.4	99.7	96.6
実質公債費比率(%)	—	—	—	19.3	19.5

資料：財政課

※ 1 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指標で、この数値が低いほど財源に余裕がないとされる。

※ 2 経常収支比率：地方公共団体の財政構造を示す指標で、この数値が高いほど財政の弾力性がなく、硬直化が進んでいることになる。

※ 3 実質公債費比率：地方公共団体における公債費の財政への負担の度合いを表す指標で、この数値が 18%を超えると、起債する場合、公債費負担適正化計画を策定し、知事の許可が必要となる。

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

将来に向けたまちづくりの基礎を築くために、  
 財政の健全化を目指します

### 健全な財政運営と基金の確保

財政健全化計画を策定し、計画に基づき、健全な財政運営を推進します。事業の効率を重視した予算編成を行い、財源の効果的な活用を図ります。  
 また、財政調整基金については、緊急の事態に備えるため、基金の確保に努めます。

### 経費節減、受益者負担の推進

事務の簡素化をはじめ、職員数の削減、施設の統廃合、指定管理者制度等民間活力の導入を推進し、人件費、物件費、維持補修費等の経常的な経費の抑制を図ります。  
 一方で、受益者負担の原則に基づいた料金体系の見直しを図ります。

### 財務、財産管理の適正化

各規則に基づいた、適正な予算の執行と財産の管理を図るとともに、未利用財産を積極的に処分していきます。

## ●市民が取り組むこと

市における税金の使途に関心を持ち、納税等の責務を果たすとともに、財政の健全化に協力します。

## 成果指標

### 経常収支比率

成果指標とした理由 経常収支比率を低くして財政構造の弾力性を確保することで、地方自治体の財政健全度を示すため

現状値<平成 18 年度> 96.6%	中間目標<平成 24 年度> 95%以内	目標<平成 29 年度> 90%以内	データ出所 財政課
------------------------	-------------------------	-----------------------	--------------

### 実質公債費比率

成果指標とした理由 公債費の財政への負担の割合を減らすことで、地方自治体の財政健全度を示すため

現状値<平成 18 年度> 19.5%	中間目標<平成 24 年度> 18%以内	目標<平成 29 年度> 18%以内	データ出所 財政課
------------------------	-------------------------	-----------------------	--------------

1. 市と市民が互いに信頼しあい、それぞれの役割を果たしながらまちをつくります

税政

## 5. 市税等の公平な負担を求めます



### 施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

公平で的確な課税が行われ、市民の信頼と協力により期限内に納税され円滑な税務行政の運営が行われています。

### ●現況と課題

市財源の核となる市税等の収入は、景気回復の遅れや急速な高齢化等により、厳しい状況にあります。さらに、国が推進する「三位一体の改革」による税源移譲により、市税収入の占める割合は高くなり市財政にとって税収の確保はますます重要になっています。

こうした状況から、公平で的確な課税をこれまで以上に推進し、市民から納税についての理解及び公平な負担についての信頼を得ることが大きな課題となっています。

公平で的確な課税を行うためには、広報等による市税についての正しい理解と適正な申告等の協力が欠かせません。また、各種市税の的確な課税客体の捕捉・調査が必要です。

以前は、納税貯蓄組合を通じての納税が大部分を占めていましたが、組合に対する完納報奨金等の廃止や組合員のプライバシー保護の意識等から大幅に減少しています。また、生活様式の多様化や経済活動の変化から納税方法の多様化が求められ、平日、日中の限られた時間内に納税することが困難な納税者に対して納付機会を確保することにより納税の利便性を図り、期限内納税を推進していかなければなりません。

また、滞納者に対しては、完納している方々との公平性を確保するために、財産差押等の滞納処分や茨城租税債権管理機構の活用を図り、滞納整理を強力に推し進める必要があります。一方、生活困窮等の理由により納税できない方に対しては、納税猶予等の措置を講じていきます。

### 【関連データ】

#### ◆市税収入及び徴収率

区 分	現年度分			滞納繰越分			合計		
	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)
平成16年度	4,700,062	4,565,803	97.1	603,106	112,283	18.6	5,303,168	4,678,086	88.2
平成17年度	4,841,094	4,705,418	97.2	502,205	88,788	17.7	5,343,299	4,794,206	89.7
平成18年度	4,933,834	4,805,352	97.4	515,512	109,557	21.3	5,449,346	4,914,909	90.2

資料：収納課

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

市税等の公平な負担を求めます

### 円滑な税務行政運営

「公平で的確な課税」を基本とした税務行政の円滑な運営を行い、市民や事業所に対し、市税に対する周知を図ります。

さらに、将来の納税者となる小・中学校の児童生徒を対象に租税教育を推進します。

### 賦課、徴収、納税対策

課税客体を的確に把握し、適正課税に努めます。

また、納税意識の向上のため、納付機会の拡大や広報等により期限内納税の推進を図ります。

さらに、個人市民税については、給与支払者による特別徴収を推進します。

### 滞納対策

滞納者の調査や未接触を無くすことにより滞納整理を強化し、自主納税の見込がない滞納者に対しては、財産調査を行い差押等により強制徴収を実施します。

また、行政サービスの制限についても検討していきます。

### 納付機会の拡大、充実

コンビニ収納の導入を図り、納付機会を拡大し、納税の利便性を図るとともに、納税の口座振替を推進します。

また、クレジット収納についても検討していきます。

## ●市民が取り組むこと

税に対する理解を深め、適正な申告と期限内納税に努めます。

事業者や団体は、市民税の特別徴収や給与支払報告書の提出などの責務を果たし、さらに税務調査等に協力します。

## 成果指標

### 市税徴収率

現状値＜平成19年度＞  
90%

中間目標＜平成24年度＞  
92%

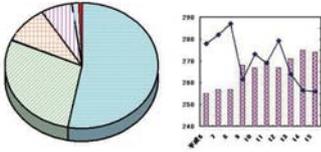
目標＜平成29年度＞  
93%

データ出所  
収納課

1. 市と市民が互いに信頼しあい、それぞれの役割を果たしながらまちをつくります

行政評価

## 6. 成果を重視した行政運営のために、行政評価を導入します



### 施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

適正な行政評価が実施され、市民満足度の高い成果重視の市政が実現しています。

### ●現況と課題

近年の厳しい財政状況、少子高齢化社会、地方分権の進展、まちづくりを担う様々な主体の登場など、行政を取り巻く大きな環境変化の中で、行政はそれらに的確に対応するため自ら事務事業の評価をすることが求められています。

また、総合計画に基づくまちづくりを確実に、効果的に進めるためには、行政評価の推進が求められており、そのためには行政活動の情報を市民と行政が共有することが必要です。

さらに、職員相互及び市民と市のコミュニケーションを活性化して、行政の透明性、信頼性の向上を図り協働のまちづくりを進めることが大切です。

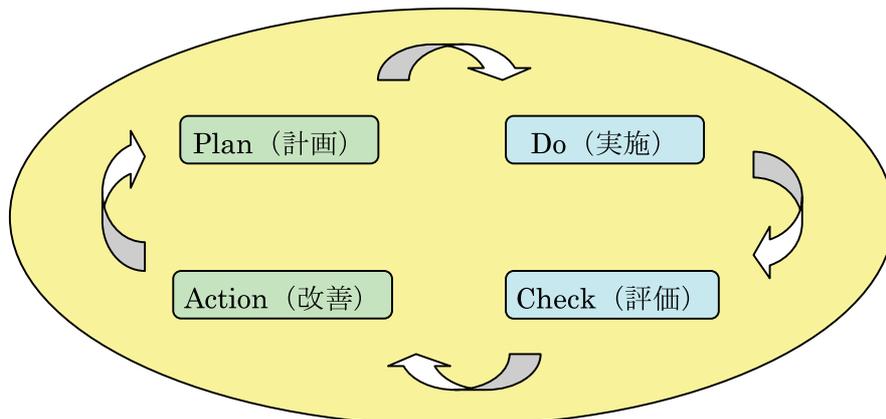
行政評価を推進するためには、目標管理や様々な事務事業について、事務事業の評価や行政評価を行い、効率的・効果的な自治体運営の構築を図る必要があります。行政評価による事務事業の見直しを行うためには、評価システムの確立が必要です。

行政評価システムの確立にあたっては、職員一人ひとりが市民の視点で、政策体系の中で果たすべき役割を認識し、目的意識を持つと同時に、これからの行政運営に求められる政策形成能力等を自らが高め、実践していくことが必要です。

### 【関連データ】

#### ◆行政評価システムの流れ

市の各事業について、市民に分かりやすい評価指標や客観的・具体的な達成目標を設定し、①目標達成の成果、②実施の必要性、③市民との協働、④事業の効率性の4つの視点から評価を行い、その結果を事業の改善につなげ、より効果的・効率的な行政運営を目指します。



# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

成果を重視した行政運営のために、行政評価を導入します

### 行政評価システムの確立

市の各事業について、市民に分かりやすい評価指標や客観的・具体的な達成目標を設定し、目標に成果、必要性、市民との協働性、事業の効率性の視点から評価を行い、その結果を事業の改善につなげ、より効率的かつ効果的な行政運営を目指すため、行政評価システムの確立を目指します。

### 行政評価の推進

各事業の有効性や目的達成のためには、行政活動の客観的かつ具体的な測定や評価を行うことが重要であり、そのための有効な手段として行政評価を導入し、効率的かつ効果的な施策を展開します。

## ●市民が取り組むこと

市政に関心をもち、第三者として行政評価を行うなど、適正な行政評価の推進に協力します。

民間の企業経営のノウハウを市政に提供するなど、適正な行政評価の推進に協力します。

1. 市と市民が互いに信頼しあい、それぞれの役割を果たしながらまちをつくります

広域行政

## 7. 自治体間の連携を図る広域行政を推進します



### 施策の目標（市民とともに目指す平成29年の姿）

広域における連携が進み、効率的で効果的な住民サービスが実現しています。広域行政における組織・機構や事業運営なども改善が進んでいます。

### ●現況と課題

経済の発展と広域交通網の発達や市民の価値観の多様化、経済のグローバル化などに伴い、経済の活動圏や住民の生活圏は、市町村の行政区域を越えて広域化し、広域的な行政サービスへの要望も多種多様になっています。

このような中、それぞれの自治体だけでは対応しきれない行政サービスについては、広域的な対応をすることにより経費の節減等効率的な行政運営が図られます。

現在市においては、茨城西南地方広域市町村圏事務組合、下妻地方広域事務組合、常総・下妻学校給食組合などに加入し、共同で処理できるものは、一部事務組合の業務として実施しています。

それぞれの自治体間の合併後、一部事務組合における構成市町の枠組みが変わり、それに伴う運営費の負担等一般会計に占める割合が増大するなど様々な課題が生じています。

#### 【関連データ】

##### ◆一部事務組合の状況

一部事務組合の名称	事業内容	構成市町
茨城西南地方広域市町村圏事務組合	常備消防、救急業務、病院群輪番制、小児救急医療輪番制、養護老人施設（利根老人ホーム）、広域老人福祉センター（砂沼荘）、広域運動公園	下妻市・古河市・坂東市・常総市・八千代町・境町・五霞町
下妻地方広域事務組合	ごみ処理、葬斎場、し尿処理、最終処分場、環境整備	下妻市・常総市・筑西市・八千代町
常総・下妻学校給食組合	学校給食	下妻市・常総市

資料：企画課

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

自治体間の連携を図る広域行政を推進します

### 広域行政の運営

地方分権に伴い、自立性の高い行政運営が求められていることから、周辺自治体や圏域外との連携は重要であり、広域的な行政運営について積極的に推進します。

広域的な行政課題に対応するため、引き続き国や県及び関係自治体との連携の緊密化や研修会など様々な交流を行うとともに、公共施設の広域的相互利用や広域行政の共同研究を推進します。

### 一部事務組合の効率化

構成市町の枠組みの変更に伴う運営費の見直しを図るとともに、それぞれの市町との連携を強化し、共同で処理できる業務は、一部事務組合において、効率的かつ効果的な運営を促進します。

## ●市民が取り組むこと

広域行政に関心を持ち、サービスのあり方を注視します。市民レベルでも周辺の市町との交流に努め、活性化を推進します。

民間企業の視点から、広域行政の効率化について提案し、支援します。

1. 市と市民が互いに信頼しあい、  
それぞれの役割を果たしながら  
まちをつくります

地域C I

## 8. まちの個性を活かしながら魅力 を高め各地に発信します



### 施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

しもつまの個性と魅力を高め、全国各地に個性ある市のイメージを発信して  
います。

#### ●現況と課題

総合計画策定にあたって実施した市民及び小中高校生の意識調査では「豊かな自然」、「やさしさ」、「活力」を市のイメージとして感じています。こうしたことから、総合計画では、市の将来像を「輝く自然・あふれるやさしさ・活力みなぎるまちしもつま」として定めていますが、この将来像の目標に向かって市と市民が主体的に行動し、実体化していくことが重要といえます。下妻市に住む誇りと喜びを共感していくため、まちの個性と魅力を高め各地に発信していく取り組みが大切です。

これまで、市では、昭和 29 年 7 月に制定された市章のほか、市の木「松」、市の花「菊」をシンボルとしてきました。

また、ホームページ等では、国蝶のオオムラサキをモデルとした「シモンちゃん※」が市内外の方に親しまれてきました。「しもつま」の魅力を発信していくためには、こうしたシンボル、キャラクターの有効活用が必要です。

#### 【関連データ】

◆市の木（マツ）、市の花（キク）、シモンちゃん



※ シモンちゃん：市のHPで、案内役をしているキャラクター。

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

まちの個性を活かしながら魅力を高め各地に発信します

### 個性と魅力ある市のイメージの形成

市民の郷土を愛する意識の向上を図るとともに、美しい自然や地域固有の歴史・文化、人材等の対外的なアピールをすることで、個性と魅力ある市のイメージの形成を図ります。

### シンボル、キャラクターの有効活用

ホームページキャラクターの「シモンちゃん」などの有効活用を図ります。

### 市の知名度アップ

市民の様々な分野での成果を全国に情報発信し、市の知名度アップを図ります。

## ●市民が取り組むこと

我がまちに誇りと愛着をもち、様々な人に市民レベルで“魅力あるしもつま”を伝えます。

事業者や団体は、しもつまの物産や特産を創造し、各地に広めます。

1. 市と市民が互いに信頼しあい、それぞれの役割を果たしながらまちをつくります

行政

## 9. 行政組織や機構を改善し、質の高いサービスを提供します



### 施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

公共施設を有効に活用し、行政の組織、機構の改善や、人事管理、職員研修、能力アップ等により、市民に対し、質の高いサービスが提供されています。

### ●現況と課題

多様化する市民ニーズに的確に対応した市民サービスを提供していくためには、市民が求める公共サービスのあり方を改めて検討するとともに、市民と行政が相互理解のもと、より一層の市民満足が得られるような取り組みが必要です。

市ではこれまで、情報化の進展に合わせ戸籍システムの導入をはじめ、市村合併に伴う機構改革など、利用者の立場に立った利用しやすい窓口行政の推進に取り組んできました。市民ニーズに応じた分かりやすい窓口サービスを提供していくため、各課との連携・連絡体制のさらなる整備に努めていく必要があります。

市のさまざまな公共施設については、市民にとってより身近で使いやすい施設として利便性を高めるなど、有効に活用していくための取り組みが必要です。行政サービスの拠点として大きな役割を担う庁舎は、建設後約 30～40 年が経過しており、市民サービスの維持と総合的な施設機能確保の視点から、新庁舎建設が今後の課題となっています。

また、市民サービス提供の担い手である職員については、その能力や勤務成績が、より客観的で公平に評価され、意欲向上につながる人事評価となるよう総合的な人事管理システムの整備が必要です。

総合計画は、まちづくりの基本的な考え方や施策を明らかにしたものであり、市の将来像を実現するためには、市民と行政の連携・協働が不可欠です。

また、計画の進捗状況に合せ、各方面から協力や意見を求め、これを施策や事業に反映するなど、計画の実効性を高めるための運用管理が必要です。

行政文書の管理は、情報を共有化しその活用を図るうえで大変重要です。市では、平成 12 年度からファイリングシステムを導入し、文書の適正管理に取り組んでいますが、増加する電子文書への対応などが今後の課題となっています。

### 【関連データ】

#### ◆住基カード発行件数

単位：件

区 分	発行件数	累計
平成 15 年度	55	55
平成 16 年度	36	91
平成 17 年度	78	169
平成 18 年度	69	238

資料：市民課、くらしの窓口課

# 目標実現のための主な取り組み

## ●市が取り組むこと

行政組織や機構を改善し、質の高いサービスを提供します

### 行政の組織機構の改善

市民の利便性や効率性に配慮した、組織機構の見直しを行います。

### 市庁舎及び公共施設の有効活用

現在ある庁舎をはじめ、市内にある様々な公共施設の有効活用を図ります。新庁舎建設については、多額の一般財源が必要であるため、庁舎建設基金の積み立てにより、資金の確保を図り、建設に向けた取り組みを行います。

### 人事管理、職員研修、能力アップ

人材育成基本方針を策定し、職員の能力向上のための自発的な取り組みを支援する制度や職員研修の充実、職員の意欲や能力を最大限に引き出す人事管理システムの構築など、人事管理、職員研修、能力アップのための体制整備を図ります。

### 総合計画の進行管理

総合計画に策定されるまちづくりの目標実現のため、政策の方向に適正な事業遂行が行われているか、また適正な財政運営のもとに事業遂行がなされているかを検証し、進行管理を徹底します。

### 適正かつ効率的な文書管理の推進

文書の管理については、引き続きファイリングシステムに基づく適正かつ効率的な管理を推進するとともに、「地方分権」に対応した意思決定の最適化を支援するため、情報の共有化、庁内 LAN 等を通じて情報を活用していく仕組みを構築します。

また、紙文書と電磁的記録を一元的に管理するため、総合文書管理システムの導入について検討します。

### だれもが好感をもてる窓口業務の提供

市民サービスの窓口では、分かりやすい窓口・受付化を図り、来庁者の負担軽減を図るとともに、円滑な受付・発行業務等を行い、待時間の短縮に努めます。

また、情報通信技術を活用したワンストップサービス化に取り組みます。

## ●市民が取り組むこと

市民の視点、民間企業の視点からサービスのあり方について、提案をします。



# 第4編 リーディングプロジェクト

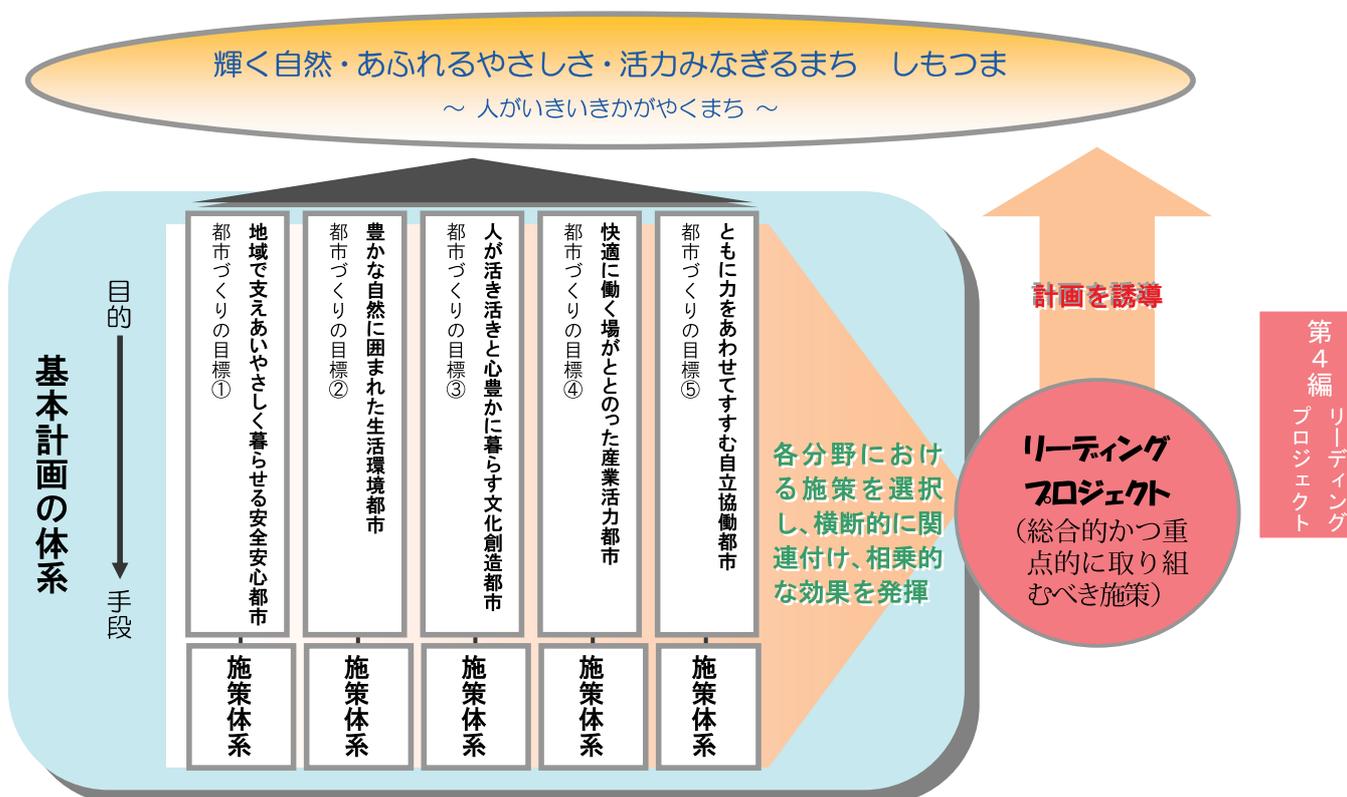
## ● リーディングプロジェクトとは

総合計画では、市が目指す将来像として「輝く自然・あふれるやさしさ・活力みなぎるまち しもつま ～人がいきいきかがやくまち～」を掲げています。

リーディングプロジェクトは、この将来像を早期に実現していくため、各分野における総合的かつ重点的に取り組む施策を選択し、横断的に関連付け、計画全体を誘導して相乗的な効果を発揮させることを目的としています。こうした役割を明確にするために、基本計画の体系とは別に「リーディングプロジェクト」を設定しました。また、このリーディングプロジェクトは、基本計画の前期5か年に実施すべき主要な施策・事業にも対応しています。

今後は、国や県などの制度を活用しながら、市民と市が協働して推進し、その効果的な実現を目指すものです。

### リーディングプロジェクトのイメージ





# リーディングプロジェクト-1

## 生き活きとかがやく 人づくりプロジェクト

### プロジェクトの目標

少子高齢社会の中で高まる保育サービスや高齢者ケアに対する需要の増大をはじめ、障害者の自立支援、女性の社会進出など複雑化する社会潮流に対応するための支援策に取り組みます。

また、次世代を担う子どもたちの健やかな成長と新時代をたくましく生きる人材の育成のために充実した教育環境・教育プログラムを整備します。

老若男女すべての人が豊かな生活を過ごすことができる“生き活きとかがやく人づくりプロジェクト”の実施により、市民がいつまでも下妻に住み続けたいと思うまちを目指します。

### プロジェクトの内容

#### 1 安心して子どもを産み、育てられる環境づくり

安心して子どもを産み、次の時代を担う人材に育成していくために、福祉・教育などの各種施策を組み合わせた子育て支援や教育の内容をさらに充実していきます。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>●小学校修了前までの児童手当の継続</li> <li>●妊産婦・4歳児未満の乳幼児等の医療費無料化事業の継続</li> <li>●小学校修了前児童の養育世帯が割引サービス等を受けることができるキッズカード事業の継続</li> <li>●学童クラブ、延長保育、緊急保育サービス、障害児保育事業の実施・充実</li> </ul> </li> <li>○幼児教育体制の充実</li> <li>○母親クラブを対象とした地域組織活動育成事業の実施</li> <li>○豊かな人間性をもつ子どもの育成への取り組み <ul style="list-style-type: none"> <li>●道徳教育の充実、体験活動を重視した事業の実施</li> </ul> </li> <li>○確かな学力の向上への取り組み <ul style="list-style-type: none"> <li>●習熟度別学習や少人数指導等の個々に応じた指導の充実</li> <li>●外国人英語指導助手派遣事業の充実</li> </ul> </li> <li>○東部中学校建設事業の推進</li> </ul>
--------	---

## 2 保健・医療・福祉が充実した人にやさしいまちづくり

すべての人が、健康で明るく元気に住み続けたいと思うようなまちづくりのために、やさしさやふれあいを大切にしながら、地域福祉社会づくりを進めるとともに、保健・医療・福祉の連携を密にした効率的・総合的なサービスが提供できる体制づくりに努めます。

<p>主な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活習慣病対策や健康づくり事業の推進</li> <li>○緊急医療体制の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>●夜間応急診療所の運営、休日在宅当番医委託事業の継続、茨城西南地方広域市町村圏事務組合による小児救急医療輪番制及び病院群輪番制の運営</li> </ul> </li> <li>○高齢者・障害者保健福祉事業の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域ケアシステム推進事業、寝たきり老人等介護用品助成事業、ひとりぐらし愛の定期便事業等の実施</li> <li>●高齢者福祉タクシー利用助成事業の継続</li> <li>●人工肛門等造設者のためのオストメイトトイレ設備の設置</li> </ul> </li> <li>○介護保険事業の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防に向けた地域包括支援センター事業の推進</li> <li>●老人ホーム施設等の整備に対する民間社会福祉施設への助成</li> </ul> </li> </ul>
---------------	---

## 3 いつでも、誰でも学べる生涯学習活動の環境づくり

市民一人ひとりが個性を磨き、自らのポテンシャルを高める機会をつくります。多様なライフステージに応じ、地域間や世代間の交流を促進する生涯学習活動を推進します。

<p>主な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様なニーズに対応するための施設の連携、情報の提供</li> <li>○ライフステージに応じた社会教育事業や市民ニーズに対応した講座等の充実</li> <li>○各種講座の指導者にふさわしい地域の人材発掘、ボランティアによる講師登録制度等の創設</li> <li>○家庭教育学級の充実</li> <li>○市民の芸術・文化活動の拠点となる市民文化会館の有効利用</li> <li>○生涯学習・情報発信の拠点となる市立図書館の有効利用</li> <li>○郷土の歴史を学ぶ場としてのふるさと博物館の有効利用</li> <li>○生涯スポーツの普及推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>●健康維持や体力増進を目的とした高齢者スポーツの普及推進</li> <li>●総合型地域スポーツクラブの設立支援</li> </ul> </li> </ul>
---------------	---

# リーディングプロジェクト-2

## 地球にやさしく 豊かな自然をまもるプロジェクト

### プロジェクトの目標

農地や平地林などの豊かな緑、鬼怒川・小貝川及び砂沼をはじめとする水辺などの自然環境を保全し、地球温暖化防止への対策に取り組みます。また、水と緑を活かした魅力空間の創出とネットワークの形成を図るとともに、市民との協働による花いっぱいの魅力あるまちづくりを推進します。

快適性・利便性と地球環境への配慮を両立した“地球にやさしく豊かな自然をまもるプロジェクト”の実施により、人と自然が共生するまちを目指します。

### プロジェクトの内容

#### 1 豊かな自然環境の保全と地球温暖化防止に向けた体制づくり

排水の浄化対策やごみの適正処理を進め、身近な環境の保全に努めます。また、鬼怒川・小貝川などの河川をはじめとする水辺や、河川沿いの緑地や平地林などの緑に恵まれた自然環境を大切に守り、地球の温暖化防止対策に取り組みます。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>○上下水道等の生活関連施設の整備・充実<ul style="list-style-type: none"><li>●水道水の安定供給及び給水区域ブロック化のための高道祖配水池の整備</li></ul></li><li>○生活排水対策による環境の保全<ul style="list-style-type: none"><li>●公共下水道への加入促進</li><li>●合併浄化槽の普及促進・適正管理の啓発</li></ul></li><li>○ごみの適正処理体制の充実、減量化・再資源化対策事業の推進</li><li>○環境意識の普及・啓発<ul style="list-style-type: none"><li>●鬼怒川、小貝川及び砂沼等の環境保全</li></ul></li><li>○地球温暖化防止対策の推進<ul style="list-style-type: none"><li>●市民・事業者・市の連携による温室効果ガスの削減に向けた取り組み</li></ul></li></ul>
--------	--

## 2 水と緑を活かした魅力空間の創出とネットワークづくり

豊かな水と緑を活かし、市民にとって安全で利用しやすい、個性豊かな公園などの魅力空間の創出と、これらを有機的に結ぶ水と緑のネットワークづくりを促進します。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>○公園の整備・維持管理<ul style="list-style-type: none"><li>●「やすらぎの里公園」の整備促進</li><li>●砂沼広域公園の再整備計画の実現に向けた要望活動の実施</li><li>●市内各地区ごとの児童遊園の整備・維持管理</li><li>●東部中央公園の整備の継続</li></ul></li><li>○河川の整備・保全<ul style="list-style-type: none"><li>●鬼怒川、小貝川の改修に向けた要望活動の実施</li><li>●内沼川、八間堀川の早期改修に向けた要望活動の実施</li><li>●尻手川、宇坪谷川の改修に向けた検討</li></ul></li><li>○水辺と回遊の歩行者ネットワークの整備<ul style="list-style-type: none"><li>●鬼怒川水辺の楽校、小貝川ふれあい公園、砂沼広域公園及びやすらぎの里しもつまの利活用の推進</li></ul></li></ul>
--------	---

## 3 市民との協働による花いっぱいの魅力あるまちづくり

花のまち下妻のPRに向けて、市民との協働による花いっぱいの魅力あるまちづくりを推進します。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>○小貝川フラワーフェスティバルや花とふれあいまつりなど、花に関わる魅力あるイベントの開催</li><li>○国・県道緑地帯の花いっぱい運動の継続</li><li>○自主的な花壇整備を推進するための地元自治区・団体等のボランティアグループの育成</li><li>○公園サポーター制度の活用による市民と協働して管理する公園を目指した支援体制の充実</li></ul>
--------	---

# リーディングプロジェクト-3

## 市民との協働による 自立したまちづくりプロジェクト

### プロジェクトの目標

水と緑に恵まれた自然を活かすとともに、市街地をコンパクトにまとめ、農地を保全した土地利用を推進します。既存の国・県道を活かしながら都市計画道路を整備し、生活道路と結び、交流と連携の軸となる交通ネットワークの拡充を図ります。

市が未来に向けて発展していくための基礎となる健全な財政運営を推進します。事務・業務のスリム化を図り、IT 化潮流を踏まえた電子自治体の構築を視野に入れた効率的な行政運営を推進します。

市民と市が互いに信頼し、共に力をあわせて、地域特性を活かした主体性のあるまちを確立する“市民との協働による自立したまちづくりプロジェクト”の実施により、豊かな自然と調和した土地利用と便利な交通体系をもち、健全な財政運営と効率的な行政組織が確立された機能的で現代的な自立したまちを目指します。

### プロジェクトの内容

#### 1 拠点や市街地などがネットワーク化された一体的都市づくり

様々な拠点や市街地・集落が均衡のあるかたちで配置され、安全で便利な交通ネットワークで一体的に結ばれた都市づくりを推進します。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>○都市計画マスタープランの策定</li><li>○地区整備の推進<ul style="list-style-type: none"><li>●中心市街地活性化の推進</li><li>●下妻東部第一土地区画整理事業の早期収束及び土地の利活用の促進</li><li>●まちづくり交付金を活用した宗道地区の道路整備事業、蚕飼地区の「やすらぎの里しもつま」整備事業の継続</li></ul></li><li>○国・県道の整備促進<ul style="list-style-type: none"><li>●国道 294 号の全線 4 車線化及び国道 125 号下妻八千代バイパスの整備に向けた要望活動の実施</li><li>●県道沼田下妻線の早期着工及び県道山王下妻線の事業推進区間の整備に向けた要望活動の実施</li><li>●「やすらぎの里しもつま」の入口となる主要地方道つくば古河線の交差点改</li></ul></li></ul>
--------	---

	<p>良に向けた要望活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市道の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>●市道 106 号線及び市道 207 号線の道路改良事業の継続</li> <li>●都市計画道路南原平川戸線の道路改良事業の実施</li> </ul> </li> <li>○新庁舎建設に向けた検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>●新庁舎建設基金の積み立て</li> </ul> </li> </ul>
--	---

## 2 災害や犯罪に強い安全・安心なまちづくり

災害の発生に備えた防災対策の推進、生活を支えるライフラインの確保、地域ぐるみの安全・安心なまちづくり活動の展開などにより、災害に強く、犯罪のない安心して暮らせるまちづくりを推進します。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域防災計画に基づいた重点的防災対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>●耐震改修促進計画の検討</li> </ul> </li> <li>○国民保護計画の適切な運用</li> <li>○防災意識の普及・啓発、自主防災組織の結成促進</li> <li>○被災時における復旧システムの充実・強化(上下水道施設の確保など)</li> <li>○地域の防犯意識の向上・啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>●青色防犯パトロールの継続、防犯ボランティアパトロールへの支援</li> <li>●新市全域における防犯灯管理台帳システムの統合</li> </ul> </li> <li>○交通安全計画に基づいた子ども・高齢者の事故防止及び飲酒運転の根絶を目指した事業の推進</li> </ul>
--------	--

## 3 行財政改革と協働のまちづくり

行政組織を主体的・自主的に改革するとともに、財政基盤を強化し、多種多様化する行政需要の的確な対応に努めます。また、透明性が高く開かれた市政を運営し、市民との協働のまちづくりを推進します。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下妻市行財政改革大綱・実施計画及び集中改革プラン、財政健全化計画等に基づいた行財政改革の推進</li> <li>○合併特例債を活用した各種事業の推進及び地域振興基金の積み立て</li> <li>○市民の意見を反映した協働による計画づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>●パブリックコメント制度の導入</li> </ul> </li> <li>○市民への情報発信機能としての広聴・広報の充実</li> <li>○男女共同参画社会の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくり女性スタッフ制度の活用</li> </ul> </li> <li>○徴収体制の充実等による徴収率の向上</li> </ul>
--------	---

# リーディングプロジェクト-4

## 魅力を発信する にぎわいと活力づくりプロジェクト

### プロジェクトの目標

農業・商業・工業の調和のとれた産業の振興を図ります。“下妻らしい魅力”を全国に発信し、まちのにぎわいと活力を向上させます。また、鬼怒川・小貝川及び砂沼などの恵まれた自然資源や「大宝八幡宮」、「宗任神社」などの歴史・文化資源を活かした観光ネットワークを形成します。

豊かな自然や歴史・文化に恵まれ、創造性と活力のある産業が発達したまちに住むことに誇りを持ち、“下妻の魅力”を全国に発信するにぎわいと活力づくりプロジェクト”の実施により、下妻の知名度が向上し、市民が安心して就業できる環境が整ったにぎわいと活力のあるまちを目指します。

### プロジェクトの内容

#### 1 “下妻らしい魅力”の全国発信によるまちのブランドづくり

様々な分野で下妻らしさを発掘し、公共施設での情報発信機能の充実や、インターネットの活用により、“下妻らしい魅力”を全国に発信し、まちのブランドづくりを推進していきます。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>○個性と魅力ある市のイメージの形成</li><li>○シンボル、キャラクターの有効活用</li><li>○特産品のPR促進事業</li><li>○地産地消及び食育の推進</li><li>○フィルムコミッション活動などによる各種メディアを活用した情報発信</li><li>○市ホームページの充実及び有効活用</li></ul>
--------	--

## 2 明日を担う人材の支援体制づくり

農業、商業及び工業経営の改善・安定化を志向する人、新技術の開発・起業化を志向する人など、様々な分野で明日を担う人材を支援します。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>○農業担い手の育成及び支援</li><li>○中小事業者の組織体制の強化</li><li>○多様化する消費者ニーズに対応した新たな商業の推進や新規事業者への支援</li><li>○雇用の拡大と企業の操業安定化につながる人材養成の推進</li><li>○観光ボランティアガイドの育成</li></ul>
--------	--

## 3 産業振興と雇用の場の創出によるにぎわいと活力づくり

地域の特性を活かした産業振興を推進し、雇用を創出することにより、まちのにぎわいと活力の向上を図ります。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>○優良企業の誘致及び企業ニーズに合わせた工業団地の造成</li><li>○企業誘致条例の制定による優遇制度の拡充</li><li>○減農薬・有機栽培による農産物のブランド化の推進</li><li>○生産基盤や農村環境などの農業基盤整備の推進</li><li>○中心市街地活性化基本計画に基づく事業の推進</li><li>○観光地・観光施設のネットワーク化やストーリー性のある観光コースづくり</li><li>○農業や自然を活かした新たな観光プログラムの構築</li><li>○観光の振興とにぎわい創設に向けたイベントの開催・充実</li></ul>
--------	--



# 資料編

---

1. 総合計画策定経過
2. 諮問・答申書
3. 総合計画審議会
4. 総合計画策定委員会



# 1 総合計画策定経過

## ■策定経過

期 日	会 議 等	内 容
平成 19 年 2 月 5 日	第 1 回総合計画策定委員会	策定方法等の決定
2 月 14 日	第 1 回総合計画審議会	総合計画策定方針、スケジュール、 市民意識調査について
2 月 20 日	全員協議会	市民意識調査について
2 月 27 日 ～3 月 12 日	市民意識調査	市内在住の満 20 歳以上の住民 2,020 人(市政モニター 20 人を含む) を対象。
3 月 12 日～19 日	職員意識調査 小学生・中学生・高校生まちづくり アンケート調査	全職員を対象。 小学生:5 年生について各校 1 学級 中学校:2 年生について各校 1 学級 高校生:市内高校に通う市内在住の 2 年生を対象。
4 月 25 日 ～5 月 18 日	各課事務事業調査	各課の現況と課題の調査
5 月 15 日	各課長説明会	基本構想素案の検討・内容確認
5 月 16 日	第 2 回総合計画策定委員会	基本構想素案の検討
5 月 25 日	第 2 回総合計画審議会	諮問(総合計画の策定について、 国土利用計画(下妻市計画)の策定 について) 基本構想案について 市民意識調査等の結果について
5 月 28 日～29 日	各課ヒアリング調査	各施策への取り組み状況や問題点、 今後取り組むべき課題など
6 月 8 日	第 1 回ワーキングチーム会議 (企画財務部会)	基本計画素案の作成
6 月 10 日～30 日	市民意見募集	基本構想案について、市ホームペー ジ及び各庁舎窓口に配備(掲載)し、 意見を募集
6 月 11 日	第 1 回ワーキングチーム会議 (総務部会、市民環境部会、保健福祉部会、 経済部会、建設部会、教育部会)	基本計画素案の作成
6 月 20 日	第 1 回専門部会 (経済部会)	基本計画素案の検討
6 月 22 日	第 1 回専門部会 (総務部会、企画財務部会、 市民環境部会、建設部会、教育部会)	〃
6 月 25 日	第 1 回専門部会 (保健福祉部会)	〃
7 月 6 日	第 2 回ワーキングチーム会議 (企画財務部会、教育部会)	基本計画素案の検討

期 日	会 議 等	内 容
7月9日	第2回ワーキングチーム会議 (総務部会、市民環境部会、建設部会)	基本計画素案の検討
7月11日	第2回ワーキングチーム会議 (経済部会、保健福祉部会)	〃
7月17日	第2回専門部会 (総務部会・市民環境部会、保健福祉部会)	〃
7月18日	第2回専門部会 (企画財務部会、経済部会)	〃
7月19日	第2回専門部会 (建設部会、教育部会)	〃
7月30日	第3回総合計画策定委員会	基本計画素案の検討 国土利用計画(下妻市計画)素案の 検討
8月7日	第3回総合計画審議会	基本計画案について 国土利用計画(下妻市計画)案につ いて
8月31日	議会全員協議会	基本構想案の説明
9月5日	総合計画に係るリーディングプロジェク ト検討会議(全部会)	リーディングプロジェクトの検討
9月11日	第4回総合計画策定委員会	基本計画案及び国土利用計画(下妻 市計画)案の検討 リーディングプロジェクトの検討
9月18日	第4回総合計画審議会	基本計画案及び国土利用計画(下妻 市計画)案の修正について リーディングプロジェクトについて 答申に向けた意見のまとめ
10月5日	第5回総合計画審議会	答申(総合計画について、国土利用 計画(下妻市計画)について)
10月22日	議会全員協議会	基本計画案、国土利用計画(下妻市 計画)案の説明
11月6日	議会上程	基本構想を議会定例会に上程
11月16日	議会可決	基本構想が議会で可決

## 2 諮問・答申書

### ■第5次下妻市総合計画の策定について(諮問)

企諮問第 1 号

平成19年5月25日

下妻市総合計画審議会

会長 桜井義雄 殿

下妻市長 小倉敏雄

#### 第5次下妻市総合計画の策定について (諮問)

本市では、平成18年1月1日に千代川村と合併し、新市建設計画のもと、「都市と自然が共生し、安全で快適なまち 下妻市」～人が生き生きかがやくまち～を新市の将来像として諸施策を展開し、様々な課題に対応しながら市民全体のまちづくりを進めているところであります。

今日の社会情勢の変化を踏まえ、豊かな自然の中で活気とやすらぎのあるまちづくりを目指すとともに、新たな時代に対応した望ましい市民生活を実現するため、第5次下妻市総合計画の策定について、貴審議会のご意見を賜りたく、下妻市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

#### 記

1. 基本構想について
2. 基本計画について

## ■第5次下妻市総合計画について(答申)

平成19年10月5日

下妻市長 小倉敏雄 殿

下妻市総合計画審議会  
会長 桜井義雄

### 第5次下妻市総合計画について(答申)

平成19年5月25日付け企諮問第1号で本審議会に諮問のありました標記の件については、内容を慎重に審議した結果、本計画は市民福祉の向上に寄与するものと認め、下記の事項について答申いたします。

#### 記

##### 1. 基本構想について

基本構想における市の将来像と目標人口の実現に向けて、計画の趣旨や内容の周知を図り、市民との協働を十分に図りながら計画を推進されたい。

##### 2. 基本計画について

(1) 少子高齢化の急速な進展など人口動態の変化や社会経済の動向を踏まえ、各種施策の展開を図るとともに、市民と行政が「協働」したまちづくりを目指し、市民参画の体制づくりに努められたい。

(2) 健全な行財政運営に積極的に取り組むとともに、なお一層の市民サービスの向上を図られたい。

(3) 豊かな自然環境など地域特性を活かした魅力あるまちの実現を図られたい。

(4) 本計画を基本に市の一体性の確保と各地域の均衡ある発展を目指し、各種事務事業に努められたい。

##### 3. 総合計画に基づく着実なまちづくりの実現について

総合計画の着実な実施を図るため、計画開始後3年及び5年を目安に進行管理に基づく計画の進捗状況や成果を明らかにし、審議会委員に報告されたい。

また、市民の主体的なまちづくりを推進するため、本計画をはじめ各種計画の策定においては、市民の声が十分反映できるシステムの構築を図られたい。

## 3 総合計画審議会

### ■下妻市総合計画審議会条例

#### 下妻市総合計画審議会条例

昭和52年9月16日  
条 例 第 1 7 号

(設置)

**第1条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、下妻市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ、下妻市総合計画及び土地利用計画に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 団体の役職員
- (3) 市の職員
- (4) 知識経験者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、当該諮問にかかる策定が終了するまでとする。

2 前条第2項第1号から第3号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、その職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、企画財務部企画課において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和61年条例第3号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則(平成14年条例第12号)

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成14年規則第17号で平成14年7月1日から施行)

付 則(平成17年条例第26号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

■下妻市総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属 等	備考
市議会議員	山崎 洋明	下妻市議会議長	
	柴 孝 光	下妻市議会副議長	
	須藤 豊次	下妻市議会総務委員会委員長	
	木 村 進	下妻市議会総務委員会委員	
	菊 池 博	下妻市議会文教厚生委員会副委員長	
	稲葉富士夫	下妻市議会文教厚生委員会委員	
	飯 塚 薫	下妻市議会産業経済委員会委員長	
	栗野 英武	下妻市議会産業経済委員会副委員長	
	増田 省吾	下妻市議会建設委員会委員長	
	小 竹 薫	下妻市議会建設委員会副委員長	
団体の役職員	東 間 實	常総ひかり農業協同組合	
	外山 崇行	下妻市商工会	
	黒川 正男	下妻市自治区長連合会	H19.2.14 ～5.10
	栗原 忠夫	〃	H19.5.25～
	鯨井登美子	下妻市社会福祉協議会	
	飛田 貞雄	下妻市体育協会	
	桜井 義雄	下妻市観光協会	会長
	石川 恒雄	下妻市消防団	H19.2.14 ～3.31
	栗 野 茂	〃	H19.5.25～
	山崎 明正	下妻市PTA連絡協議会	H19.2.14 ～5.2
	山 崎 幸	〃	H19.5.25～
	小 島 亮	下妻市文化団体連絡協議会	
	齊藤 至是	青少年を育てる下妻市民の会	
	中島 貫一	社団法人下妻青年会議所	
	森 隆	下妻市興市研究会	
	草間 達也	下妻市興農研究会	
	猪瀬 憲一	ふるさとづくり推進協議会	副会長
	塚田ヒロ子	下妻市女性団体連絡会(下妻市婦人会)	
	苅部 晴江	下妻市女性団体連絡会(下妻市まちづくり女性スタッフ)	
	鈴木 幸子	下妻市女性団体連絡会(下妻市更生保護女性会)	
知識経験者	大島 武男	下妻市農業委員会	
	吉 田 充	下妻市教育委員会	
	平間 敬文	真壁市医師会下妻支部	

## 4 総合計画策定委員会

### ■第5次下妻市総合計画策定委員会

#### 第5次下妻市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第5次下妻市総合計画（以下「計画」という。）の策定を各部局が一体となって積極的に推進するため、計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(委員)

第2条 策定委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 部長
- (4) 会計管理者

2 委員長は副市長、副委員長は教育長とする。

(任務)

第3条 委員は計画の策定に関する基本方針、各部門間の総合調整その他重要事項について調査、研究し、計画原案を作成する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(専門部会)

第5条 策定委員会の下に専門的事項を調査、審議するため専門部会（別表）を置く。

- 2 専門部会の部員は、部課等の長をもって構成する。
- 3 専門部会長は担当部長とし、副部会長・書記は部会長が部員の中から選出する。
- 4 専門部会の所掌事務は、別表のとおりとする。
- 5 専門部会は、当該部会長が招集する。
- 6 策定委員会の委員は、随時専門部会の会議に出席し、意見を述べることができる。
- 7 専門部会は、調査、審議に関し必要と認めるときは合同部会を開き、又は関係者の出席を求め意見を聞くことができる。
- 8 専門部会は、所掌事務部門について調査、研究の成果を草案としてまとめ、部会長から委員長に提出するものとする。

(ワーキングチーム)

第6条 専門部会の下に資料の収集、調査、分析及び計画素案の作成作業を行うため、ワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームは、各専門部会に属する課等の補佐職員及び係長職員をもって構成する。
- 3 ワーキングチームに会議の招集、運営等チームを総括するため、互選による代表を置く。
- 4 素案は、係及び関係との意見の調整を行い、それぞれ担当係長が作成し、ワーキングチームの検討を経て、代表から専門部会長に提出するものとする。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、企画財務部企画課新市建設計画推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年1月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年5月7日から施行する。

### 別表(第5条関係)

専 門 部 会	所 掌 事 務
総務専門部会	行政関係、その他
企画財務専門部会	財政関係、その他
市民環境専門部会	市民・環境関係、その他
保健福祉専門部会	保健・福祉・医療関係、その他
経済専門部会	産業経済関係、その他
建設専門部会	都市基盤関係、その他
教育専門部会	教育・文化関係、その他

### ■ワーキングチームの構成

専 門 部 会	ワーキングチーム構成員			
総務専門部会	秘書課	総務課	人事課	情報政策課
	委員会事務局	消防署	会計課	議会事務局
企画財務専門部会	企画課	財政課	税務課	収納課
市民環境専門部会	市民課	生活環境課	市民安全課	くらしの窓口課
保健福祉専門部会	保険年金課	介護保険課	保健センター	福祉事務所
経済専門部会	農政課	農地整備課	商工観光課	農業委員会
建設専門部会	建設課	都市整備課	下水道課	水道事業所
教育専門部会	学校教育課	指導課	生涯学習課	スポーツ振興課
	図書館	公民館	ふるさと博物館	



発行 平成 20 年1月

発行者 下妻市 企画財務部企画課

〒304-8501 茨城県下妻市本城町 2 丁目 22 番地

TEL.0296-43-2111(代) FAX.0296-43-4214

URL.<http://www.city.shimotsuma.lg.jp/>

---